

現代社会の教育と教師教育に関する共同研究

人文学部教授	勝	山	吉	章
附属大濠高等学校教諭	和	田	徹	也
九州情報大学非常勤講師	高	橋	潤	子
中村学園大学短期大学部准教授	松	園	聡	美

本研究チームは、研究題目である「現代社会の教育と教師教育」に関して、チームの構成員以外の研究者を特別研究協力員として迎えて共同研究を行った。まず2018年度の高等学校学習指導要領改訂において、18歳選挙権の実施を一つの視座に据えた新教科「公共」が設置されたが、同教科はいかなる目的をもち、いかなる教育方法が考えられるかを「主権者教育」と「法教育」をモチーフにして考察した。この内容の分担執筆は和田が担当した。

続いて、現代社会の教育法がいかなる形成過程を経るのかを議論した。とくに、文部省（政府）と日教組（左派の教員運動）の対立構造が先鋭化していた1950年代に、トイレで女子児童が暴行され殺害された事件をメディアがセンセーショナルに取り上げ、それが国会でも論議されるに至って、事実ではない事件が作りあげられるなかで、支配層の教育支配が成功していった過程を考察した。この内容の分担執筆は高橋が担当した。

三つ目の課題は、昨今の教育改革で独創性や創造性、思考力や判断力の育成が叫ばれ、その手法としてアクティブ・ラーニングと同義語の「主体的対話的で深い学び」の早急な導入が必然となっているが、それは幼児教育の現場にも踏襲されていることから、この子どもを主体とする表現活動をいかに行うかについて、歴史的に考察することにした。その際に大正期の山口県の唱歌教育と唱歌劇に注目した。この内容の分担執筆は松園が担当した。また松園は、当時の唱歌劇に関する文献を解題した。

最後に、高等学校における教科外活動である部活動において、生徒の学びと成長について考察した。この内容の分担執筆は和田が担当した。

以上のことから、本稿は六つの内容から構成されている。

- 1 和田徹也：新設科目「公共」と主権者教育
- 2 和田徹也：新設科目「公共」と法教育－「公共」教材研究の資料として－

- 3 高橋潤子：マスコミ報道が教育二法の成立に及ぼした影響に関する研究
－「鏡子ちゃん事件」の語りに着目して－
- 4 松園聡美：幼小接続を視座とした保育内容「表現」における音楽表現活動
－大正期の山口県教育会雑誌における学校劇の実践事例に着目して－
- 5 松園聡美：文献解題 大正期の山口県教育会雑誌における唱歌劇論
－地方の現場教師による子どもの音楽表現活動のとらえ方－
- 6 和田徹也：高校における運動部活動を通しての生徒の成長－芦原空手の場合－

1. 新設科目「公共」と主権者教育

和田 徹也

はじめに

高等学校公民科の新しい履修科目「公共」が設置されることとなった。「公共」は、選挙権年齢や成人年齢も18歳へと引下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなり、積極的に国家や社会に参画する環境が整いつつあることを背景に新設されることとなった科目である（『2018（平成30）年版高等学校学習指導要領解説公民編』27頁参照 以下、『解説』）。

『解説』によると、新科目「公共」の目標は、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を……育成することを目指す」ことである（29頁）。

そこで本稿は、高等学校公民科の必履修科目として新設される「公共」の授業を展開するなかで主権者教育（特設授業を含む）¹⁾をどのように進めていくのか、公共授業ノートの原型を提示するものである。したがって、論文の形式とはらずレジュメの作成資料として述べるものである。

一 主権者教育とは

主権者教育とは、「①政治に参加する意義や政治が自らに与える影響などを生徒に理解させること、②違法な選挙運動をおこなうことがないように選挙制度を理解させること、とされている。とくに前者については、現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成が重要されている。このかぎりでは、従来の公民科などの教育から一歩踏み出した位置づけとなっていよう」（新藤宗幸『「主権者教育」を問う』岩波ブックレットNo.953、2016年5頁等参照）。『指導資料』によれば、「高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて」、留意点として、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動を行うことがないように選挙制度の理解を挙げている（6頁以下参照）。

「現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成」を生徒に説明をする場合は、まず、教育基本法第14条（条文のタイトルは政治教育）について条文解釈が必要である。文献としては、『新基本法コンメンタール 教育関係法』（日本評論社、2015年）が参考と

なる。この55頁に「政治的教養」とは、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、②現実の政治の理解力およびこれに対する公正な批判力、③民主国家の公民として必要な政治道徳および政治的信念などであるとされる。……もっとも単に知識だけにとどまらず、主体的にかかわっていく意識や態度の涵養も問題になるが、インドクトリネーションに陥らないように注意が必要である」と記されている。

以上の「主権者教育」と「政治的教養」の二つの定義をふまえて、上述した新教科「公共」の目標を見ると、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を……育成することを目指す」ことである。これを敷衍すれば、「主体的・対話的で深い学びを実現するために、学習課題を設定し、教師はその課題追及のための枠組みとなる多様な視点（概念や原理論など、これは上記の①に該当すると思われる一筆者）を提供し、課題を探求したり解決したりする学習活動（上記の②③に該当すると思われる一筆者）を形成しなければならないということになる（吉田俊弘「探求する憲法－問から始める道案内連載「第8回 憲法をどう教えるのか」法学教室458号（有斐閣、2018年）69頁参照）。

この①の知識の活用をして、②・③の授業展開を行わなければならない。①についての総論的知識として様々なものがあるが、とりわけ留意しなければならない論点の一つとしては、「民主主義と立憲主義」の問題は避けて通ることはできないと思われる。

学習課題としては「民主主義は立憲主義を破壊する？」。これはどういうことか。生徒諸君の多くは「民主主義とはよいものである」と認識していると思われる。まず、この既成の考え方を揺さぶることから始めてはいかかであろうか。民主主義（議会制民主主義）とは、『自分たちのことは自分たちで決める』という共同による自己統治の原則、そして立憲主義は民主主義の暴走を防ぐという政治機能があるということをもとに（以下に示している参考資料）、授業展開を行うことにより前記の②や③について認識させることができなければならない。このことによって、主権者（有権者）としての資質・能力の育成を図る。

探求型としてこの学習テーマ「民主主義は立憲主義を破壊する？」で1コマ分を使うとすれば、具体的な授業過程としては、以下の手順が考えられる。まず生徒に予習として、比較的手易しやすく難解でない参考資料（例えば、樋口陽一小林節『「憲法改正」の真実』集英社新書2016年39頁以下。中島岳志『100分 de 名著 オルテガ 大衆の反逆』NHK テキスト2019年2月78頁以下。蟻川恒正「憲法季評 国会は「国権の最高機関」質問権許されぬ軽視」朝日新聞2018年7月14日15頁、同「憲法季評横島長官発言からみえること崩された内閣法制局の自立」朝日新聞2019年4月11日13頁。）などを提示しておく。蓋し、十分な予習がなければ、「対話的」の段階で思い付きの意見ばかりが飛び交い、結果として授業は表面的な感想を述べあうことになり、「深い学び」とは程遠い授業となってしまう。また、付加事項として当該授業の中で、2019年3月6日の参院予算委員会で内閣法制局長官が、全国民の代表者たる国会議員の質問（内閣法制局長官がこの質問に対して「このような場で声を荒げて発言することまで含むとは考えていない」毎日新聞2019年3月6日）を揶揄した案件も紹介し、オープン・エンド型の授業で終了する。

・上記の参考資料その1『「憲法改正」の真実』の39頁以下の要約。
戦後になると、議員たちの意識の変化がある。主権者たる国民に選ばれた我々が一番偉いのだという認識になり、立憲主義という言葉が形骸化した。主権者である国民に選ばれた国会議員なのだから、議員を制限するものは何もない、というロジックが教えるのは、民主主義が立憲主義を破壊するのに使われる危険がある、ということである。民主主義、デモクラシーとは、人民（デモス）の支配（クラチア）、つまり人民の支配である。突きつめて言うと、一切の法の制約なしに人民の意志を貫き通す、これが、〈民主〉のロジックである。一方、立憲主義とは「法の支配」、rule of lawである。このlawは、国会のつくる法律を指すのではなく、国会すらも手を触れることのできない「法」という意味がこめられている。その〈立憲〉のロジック、つまり「法の支配」を貫徹すれば、人民が多数決で決めたことを否定するような場合もある。つまり、選挙で選ばれた議員たちは、民主主義に基づく権力を握っている。その権力まで憲法が制限するのかどうか？民主主義と立憲主義は、同じ方向を向いているときもあれば、ぶつかってしまうときもある。立憲主義で民主主義を制限するのはおかしいというロジックがあるが、どうバランスをとるのが大事である。ワイマール憲法のもとで、民主主義が暴走し、憲法の基礎を成していた基本的人権が破壊され、ドイツ民族の優位といったイデオロギーが跋扈するようになった。立憲主義を軽視すると、そういったことが起きてしまう。

・参考資料その2『100分 de 名著 オルテガ 大衆の反逆』78頁以下の要約。

「民主主義と立憲主義」の関係は、法学上、政治上もこの二つは相反するというのが基本的な考え方である。つまり、民主主義とは最終的に多数派によって決定されるという政治システム。

一方、立憲主義とは、憲法が権力を縛る、つまり「多数派の支持を得たからといっても、してはいけないことがある」という考え方である。仮に多数派が「言論を規制しろ」という主張をしたとしても、言論の自由は憲法で保障されているので、規制をすべきではない。戦後日本の憲法学は、民主主義を優先させてきた。例えば、統治行為論（高度な政治性をもつ国家行為については裁判所は判断を避ける）。民主主義が最上位にあることを前提として、立法府と内閣府によって選出された内閣には最高裁判所よりも権威がある。したがって、裁判所は「高度な」政治決定については憲法判断を差し控える。民主主義が優先され、立憲主義は脇に押しやられてきた。しかし、「死者」の問題（筆者—中島氏は、「過去の英知や失敗の蓄積の上に現在がある」という問題を言っていると思われる）について考えたときに、「やはり立憲は重要だ」。「民主主義対立憲主義」という単純な構図になってしまうのは、この二つの主語が異なっていることを見落としていると思う。つまり、民主主義の主体はいま生きている人間、つまり「生者」。それに対して、立憲主義の主体は「死者」なのである。立憲主義における憲法は、国民が権力を縛るためのルールである。そして、立憲主義が前提としている国民には死者が含まれている。むしろ死者が主役なのである。「生者」が支持しようとも、してはいけないことがある。その「してはいけないこと」を定めている憲法に、私たちは拘束され続けている。つまり、憲法を通じて、死者が私たちをガードし続けている、それが立憲主義というものである。しかし、いまの日本には、自分は多数派に支持されているのだから何をしてもいいのだ、白地委任されているのだと主張する政治家が少なくない。このように、立憲主義を忘れた民主主義、つまり多数者の見解だけによって正しい進歩が成し遂げられるという傲慢な発想こそが民主制を危うくするというのが、オルテガの思想なのである。

以上の二つの文献の内容は、前記の『新基本法コンメンタール 教育関係法』（日本評論社）の55頁にある「『政治的教養』の定義の②現実の政治の理解力およびこれに対する公正な批判力、③民主国家の公民としての必要な政治道徳および政治的信念の涵養」のためには、生徒に提示しておかなければならない事項であろう。

二 主権者教育の目的

主権者教育の目的を岡田憲治氏は、次のように述べている。社会を維持し他者と生きるためになす合意形成の帰結を受け入れる覚悟（傍線は筆者）を児童・生徒に理解させることである。主権を行使するものは、合意を形成する責任がともなう。これを忌避すれば多様な価値観を含むこの社会を維持することは不可能である²⁾。この岡田氏の「主権者教育の目的」は、新科目「公共」の構成項目Bの(2)主として政治に関わる事項の内容とリンクしているところがある。「解説」では「よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものである事について理解すること」とゴチック体で記しており、「よりよい社会を築いていく主体は個人であって、選挙をはじめとする様々な政治参加の方法（傍線は

筆者)を通して国民主権が実現される仕組みになっていること、憲法の下、表現の自由や知る権利が保障され、政治に関わる事項について議論したり意見を発信したりする中で、調整を行い、合意を形成していくことが民主政治の基盤となっていることを理解できるようにする」と続いている。共通するキーワードは、合意の形成である³⁾。

三 主権者としての政治の「覚悟」～意図せざる結果が生じた場合

(1) まず、オストロゴルスキーのパラドックスを説明する。

つまり、複数ある個々の政策課題について多数決で可否を決めた場合、その投票結果が過半数の投票者にとって承認しがたいものになることがあることを具体的な例を挙げて(例えば、在日米軍基地、原発再稼働、安保条約など)表を作成する。この社会的行為の意図せざる結果を引き受ける「覚悟」が必要となり、政治的無関心の一種である、お任せ民主主義・傍観者民主主義とならないように指導上留意しなければならない。

(2) 次に、カウンターデモクラシーについて、高校生の政治活動⁴⁾の視点から生徒に問題提起をする。授業展開として討論の形がとれる。この点についての文献として、松田憲忠「カウンターデモクラシーと主権者教育」岩井奉信 岩井正弘編『日本政治とカウンターデモクラシー』勁草書房(2017年)と岩崎正洋編著『政治過程の理論分析』三和書籍(2012年)第9章トゥールミンの「議論の技法—トゥールミン・モデル」(松田憲忠分担執筆)が有益である。以下、松田憲忠「カウンターデモクラシーと主権者教育」から有用な文章をピックアップしてみる。

◎国政選挙や地方選挙において投票率の低下が顕著になっている一方で、とりわけ国会での審議過程審議に対する不満などを背景にデモや市民運動といった議会外で行われる政治参加の一つであるカウンターデモクラシーの動きが活発化している。

これは、投票参加を通じては十分に明示化されない多様な意見(「選挙結果に還元できない民意の残余」⁵⁾)を表出させ、結果として社会内部の対立を顕在化させている。

◎したがって、デモクラシーを担う市民には対立克服や多様な意見の集約に寄与する資質を備えていることが求められる。こうした資質を備えた市民を育成し、個人を取り巻く利害関係や個人がもつ価値観等の多様性もとでデモクラシーの実現に貢献することが、主権者教育の意義として期待されている。

◎対立が顕在化する状況において、主権者教育は、そ

れぞれの市民が理性的な議論ないし熟議を通じた合意形成の意義を認識し、選好の変容といった合意形成に向けて積極的な姿勢を習得するように促す役割を担うのである。

◎カウンターデモクラシーは、代表制デモクラシーでは代表されえない民意を表出するという機能を果たす一方で、結果として社会内部の対立を顕在化させることになる。……この対立を克服して共存のための合意形成を目指す姿勢こそが、カウンターデモクラシーを踏まえた主権者教育のなかで強調されるべき市民の資質であると捉え、主権者教育における道徳教育の側面の今日の重要性を明らかにした。そのうえで、[本書は]主権者教育での選挙や投票の位置づけや、合意形成を重視する主権者教育の実践上の課題に論及している。

◎カウンターデモクラシーはポピュリズムの興隆を含意し、結果的にデモクラシーそのものの危機に繋がりがねないという懸念が存在する。

◎共存のための合意形成を目指す姿勢を具えた市民を育成する主権者教育。

四 問題提起

(1) ボルダールール

これについては、坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書、2017年)が有益である。いわゆる多数決型民主主義(多数者支配型民主主義)の問題点を検討している。

この文献のテーマは、投票方式としての多数決の精査とその代替案についての検討である。複数の候補者から一人の政治家を選出する選挙で、多数決という投票方式は人々の意思を適切に集約できるのだろうか、という問題提起の書である。

そこで、授業展開上での有用な箇所を挙げておく。

「多数決という意思集約の方式は、日本を含む多くの国の選挙で当たり前に使われている。だがそれは慣習のようなもので、他の方式と比べて優れているから採用されたわけではない。そもそも多数決以外の方式を考えたりしないのが通常だろう。だが民主制のもとで選挙が果たす重要性を考えれば、多数決を安易に採用するのは、思考停止というより、もはや文化的奇習の一種である」(5頁)。

但し、授業中注意しておかなければならないことは、小選挙区制や地方自治体の首長選挙において、立候補者が3人以上で、そのうち2人の立候補者の政策が似通っている場合、いわゆる票の割れが起きてしまうことを、生徒には提起しておかなければならない。つまり「多数決がダメだというのは選択肢が三つ以上のときである。しかし選択肢が二つならば票は割れようが

ない。このときは多数決で構わない」ということである。

「投票で『多数の人々の意思を一つに集約する仕組み』のことを集約ルールという。多数決は沢山ある集約ルールのひとつに過ぎない。そして、投票のない民主主義はない以上、民主主義を実質化するためには、性能のよい集約ルールを用いる必要がある」（10頁）。

①まず多数決の方法を紹介する。

例えば自治体の首長選挙で、有権者は21万人、選挙の立候補者は「A氏、B氏、C氏」の3人。投票結果は「A氏に8万票、B氏に7万票、C氏に6万票」であった。多数決で勝つのは最多の8万票を獲得したA氏である。

だがしかし、有権者21万人が2位以下を次の図表のように考えていたとしたら、当選者がA氏になるのは、いわゆる「多数意見の尊重」になるのか、という問題提起を試みる。

図表

	4万人	4万人	7万人	6万人
1位	A氏	A氏	B氏	C氏
2位	B氏	C氏	C氏	B氏
3位	C氏	B氏	A氏	A氏

この図表の見方は、A氏に投票した8万人、つまりA氏を1位とする8万人のうち4万人がA氏B氏C氏、残る4万人がA氏C氏B氏と選択肢を順序付けている。また、B氏を1位とする7万人は皆B氏C氏A氏、C氏を1位とする6万人は皆C氏B氏A氏である。

これで分かるのは、有権者21万人のうち13万人、約6割がA氏を最下位の3位にしている。このことはいわゆる「多数意見の尊重」になるのか。この13万人の1位がB氏とC氏に票が割れたから、A氏が多数決で最多票を得られただけではないのか。

②次に、多数決とは異なる集約ルールとしてのボルダールールの説明に入る。

ボルダールールは、有権者の選択肢は3つであるので、1位には3点、2位には2点、3位には1点というように加点をして、その総和（ボルダ得点）で全体の順序を決めるルールである。

A氏、B氏、C氏のボルダ得点は次のようになる。

$$A \text{ 氏 } (3 \text{ 点} \times 8) + (2 \text{ 点} \times 0) + (1 \text{ 点} \times 13) = 37 \text{ 点}$$

$$B \text{ 氏 } (3 \text{ 点} \times 7) + (2 \text{ 点} \times 10) + (1 \text{ 点} \times 4) = 45 \text{ 点}$$

$$C \text{ 氏 } (3 \text{ 点} \times 6) + (2 \text{ 点} \times 11) + (1 \text{ 点} \times 4) = 44 \text{ 点}$$

従って、ボルダールールによればB氏が1位となる。

実際の選挙制度として、小選挙区制や地方自治体の首長選挙においてボルダールールの適用が考えられるが、

このことについてどう思うかを問題提起として発問する。

(2) 投票率の低下については、様々な見解があるが、生徒への設問として、次の問いを課題としてレポート提出を課する。

設問1 議会制民主主義国家が、資本主義(自由競争)に適合した政治制度でありうる根拠を説明しなさい。

設問2 民主主義の危機の原因は、選挙型代議制民主主義にある。したがって、新しい提案として、抽選(いわゆるくじ引き)と投票による代議制、つまり二重代表制の主張がある。あなたの考えを述べなさい。

設問1は、田口富久治「共産党宣言」『マルクス主義法学講座第8巻 マルクス主義古典研究』（日本評論社、1977年）74頁を参照した。

設問2は、ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』岡崎晴輝、ディミトリ・ヴァン・オーヴェルバーク訳（法政大学出版局 2019年）を参照した。参考になる文言を引用する。

「私が提唱したのは、選挙制に加えて、抽選制、熟議制、入替制を組み合わせることである。すでに示唆したように、選挙で選出された政府は重要な決定を下す際、市民を招待し（抽選制）、採るべき進路について話し合ってもらえる（熟議制）。その際、別の人を改めて選出し直すこともできる（入替制）。抽選制を採用すれば、裕福な高学歴の白人男性しか発言権を持たないようなことにはならない。熟議制を採用し、市民が専門家、政治家、他の市民を話し合う機会を制度化すれば、感情に流されるようなことにはならない。そして、入替制を採用すれば、一握りの人々にしか順番が回らないようなことにはならない」（179頁）。⁶⁾

※実際の主権者教育特設授業においてどのように展開したか？なお、実施したクラスはすでに「公民」の授業で単元として政党政治と選挙制度は学習済みである。

上記の講義ノートをもとに以下の展開を行った。

一 主権者教育とは

新藤論文の定義とコンメンタールを使用した。クラスによっては主権者の「主権」の意味を質問した。

コンメンタールの「政治的教養」の意味を板書した際、とりわけ定義②現実の政治の理解力およびこれに対する公正な批判力、については『憲法改正』の45頁以下の「ないがしろにされる国会」で内閣総理大臣の国会議員に対して「野次（「早く質問しろよ」、「どうでもいいじゃん」）を飛ばした事件」を紹介した。授

業では46頁の樋口氏の発言「小さいことのように、これは権力分立という大原則を破っているのです。立法府において行政側の人間が、勝手に議事を仕切る権利はない。戦前のケース（国家総動員法と「黙れ事件」一筆者）では、陸軍省の副課長級の役人の発言でした。これが大問題になったのですが、今回は一国の首相の発言だったにもかかわらず、笑い話で終わっている。帝国議会の時代のほうが、緊張感をもって政治をしていた。それに比べて、今は、議員もメディアも、みんな鈍感になっています」を生徒に伝え、「現実の政治の理解力およびこれに対する公正な批判力」を培うためには、前記「政治的教養」の①「民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識」が前提となることが当然であるという授業を行った。

二 主権者教育の目的

岡田論文の「社会を維持し他者と生きるためになす合意形成の帰結を受け入れる覚悟を示すことだ」を板書した。これは、例えばという話で、候補者がマニフェストに示す政策課題を支持し当選したあとになって、新しい政策課題についての提案に反発を覚えた場合や立候補当時示したマニフェストを否定する政策を実施した場合の授業を行った。

三 主権者としての政治の「覚悟」

授業展開として、以下の話をした。

- (1) 前述のオストロゴルスキーの話をし、「複数の政策を1つのパッケージとした選挙の結果と政策別に支持されている政党は、異なる場合がある。有権者は、選挙後も政権がどのような政策を実行しようとしているか注視する責任があるといえる」（『最新政治・経済資料集新版2019』実教出版132頁）という文言を読み、お任せ民主主義、傍観者民主主義を決め込むことは問題である、とまとめた。
- (2) 国政選挙や地方選挙において投票率の低下が顕著になっている一方で、とりわけ国会での審議過程審議に対する不満などを背景にデモや市民運動といった議会外で行われる政治参加の一つであるカウンター・デモクラシーの動きが活発化している、ことを紹介した。

四 問題提起

授業では、前述のボルダールールの紹介し、生徒会選挙で活用できないか、という問題提起で終わってしまった。

実質的な授業時間は40分ぐらいであり、急ぎ足で行った授業としては上記の内容のレベルであった。

ちなみに、去年の授業（中高一貫の高一）では、前記「設問1 議会制民主主義国家が、資本主義（自由競争）に適合した政治制度でありうる根拠を説明しなさい。」について任意ではあるが、レポートを課したところ若干名の提出があった。

五 結びにかえて

周知のとおり、主権者教育の「主権」の意味は、国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威という意味であり、その力または権威が君主に存する場合は君主

主権、国民に存する場合は国民主権と呼ばれる。したがって、主権者教育というのは、国民主権者教育という意味を含んでいるのであろう。そこで主権者教育における憲法学習の基礎として、人権と国家権力の関係を理論的に問う学習が必要になるとと思われる（吉田・前掲論文70頁参照）。また、一般的に民主的な選挙がポピュリズム（大衆迎合主義）を生み出したといわれているが、この検討は主権者教育を続けていくためには避けて通ることのできない問題であろう。

- 1) 文科省と総務省は、「主権者教育」についての生徒用副読本として『私たちが拓く日本の未来－有権者として求められる力を身につけるために』（以下、『副読本』）と教員への指導マニュアルとして同名の『活用のための指導資料』（以下、『指導資料』）を作成している。『副読本』には、「世界的にみると、18歳までに選挙権が認められている国は全体の約92%であり、今回の引下げは世界の流れにも沿ったものとも言えます。」（7頁）という記述があるが、主権者教育においては表面的にならないように、たとえば、選挙権年齢引下げの意義という学習課題を設定した場合、「主体的・対話的で深い学び」を進めるためには、必要な知識、思考し判断するための枠組み（概念や理論）となる視点を提示しなければならない。そこで参考になるのが、藤田英典氏が総合雑誌『世界』2015年8月号「一八歳選挙権と教育政策の矛盾」という論文の中で、欧米諸国の多くは兵役年齢18歳とのバランスを考慮して1960年代後半以降に選挙権を引き下げたということ指摘されており、このことをおさえておくことも重要である。特にアメリカやオーストラリアでは当時ベトナム戦争に多数の18・19歳の若者が派兵され戦死者も多かったが、そうした状況下で、「戦場で戦うに十分な年齢は投票するに十分な年齢だ（old enough to fight, old enough to vote）」がスローガンとなっていた事実を踏まえることも現下の安保法制論議との関連で重要である、と述べられている。このような内容も主権者教育のなかで生徒に話さなければならない事柄であろう。
- 2) 「主権者教育の意義」『月刊教職研修』9月号（教育開発研究所 2015年）20頁以下参照。
- 3) 合意形成に失敗した場合、参考となるのが、岡田憲治「一八歳は何を学ぶと「主権者」となるのか？」『2015年安保から2016年選挙へ』世界別冊No881（岩波書店、2016年）130頁以下である。少し長くなるが引用しておく。

我々は合意形成におそらく失敗する。我々は個別の政治判断において間違える。しかし、一八歳の主権者も、一八歳だった主権者も恐れる必要は何もない。なぜならデモクラシーは、我々が間違えることを前提に作られたシステムであるからだ。そして、間違えを自分たちで少しずつ克服していけるたったひとつのシステムである。人間は主権者として生まれてくるのではない。主権者になるのである。人は立派な人間にはなかなかない。ましてや立派な主権者などない。いや、なる必要がない。ならなければいけないのは、「最悪の事態となることだけは避けるために、自分のいかがわしさと不完全さを自覚しつつ、それでもなお情念から発する価値判断に依拠して、自分の頭でものを考える」人間になることである。そして、考えた結論を暫定的結論として、声帯を震わせ隣人に伝えるという社

会技法を持った人間である。それは、人が他者とともに生きるということと同義である。そして、これからはそうした人間のことを我々は「主権者」と呼べばよい。我々のほとんどは、立派であったことなど一度もない。だから胸を張って、淡々と「政治的」になればよいのだ。来るべき主権者教育において、一八歳に言うべきことは一つである。

政治的になろう。肺呼吸するように（140頁）。

- 4) 高校生の「政治的活動」については、『指導資料』は「その行為の目的が政治的意義を持ち、その効果が政治に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような行為をいい、特定の政党との関係の有無にかかわらず」（74頁）と述べている。また、「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成二七年十月二九日付二七文科初九三三号）（以下「通知」という）では、「特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く」としている。

『解説』（30頁以下参照）によれば、「公共」の目標(1)の中に、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解する、」とあり、これについては、「単に知識を身に付けることではなく、基礎的・基本的な知識を確実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容の深い理解と、個別の知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していくことを示している」と記されている。

この立場から、上記の『指導資料』や『通知』の内容について検討することにより、生徒に「目的効果基準説」による高校生の「政治的活動」の制限について、を理解させなければならないであろう。前述したように留意しなければならないことは、インドクトリネーションに陥らないように注意が必要である。

『指導資料』は、周知のごとく津地鎮祭訴訟や愛媛玉ぐし料訴訟（いずれも最高裁判決）にみられる目的効果基準を借用したものであろう。そして、目的効果基準自体も、アメリカのレーモン・テストを借用していることも周知の通りである。したがってこの『指導資料』の定義はいわゆる「孫引き」(?)であると

思われるが、果たして「政治的活動」の定義として説得的な法解釈が成立可能か検討の余地がある（例えば、愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決に付された二人の裁判官、高橋久子裁判官からは目的効果基準は「いわば目盛りのない物差しである。したがって、この基準によって判断された地鎮祭判決後の判決が、同じ事実を認定しながら結論をことにするものが少なくない。……目的・効果基準は、基準として極めてあいまいなものといわざるを得ず」と述べている。また、尾崎行信裁判官は「意味内容を特定し難い部分があり、……その適用に際し、判断を誤らせる危険があり、合憲性を左右する基準として、このような不明確さは許されるべきではない」という意見が出されている。

また、『通知』の目的効果基準的(?)定義によって「政治的活動」を委縮させるような方向性であれば、言うを俟たず憲法第31条（特に明確性の原則）との検討が必要であろう（明確性の原則は、表現の自由—例えば言論、出版、集会や動く集会といわれる集団示威進行など—の規制に対する違憲判断基準の一つで、「精神的自由の規制立法の内容は漠然とした不明確なものであってはならないとする原則である。（辻村みよ子『憲法[第6版]』日本評論社、2018年203頁）。

- 5) これは鶴飼健史「民意は代表されるべきか？」山本望—山本圭編『ポスト代表制の政治学—デモクラシーの危機に抗して』ナカニシヤ出版 211—236頁であるが、筆者は、松田憲忠「カウンター—デモクラシーと主権者教育」岩井奉信 岩井正弘編『日本政治とカウンター—デモクラシー』勁草書房246頁を参照した。

- 6) なお、この文献をめぐっては、書評・朝日新聞（朝刊）2019年6月1日17頁 間宮陽介「民主主義の危機への療法示す」。また、くじ引き民主主義については、同紙朝刊2019年6月4日20頁三牧聖子「「くじ」が映す民主主義の可能性」や吉田徹「いま『くじ引き民主主義』がヨーロッパで流行中、その社会的背景」(<https://gendai.ismedia.jp/artcles/-/64685>)を参照。

ところで、この「抽選」、「熟議」、「入替」というワードで思いつくのが、日本における裁判員制度であろう。探求型テーマとして「裁判員制度」を取り上げる場合、「裁判員制度」の可否について思考し、判断するための枠組みとして「抽選」、「熟議」、「入替」を提示し、裁判員制度の現実の動向をみることも、深い学びの実現になると思われる。参考文献として、『裁判員制度の真相』花伝社（2015年）、『法と民主主義』2013年12月号35頁が有益である。

2. 新設科目「公共」と法教育－「公共」教材研究の資料として－

和田 徹也

一 問題の所在－法教育構想をめぐる「現代社会」と「公共」の比較

法教育は、学習指導要領の改訂（小学校中学校：2008年、高等学校：2009年）において、2011年度から2013年度にかけて小中高で順次実施され、今では数多くの研究や授業実践報告が行われ、各地域においても、弁護士会など法曹界を中心とした法教育研究会が組織されている。¹⁾

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものを見方・考え方を身に付けるための教育である。²⁾

2018年3月に新科目「公共」の学習指導要領が告示され、「高等学校学習指導要領解説公民編」（以下、本文では『解説』という）が提示された。そこで本稿では、高等学校公民科の新しい必修科目である「公共」における法教育構想について述べ（→ 一）、『解説』に示されている法教育をめぐるのは、契約論と裁判員制度の二点についてのみ検討を試みる（→ 二）。³⁾

まず、「公共」の全体構造を概観する⁴⁾。

「公共」という教科は、「A 公共の扉」、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参加するわたしたち」、「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3つの項目から構成されている。「公共」では、「A 公共の扉」で示された公共的な空間における基本原理（人間の尊厳と平等、個人の尊重、法の支配、自由・権利と責任・義務など）を学習する。次に「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参加するわたしたち」において、次に示す事柄や課題（法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義など）それぞれについて現実社会の諸課題に関わる主題を設定し、「A 公共の扉」で身に付けた公共空間における基本原理などを活用（下線は筆者）して、他者と共同しながら主題を追究したり解決したりする学習活動を行う。そして、「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」では、共に生きる社会を築くという観点から課題を見だし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述するなどの学習を行い、自立した主体として生きるために必要な知識及び技能、思考力・判断力・表現力及び態度を育成する。

「公共」は、現行の「現代社会」を発展的に解消させ

た科目という位置づけとされている。したがって、法教育構想について、「現代社会」と比較しながら明らかにしたいと思う。⁵⁾

「現代社会」が、民主政治の前提となる個人の在り方について、個人と国家を中心に考察させることを主なねらいとしているのに対し、「公共」は、市民同士の私法関係にも光をあて、多様な契約や消費者の権利と責任を理解し、憲法の下、適正な手続に則り、各人の意見や利害の調整と紛争解決などを通して権利や自由が保障されていることを学んでいくことが重視されている。司法に関しては、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であり、国民の参加が大切であることを理解できるようにする。司法制度については、「裁判員制度についても扱うこと」（『解説』51頁）とされ、国民の司法参加の意義を理解するとともに、例えば、模擬裁判など、司法の手続きを模擬的に体験することを推奨している。また、「現代社会」では、個人の尊重原理を基礎として日本国憲法と関連させながら、基本的人権の保障に関する理解を深めることが求められており、なぜ基本的人権の保障や法の支配の実現が大切かを考察させることを重視しているが、「公共」では、人間の尊厳と平等、個人の尊重、法の支配、自由・権利と責任・義務などの基本原理を活用（下線は筆者）して、「民主政治の推進や持続可能な社会を形成していくために必要な主権者意識や当事者意識を育み、多面的・多角的に考察する姿勢が、様々な集団や社会の多様性の、尊重ひいては各人の幸福を実現できるよりよい社会の形成にもつながることを理解できるようにすることが大切である」（『解説』61頁）と述べている。「公共」では、基本的人権の大切さそのものを学ぶというより、個人の尊重や平等などの概念を用い、よりよい社会の形成につなげていくことに比重が置かれ学習活動が設計されているように思われる。⁶⁾

ちなみに、『解説』は、政治学習（主権者教育）の視点としても、「よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること」をあげ、その際には「表現の自由や知る権利が保障され、政治に関わる事柄について議論したり発信したりする中で、調整を行い、合意を形成していくことが民主政治の基盤となっていることを理解できるようにする」（『解説』61頁）と述べている。このような文脈においては、法関連学習と政治学習（主権者教育）との連携を促しているということが出来る。（吉田 2018、

70頁)

二 『解説』 についての若干の検討—私法上の契約論と裁判員制度

- (1) 多様な契約及び消費者の権利と責任（『解説』 58頁以下）

『解説』 58頁10行目から20行目まで引用し、検討する。

多様な契約については、契約が当事者の自由な意思の合致により法的拘束力のある約束であること、誰とどのような内容の契約を行うかは、当事者の意思に基づくことを理解した上で、契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。

その際、詐欺、脅迫や判断能力が不十分であるために、不完全な意思表示に基づいて契約が行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解し、例えば、未成年者が契約する場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要であり、未成年者が法定代理人の同意なく締結した契約は、本人または法定代理人が取り消すことができること、成人であると信じさせるため詐術を用いた契約などは取り消すことができないことについて理解できるようにする。

<教材研究として現場の教員が習得しておかなければならない法律用語>

法教育を実施していく上で、教材作成や授業の工夫に専門家である法曹や法律学者の協力が必要であるが、基本的な法律用語の認識がなければ、打ち合わせや協力をしていただくためのコミュニケーションは充分に取れないであろう。

周知のとおり、日本の民法体系は、パンデクテン方式を採っている。ちなみにパンデクテン方式について述べる。

ユスティニアヌス法典（ローマ法大全）の中にある「学説彙纂」（〔羅〕*digesta*、〔独〕*Digesten*、〔希〕*Pandektai*）の別名をドイツ語で表現したものがパンデクテン *Pandekten* である。ドイツでは、中世以来、ローマ法を継受したため、ローマ法は現行法として研究されることとなった。ところが、ローマ法の学説彙纂がきわめて具体的非体系的であり、近代社会にそのまま適用するのが困難であったので、近世以来のヨーロッパの法学者はその体系化につとめた。とくに19世紀のドイツ私法学者がそれを徹底的に行い、総則、物権、債権、親族、相続という五編からなる民法典の体系を考え出した。このような法学を「パンデクテン法学」といい、その体系を「パン

デクテン方式」と呼んでいる（『法律学辞典』第三版（有斐閣、平成2年1182頁）、五十嵐清他著『契約の法律入門』（有斐閣新書、1978年7頁）、中田邦弘、後藤元伸、鹿野菜緒子著『新ブリュール民法1 民法入門・総則』（法律文化社、2018年）17頁参照）。

契約について学ぶ以上は、高校教科書にも掲載されている契約自由の原則は押さえておかなければならない用語の一つであろう。

契約自由の原則については、一般的には債権各論（周知のとおり法学部では、1年次から民法総則、物権、債権総論を順次履修した上で、債権各論を学修する）で学習する項目である。

契約自由の原則⁷⁾は、民法の基本原則（権利能力平等の原則、所有権絶対の原則、私的自治の原則）の一つである、私的自治の原則の中で記されている。

すなわち、「私的自治の原則とは、私法の分野においては個人が自由意思に基づいて自律的に法律関係を形成することができる、という原則である。私人間の法律関係をどのように形成するかは、基本的に各人の自由な意思決定に委ねられている（自己決定）。こうした私的自治の考え方を実現するための手段として、契約が重要である。契約のレベルでは、私的自治の原則は「契約自由の原則」として現れる。つまり、契約当事者間の合意があれば、原則として自由に法的関係を形成することができ、国家は、その内容に干渉することをせず、合意の内容を実現することを支援するのである。このように、人は、原則としてその自由な意思決定についての責任は自分で負担しなければならないことになる。たとえば、自らの自由意思で結んだ契約については、必ず履行しなければならない。履行しなければ、国家の機関を通じて契約の実現を強制されることになる。その際、自分が被った損害・損失は自分自身で負担しなければならない（いわゆる自己責任の原則）」（中田2018：23頁以下参照）。

次の（i）～（iv）により、基礎的な事項を整理する。

- （i）契約の定義について。

契約とは互いに対立する複数（通常は2つ）の意思表示の合致によって成立する法律行為である。

この定義を理解するためには、意思表示と法律行為という用語の理解が必要であろう。民法総則の体系によって、法律行為から述べる。法律行為とは、「一定の法律効果の発生に向けられた意思表示を不可欠の要素とする法律要件であり、その意思表示の内容に従った法律効果を発生させるものである」（中田・2018：112頁以下参照）、と定義付けられている。また、この定義を理解するためには、民法適用の論理構造である法律要件と法律効果の意味を理解していることが前提である。私法の

条文には、「～という条件（事実）が満たされるたときに、～することができる（「負う」とか「しなければならない」という表現もある）」という効果が生じるという構造を持っている特徴がある。前半の「～という条件（事実）が満たされるたときに」の部分法律要件、後半の「～することができる（「負う」とか「しなければならない」という表現もある）」の部分法律効果という（中田2018：113頁以下参照）。

（ii）意思表示について。

「意思表示は、一定の効果を意欲してする意思行為であって、法律行為の要素をなすものである。学者はこの意思表示はそのなされる心理的過程に従って三個の要素から成立すると説くのが普通である。第一に、効果を欲する意思、たとえば一定の物を1,000円で買おうとする意思を決定する。この意思を効果意思という。第二に、この効果意思を外部に発表しようとする意思を伴う。これを表示意思という。第三に、この意思の下に右の効果が推断されるような行為、すなわちたとえば1,000円で売ってくれという言葉を発表する。これを表示行為という。そしてこの三要素中でも効果意思が最も重要であって、何らかの事情によって効果意思の伴わない行為がなされてもそれは無効であることが原則だと説く。しかし、……意思表示の取扱いにおいて効果意思に重きをおくものを意思主義といい、表示行為に重きをおくものを、表示主義というが、今日の経済取引行為においては後者をとるべきものと思う」（我妻榮 有泉亨 川井健著『民法1 総則・物権法』（第三版）146頁以下（勁草書房、2009年）。

「意思表示の効力を認めるためには……行為者の企図した意思内容を明らかにすることではあるが、それは内心に存在した真意（内心的効果意思）を研究することではなく、表示によってどんな意思が推断されるか（表示上の効果意思）を明らかにするものである。そうして表示上の効果意思に対応する内心的効果意思が欠けていたり、一致していないときは、意思と表示の不一致または意思の不存在としてその意思表示の効力が阻止されることがあり、また両者のくい違いがない場合にも内心的効果意思が詐欺または脅迫によって強制的に決定されたものであるときは、瑕疵ある意思表示としてこれまた一定の要件の下にその効力が阻止される」（我妻・有泉・川井2009：148頁）。

「意思主義の立場では無効とし、表示主義の立場では有効となる。日本民法は折衷的な立場にある。この問題について民法は93条以下で扱っている。これらの意思表示規定の基本的立場について意思主義と表示主義に関連させて以下のように図式的に整理している」（中田2018：147頁参照）。

意思と表示の不一致

心裡留保（93条1項本文）

表示主義

例外（93条1項但書）：相手方の悪意・有過失

意思主義

善意の第三者との関係（93条2項）

表示主義

虚偽表示（94条）意思主義

善意の第三者との関係

表示主義

錯誤（95条）意思主義

例外（95条3項）：表意者に重過失－表示主義

善意・無過失の第三者との関係（95条4項）－表示主義

瑕疵ある意思表示

詐欺・脅迫（96条）

意思主義

善意・無過失の第三者との関係（96条3項）

詐欺－表示主義

脅迫－意思主義

（iii）無効と取消しの違い。

無効と取消しの一般的な違いとしては、①無効の場合には、特定の者の意思表示を待つまでもなく当該法律行為ははじめから効力を生じないが、取消しの場合には、当該法律行為は一応有効であり、特定の者（取消権者）の意思表示（取消権の行使）によってはじめて効力を失うこと、②無効の場合には、放っておいても有効になることはないが、取消しの場合には、一定期間の経過により取消権が消滅し（126条）有効に確定することがあること、③無効の場合には、追認をして有効にすることはできないが（119条参照）、取消しの場合には、追認をすれば有効になること（122条）等があげられる（中田2018：245頁）。

ある法律行為を無効とすべきか、それとも取消しうべきものとするかは、結局において、立法政策の問題だといってよいであろう。法律の理想から見て、何人の意思をも問わず当然に効力を認むべきではない、という客観的事由があるときは、無効とすべきである。これに反し、特定の人の意思によって効力を否定すべきものと考えられる事由があるときは、取消しうるものとなすべきである。

民法総則の無効または取消は、意思表示または法律行為としての効果が完全に生じないことである。従って、それ以外の効果が生ずるのは、別問題である。ことに、無効は行為または取消された行為に基づいて、すでに現実の結果が生じているとき－例えば、無効な行為について、履行がなされたとき－には、その決済として、常に、不当利得返還の効果を生じ、また、取消の原因が同時に

不法行為の要件をも備えるときは、損害賠償の効果を生ずる。詐欺・脅迫にその例が多い（我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1977年）385頁以下、我妻・有泉・川井2009：197頁以下参照）。

- ・民法で予定されている無効と取消し（中田2018：245頁）〈無効となる場合〉
 - ・表意者に意思能力がない場合（3条の2）
 - ・公序良俗に反する場合（90条）
 - ・強行法規に反する場合（91条参照）
 - ・心裡留保において、相手方が表意者の真意ではないことを知り、または知ることができた場合（93条1項但書）
 - ・虚偽表示の場合（94条1項）
 - ・無権代理の場合（113条1項）（ただし、効果不帰属）
- 〈取り消すことができる場合〉
 - ・制限行為能力者がその制限に反して法律行為をした場合（5条2項・9条・13条4項・17条4項）
 - ・錯誤により意思表示をした場合（95条1項本文）
 - ・詐欺または脅迫によって意思表示をした場合（96条1項）

※制限行為能力者について（中田2018：52頁参照）：行為能力（単独で確定的に有効な法律行為をすることのできる能力）の制限を受けている者を、制限行為能力者という。法律行為が「確定的に有効」でないとは、あとから法律行為を取り消すことができることをいう（5条2項・9条本文・13条4項・17条4項）。「単独で」とは、保護機関（親権者など）の同意を得なければならないときに（5条1項本文・13条1項本文・17条1項本文）、同意を得ていないことをいう。同意があれば（もはや「単独で」ではない）、法律行為には確定的に有効となり、取り消すことができない。

制限行為能力者を保護する制度が、制限行為能力者制度である。民法典は、①未成年者、②後見、③保佐、④補助という4類型を設けている。ちなみに、後見・保佐・補助の3類型は、成年を対象とする法定後見である。成年の法定後見、および、任意後見契約法に基づく任意後見を合わせて成年後見という。

4類型において、制限行為能力者を、①未成年者、②成年被後見人（平成11年改正、従来の禁治産者）、③被保佐人（平成11年改正、従来の準禁治産者）、④被補助人といい、保護機関を、①親権者（または未成年後見人）、②成年後見人、③保佐人、④補助人という（成年後見につき、8条・12条・16条）。

制限行為能力者制度の目的は、精神上の障害により判断能力の減少した高齢者や未成年者など、取引社会において独立して取引を行う能力が欠如した、または、不十分な者を、制限行為能力者として定型的に保護すること

によって、それらの者が財産を失うことを防止することにある。

民法典総則第2章人における基本用語（中田2018：52頁参照）

権利能力～権利を有し、義務を負うことができる法的な地位（権利・義務の帰属点）。

すべての人間は、法律上の人として、権利能力を有する（3条1項）。

〈←権利能力平等の原則〉

意思能力～自己の法律行為の結果（権利・義務の変動）を弁識することができる能力。

意思能力のない者がした法律行為は無効である（3条の2）。

〈←私的自治の原則〉

行為能力～単独で確定的に有効な法律行為をすることのできる能力。

制限行為能力者が単独でした一定の法律行為は、取り消すことができる

（5条2項・9条本文・13条4項・17条4項）。

〈←制限行為能力者制度〉

(iv) 契約の分類について－留意すべき点（近代市民法原理と労働法の原理）

債権契約（債権債務の発生を目的とする契約のこと。ちなみに質権の設定のように物権の発生を目的とする物権契約や、婚姻や養子縁組のように身分関係の発生を目的とする身分契約などがある）には種々のものがあるが、主として次の5つに分類される。典型契約・非典型契約、有償契約・無償契約、双務契約・片務契約、諾成契約・要物契約、本契約と予約である（五十嵐清・岩城謙二・白羽祐三・浅野直人『契約の法律入門』（有斐閣新書、1978年）2頁以下参照）。

留意すべき点として、民法上の典型契約に分類される労務供給契約（雇用、請負、委任）と労働法上の労働契約を明確に区別しておかなければならない。いわゆる「委任、請負、雇用と使用従属関係」の問題である。以下、労働法の特徴を述べた久保敬治氏の文献を紹介する（久保敬治・浜田富士郎『労働法』5頁以下 ミネルヴァ書房、1993）。蓋し、「1990年代後半以降、新自由主義的思潮の下、規制緩和政策が推進され（労働法の対象領域について一筆者）、労働法による規制を撤廃して市民法による処理、労働市場による調整に委ねるべきということが強力に主張される事態となった」（荒木尚志「労働法の現代的体系」日本労働法学会編『講座労働法の再生・第1巻労働法の基礎理論』（2017年、日本評論社）19頁）からである。したがって、筆者としては、労働法の基本原理について整理をしておくことが望ましいと思われる。

労働法は、資本制社会における労働一般を対象とする法ではなく、従属性という特質をもつ労働のみを対象とする。換言すれば、労働法の対象となる労働関係は従属労働関係であるということである。この労働の従属性ないし従属労働という概念は、労働法を独立の法域たらしめる基本的な範疇であり、労働法学を体系的に構成するにあたっての中核概念として……諸外国においても……従属労働概念がいわば労働法総論における基準的メルクマールとなっている（久保-浜田1993：5頁）。

労働を対象とする民法上の契約、すなわち労務型の契約には、委任、請負、雇用の三者があるが、前二者は、本来、労働の給付そのものを契約内容とするものではない。しかしこの三者の契約関係に、従属性の契機がないとは断定できない。程度の差はあれ、社会的・経済的従属関係が内在するであろう。だが、人的従属関係（筆者註—労働者の資本への経済的従属にもとづく契約締結のさいの不自由、不平等に加え、契約の目的物たる労働力と労働者の身体、人格との不可分性の故に、生産過程、労働過程においては、使用者の労働者に対する権力的支配と、労働者の使用者に対する人的従属という関係がうみだされる。この人的従属性という概念は、民法上の雇用契約と異なる独自の属性をもつものとして労働契約を構成するために主として提唱せられたものである（久保-浜田1993：6頁参照））はこの三者の契約類型に一応予定されていない。しかしながら委任、請負という形態をとっていても、人的な支配従属関係がみとめられる場合には、そのかぎりにおいて労働法の固有の適用対象に入る。したがって、労働法の対象となりうる従属労働という属性については、いわゆる諸般の事情論という考え方をとりいれ、相対的に認識してゆくことが必要である。リーディング・ケースとして、東京12チャンネルタイトルデザイナー事件（東京地判昭43・10・25労民集19・5・1335）「労働法は従属労働提供者を実質的に保護するために市民法に対する修正的意味を持つものであるから、その対象となるものは、単に典型契約としての雇用契約のみならず、従属労働の性格をもつ限り、たとえそれが本来なら請負に分類されるべきものであったとしても、なおその労働の従属性という側面において労働法上の保護を受けるものというべきである」がある（久保-浜田1993：7頁以下参照）。

(2) 司法参加の意義（『解説』59頁以下）

『解説』59頁を引用し、検討する。

司法参加の意義については、国民の権利を守り社会の秩序を維持するために法に基づく公正な裁判が保障され、法律家が国民に身近なところで重要な役割を果

たしていること、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であり、国民の参加が大切であることを理解できるようにする。その際、「裁判員制度についても扱うこと」（内容の取扱い）とし、刑罰の意義を含めた刑法の基本的な考え方、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるようにするとともに、国民の司法参加により、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを理解できるようにすることが大切である。

周知のように裁判員制度は、刑事訴訟法一部改正による被疑者国選弁護の制度化や、アメリカ型の訴訟社会導入を前提とするロースクール創設、裁判の迅速化と期間の短縮化などの刑事司法改革を含めた司法改革の一環である。1999年7月、内閣の下に司法制度改革審議会が設置され、2001年6月12日に、『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』（以下、本文では「意見書」という）が発表された。

そこでまず、司法制度改革全体を支える考え方について明確にしておくことが必要であろう。龍谷大学教授の村井敏邦氏は次のように述べておられる。「司法改革を必要とする動因は、一般的に言えば、現存する司法が、時代の要請に合わなくなったということが考えられる。「時代の要請」とは何か。現実的に登場してきたのが、経済界からの要請である。国際的取引が頻繁に行われ、国際的な法律関係の処理がますます必要となってくる時代にあつて、これに対応する法律家を大量に養成する必要があるという声があがってきた。またあわせて、国内的には規制緩和を行うことによって市場競争を活発化させ、国際競争力を増大させる必要がある。この関係からも経済的紛争は増加することが予想され、これに対応する法律家を飛躍的に増加させる必要がある。また、一般市民生活においても、アメリカ同様の訴訟社会への変容が予想されるにもかかわらず、現在の司法は使いづらく、司法へのアクセスを容易にする必要がある。もっと市民に開かれた司法にする必要がある。以上が、現存の司法を改革する必要があるとする動因の概要である」（村井敏邦「刑事司法を読み解く」法セ（日本評論社、630号）12頁）。

「意見書」によれば、司法制度改革を「政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸改革」の「最後のかなめ」として位置付けている。さらに、裁判員制度の目的について、「意見書」は、「訴訟手続は司法の中核をなすものであり、訴訟手続への一般の国民の参加は、司法の国民的基盤を確立するための方策として、とりわけ重要な意義を有する。すなわち、一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによ

て、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」と述べている。

2009年8月3日、初めての裁判員裁判の公判（裁判員裁判第1号事件）が、東京地方裁判所で始まった（本件は、近隣関係のトラブルをきっかけとする殺人事件で、8月6日には判決が下された。懲役16年の求刑に対し15年の判決という従来の量刑相場からすると厳しい判決であった。筆者一文献としては、青木孝之「傍聴席からみた第1号事件」法セ660号（日本評論社、2009年）26頁以下参照。

2019年で10年を迎え裁判員制度が抱える問題点も指摘されている（法務省は2019年1月16日、裁判員制度の施行状況等に関する検討会 第1回会合を開いた）。

前述『解説』で、「裁判員制度についても扱うこと」（内容の取扱い）とし、刑罰の意義を含めた刑法の基本的な考え方、犯罪被害者の救済や犯罪者の更生に触れるようにする、述べている。本稿では、公共という科目で、授業で裁判員制度を扱う場合、教員として認識しておかなければならない点について、今後の裁判員制度についての議論の素材となるべき論点を提供している文献を極わずかであるが、ピックアップしておきたいと思う。

(i) 問題の一つとして、数字として現れているのは、「不作為に選出された裁判員候補」の辞退率の高さであろう。家庭や仕事が「辞退事由」に当たると認められた事前の辞退者の割合は、発足当初の2009年は、53%だったが、その後上昇の一途をたどり2018年には67%が候補を辞退するまでになっている（朝日新聞2019年5月3日）。ちなみに、最高裁が毎年行っている「裁判員制度の運用に関する意識調査」によれば、「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」については、「義務であっても参加したくない」と答えた者は40%台、「あまり参加したくない」と答えた者も40%台となっており、「参加したくない」と感じている者が8割を超えている。

また最高裁は、毎年「裁判員経験者に対するアンケート」を行っており、その中の「裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか」という問いに対して、経験者の9割が「良い経験をした」と答えている。この点について、弁護士の猪野亨氏は、「裁判員になれば法壇の上に立つなど、普段できないような経験をし、多少苦痛なことがあろうと、特に遺体の写真を見て卒倒するような経験でもしない限り、何らかの人生の糧のなるという意味では、良くも悪くも「良い経験」といえるのではないだろうか。しかも抽選で選ばれた人たちのみができる経験である。要はこの「良い経験」とは単に「得がたい経験」という意味と解釈することも十分可能である。……当たり前のこ

とであるが、刑事裁判は裁判員（国民）に「良い経験」をさせるためにあるのではない。「良い経験」などが強調されていること、それこそが裁判員制度そのものが裁判員のための刑事裁判といわれる由縁なのである。ちなみにこの最高裁が行うアンケート調査には、また裁判員をやってみたいかという質問項目がない。これほどまでにより経験だというのであれば「また経験したい」という結果が出て当然と思うのが普通感覚である……しかし、再び裁判員をやってみたいかというアンケート項目がないのだ。これが国民意識の全てを物語っている」と述べている（猪野亨、立松彰、新穂正俊『マスコミが伝えない裁判員制度の真相』（花伝社、2015年）57頁以下）。

(ii) さらに、問題は前記の裁判員裁判第1号事件判決で顕在化したと思われる、いわゆる量刑判断は「市民感覚」に馴染むか、という問題である。この問題について、弁護士の立松彰氏は、「量刑判断（刑の量定）は、刑罰の本質、目的を踏まえつつ、犯行動機、犯行態様などの犯情事情や被害感情、被告人の更生可能性などの一般情状事実、更には刑の均衡など様々な量刑事情を総合考慮して行う必要がある。その上で、これら諸事情をどの様に考慮するかという考察のもとに最終的な刑の量定という判断をする。それは刑事政策に関する専門的知見と経験に裏付けられた専門的判断であり、その性質は、国家刑罰権の行使として被告人の生命、自由、財産を剥奪する権力的作用を本質とする行為である。このように考えると、「市民感覚」の強調された量刑判断は避けなければならない。加えて、刑の量定という作業は、一般国民の社会生活とはかけ離れた課題であり、裁判員には馴染みにくい作業であり、特に法定刑の幅が著しく広いわが国の刑法の下で、刑事裁判や刑事政策に関して素人である裁判員が量刑にまで行うことには本来的に相当な無理がある。量刑判断は「市民感覚」には馴染まない判断と言えるのである。しかるに、現在の裁判員裁判においては、裁判員が量刑に関する知識や理論を習得したり、適切な量刑情報を取得できたりするような、専門性を担保する制度的な保障はなく、また、複雑な量刑事情を考慮した適正かつ公平な量刑判断が可能となる環境は、全く整っていないのである」。量刑における「市民感覚の反映」により、量刑の公平性、均衡性等が大きく揺らいでいるのが現在の裁判員制度の実情である」と指摘している（立松 2015、232頁以下）。

確かに、前述のように刑罰論についても基礎的な概念の認識は必須であろう。筆者が今思い出す用語として、応報刑論・目的刑論、一般予防論・特別予防論、刑法の謙抑主義、さらには行為主義・行為者主義、行為無価値・結果無価値等が思い当たるが、しかし、最低限の認識として、人を裁くということについて、行為主義・行為者主義について知悉しておかなければ、裁判員としての職責は果たせないと思われる。

(iii) 『意見書』や『解説』は、なぜ裁判員制度導入は刑事裁判だけなのか。筆者は授業で裁判員制度を語る場面では、毎年、なぜ刑事裁判に裁判員制度を導入しながら、行政裁判に導入しないのか、という問題提起をしている。行政裁判では、原告が国民に対して、被告は公権力(国)の場合、判検交流が行われているため訟務検事(いわゆるキャリア組の裁判官)が被告(国側の代理人)であるということを話し(内田雅敏「裁判の独立を脅かす判・検事交流」法セ404号(日本評論社、1988年)79頁等。周知のように刑事裁判の部門における判検交流は2012(平成24)年に廃止)、裁判官には10年再任があるので、被告敗訴はなかなか難しい、だから和解が多いのではないのか、という授業を行っている。これと関連して、示唆に富んでいる文献があるので引用する。

国民の司法参加あるいは裁判への民意を反映させることを考えるならば、なぜ最初に導入されるのが刑事裁判で、しかも死刑か無期かを争うような重大事件のみなのか、というものだった。この疑問に、作家の高村薫氏が次のように明確に答えていたのが注目される。

「裁判員裁判なるものが民意を裁判に反映させるために導入されるのであれば、なぜ死刑か無期かを争うような刑事裁判から始まるのだろうか。(中略)民意を広く社会常識ととらえるなら、それを活かすところは、加害者も被害者も個人である刑事事件ではなく、むしろ公害訴訟や薬害訴訟、あるいは近年増加している労働訴訟や行政訴訟のほうだろうと思う。(中略)結局、ほんとうに私たちの民意が活かされるべき民事裁判が閉ざされたままであるのは、国と司法と官庁が、ここだけは国民に触れさせないとして死守しているからにはほかならない(筆者註-東京新聞2008年5月14日)」「(木村朗『市民を陥れる司法の罟-志布志冤罪事件と裁判員制度をめぐる-』(南方新社、2011年)112頁以下参照)。

高村氏が提言している公害訴訟、薬害訴訟、労働訴訟に共通しているのは、原告は国民(市井の人々)であり、被告は国や企業という社会的権力である。したがって、原告が国民、被告は公権力や社会的権力である事件に対して裁判員制度導入についての議論を提供している。

(iv) 裁判員制度自体に内在する問題点について。

この問題に触れているものとして、筆者の手に次の(一)~(五)の文献がある。

(一)新屋達之氏の論文「裁判員制度導入の意義と現段階での課題」(『法学セミナー』日本評論社、2007年630号19頁)。この論文は、授業で使用できる有用な文言があるので、長くなるが引用する。

司法制度改革審議会最終意見書(2001年)の裁判員制度導入の意義を、次のように新屋氏は整理している。

「政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸改革は……国民の統治客体意識から統治主体意識への転換を基底的前提とするとともに、そうした転換を促そうとするもの」である。「国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められ」、「司法の運営に主体的・有為的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない」。そこで刑事裁判について「新たな時代・社会の状況のなかで、国民の信頼を得ながら、その使命(適正手続きの保障の下、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速な刑罰権の実現を図ること)を一層適切に果たしうるような制度の改革が必要で……裁判内容に国民の健全な社会常識を一層反映させるため、一定の重大事件につき、一般の国民が裁判官とともに裁判内容の決定に参加する制度を新たに導入する」べきだと。

この観点から裁判員制度は、重大犯罪を対象とする参審型の制度とされた(裁判員法1条、2条1項、6条参照)。そして、「個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである」から、裁判員裁判の辞退権も請求権も被告人にはない。他方、裁判員への就任も、一定の除外事由はあるが(裁判員法14条~19条)、義務とされる。

このように新屋氏は裁判員制度に対する政府見解をまとめている。さらに新屋氏は、この意見書の発想は、「国民の司法参加の機能を歪めているように思われる」とし、以下のように述べている。

確かに民主主義の下では、司法の正当性も国民に由来する。多数の国が司法参加制度を置く理由も、ここにある。しかし司法は「法の番人」「人権の砦」といわれるように、理性的な精神に則った少数者に対する権利保障機能を持つことが強く要請される。それ故、「民主主義」といっても、立法・行政のように多数者の一般意思による支配ではない。多数者の一般意思自体、本来は人権保障機能の充実のために存在すべきのだが、司法では特にその要請は強い。したがって、常に治者である裁判官(のみ)では実現されないであろう少数者に対する権利保障を、治者であると同時に被治者(このことは同時に、多数者にも少数者にもなりうる存在)である国民が参加して実現することが期

待されるのである。

そして、「絶望的」だという「刑事訴訟の診断」（平野龍一『団藤重光古希祝賀論文集』第4巻）が多くの研究者や刑事弁護士に共有されてきたのも、「検察の主導のもとに、新刑訴法体制をできる限り旧刑訴的に運用する」（亀山継夫『松尾浩也先生古希祝賀論文集』下13頁）ことを許容した、常に治者としての視点しか持ちえない官僚的裁判官層の存在に依存する。そこでこれを打破するためには被治者としての目線を持った国民が司法に参加することが課題とされ、裁判員に向けられ好意の目もこの点にあった。

……ところが現実の裁判員制度は、司法参加の意義を国民の統治主体としての立場に求め、国民の公共意識の醸成や公共の事項への関与という、いわば治者の視点にたって構想された。これにより国民が本来有する治者・被治者の両面性は分断され、国民は治者の目線で法廷に臨むことが求められる。

キーワードは、国民の統治客体意識（被治者）から統治主体意識（治者）への転換・固定化であろう。これが前記の国民の司法参加の機能を歪めているのであろう。

(二)小田中聡樹『裁判員制度を批判する』（花伝社、2008年）105頁。

意見書にみられる「統治主体意識」というタームを用いて展開される基本発想は、一見、国民主権原理に立脚する民主主義的発想の如くみえる。しかし、この発想は、一般国民と国家権力を掌握している統治層との間に存する矛盾、対抗、対立、葛藤を無視、捨象し、両者の同一性を当然に自明なこととして前提し、国民の国家ないし統治層への奉仕、恭順、服従の義務・責務を導出する、危険な「国家総動員」的な実体、論理を持つ。それは、国民主権原理及びこれに立脚し国家ないし統治層に対し批判、抵抗する権利を認め、これを尊重する民主主義思想とは似て非なるものがあるのである。

即ち、国民主権論及びこれに立脚する民主主義思想によれば、主権者たる国民は、国政を批判し、これに参加する権利を持つのみならず、人間として人権を尊重され、思想・良心の自由や人身の自由をはじめとする自由権、人間として平等な扱いを受ける権利（平等権）、労働し健康で文化的な生活を営む権利（労働権、生存権）、そしてさらには平和のうちに生存する権利を保障されなければならない、その実現に向け国家ないし統治層に対して連帯して批判し、要求し、行動する権利を持たなければならない。ところが「統治主体意識」論は、国民主権が持つべき人権論との内的連繫、連関を意図的に希薄化して切断し、人権保障強化の課題を放置したまま（否、むしろ逆に人権侵害抑圧のメカニズムを強化しつつ）、国民に「統治権主体意識」の植え付け、育成を図る。そ

してこの目的に適合する限りでの限定的な疑似的国民参加の制度を用意する。しかし、その「統治主体意識」なるものは、実は国民主権論が立脚すべき人権論抜きの、否、正確に言えば人権論に違背し人権抑圧的、人権侵害的な「統治」のイデオロギーへの同化を意味しているのである。

現に最終意見書は、裁判員制度を提唱しその見取図的な大枠を設計するに当たり、国民の「統治主体意識」育成の名の下に「処罰主体意識」育成の論理を展開するのみであり、被告人の人権（公正な裁判を受ける権利）の保障を強化する視点や論理は殆ど欠落したままである。いやしくも裁判員制度が刑事司法の現状、弊害を改善しようとするものであるなら、被疑者・被告人に対し制度的、手続構造的、日常的に加えられている人権侵害、及びその結果として発生している冤罪・誤判の悲劇的実態についての認識、批判、究明の作業に立脚し構成されなければならない筈である。このエッセンシャルな視点とこれに基づく基礎的作業の欠落という驚くべき事実こそ、裁判員制度の基本的発想の本質とその歪みを端的に表している。

(三)前掲書・木村朗『市民を陥れる司法の罟－志布志冤罪事件と裁判員制度をめぐって－』（南方新社、2011年）96頁以下。

木村氏は本書で、裁判員制度の本質的特徴の一つとして、次のように述べる。この木村氏の言説も議論の素材となるべき論点を提供しているので引用する。

司法制度改革審議会意見書は、司法改革が「国民の統治客体意識から統治主体意識への転換」を促すものであるとしている。つまり国民を刑事裁判における処罰作用・制裁行為という強権的統治に強制的に参加させて、治安の維持と社会の安全を担う国家の責任ある統治主体へと作りかえることを最大の課題にしているのである。

被害者参加制度の導入と裁判員制度との組み合わせは、裁判員となる一般国民を被害者・検察官側に立たせて、現在の刑事司法の有罪推定と厳罰化の傾向に一層拍車をかける結果を生むおそれがある。

(四)前掲書・猪野亨、立松彰、新穂正俊『マスコミが伝えない裁判員制度の真相』（花伝社、2015年）86頁。

猪野氏は、「裁判員は国民の代表」「国民主権の実行」という言説について次のように指摘している。

裁判員は選挙で選ばれるものではなく、民主主義の一形態というには明らかな無理がある。あるいは民主主義の視点から考えるならば、本来、公権力の行使にあたっては裁判員であれ実名で批判の対象とならなければならない。裁判員は司法権という国家権力を行使

している以上、責任の所在を明確にする意味でも実名でなければならず、判決書にすら記載されないのはおかしいことである。裁判官であれば実名で批判されるのに、裁判員はそのような対象から外されている。民主主義社会は、権力に対する批判の自由を認めるところに価値があるのに、裁判員制度は、責任の所在すら明らかにせず、民主主義と相容れないのである。

さらに猪野氏は、「裁判員は抽選で選ばれることになっている。マスコミは、裁判員を国民の代表と言うことがある。……しかし選ばれた6名は国民の代表ではない。選挙は国民（有権者）による投票であり、投票の結果当選したものが国民の代表として、国会議員、首長、地方議員として活動する。これとは異なり、裁判員は単に抽選で選ばれたにすぎず、代表という概念は明らかに誤りである。この基本的な間違いに気づいていないがゆえに、裁判員によって主権が行使されていると位置付けるような、明らかに誤った報道をしてしまうのだ。……国家から抽選とはいえ選ばれた者は、基本的には権力側の立場である。任命・解任は裁判所の権限であり、我々、有権者が裁判員を直接・間接にコントロールできる地位にはない。裁判員制度は本来的に民主主義とは相いれない制度であり、裁判員が我々の代表であることは絶対にない」（170頁以下）と述べている。

(五)最後に、米倉勉氏の論文「新時代の刑事司法制度」と「司法制度改革」-その意図と連続性（『法と民主主義』2013年12月号35頁）を引用する。

かくして、期待される裁判員の任務は「無罪の発見・人権保障」ではなく、「厳罰の言い渡し」、すなわち「権力行使の補完=治安の強化」になった。

(六)以上要するに、裁判員制度に対する批判的検討を行っている代表的な文献を紹介したが³⁹⁾、「公共」の授業で参考にするのかは別として、教員側は知っておかなければならない内容であり、前述の如く国民の司法参加という議論の素材となるべき論点を提供しているので引用が長くなった。

三 結びにかえて

法教育という視点から新設科目「公共」を概観するだけでも、憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）などの基礎的な法律科目とその内容の基礎的な概念の習得は必須であることがわかる。

生徒諸君に法教育を行う場合は、教員側には、法曹や法律学者の協力の下で行うとしても、高校の一教科（「公共」）であるが故に、やはり法律学の学習・研究の研鑽

が必要である。たとえば、憲法においては、裁判員制度で触れたが「国民主権」や「国民の代表」の意味を認識するという憲法の基礎原理の研究はルーティンワークであろう。民法においては、一般法としての民法と特別法としての製造物責任法や消費者保護に関する法律の概念規定は正確に押さえていなければならない。また、刑事法分野においては、裁判員制度との関連としても被害者参加制度、ペナルポピュリズム、公判前整理手続、推定無罪の原則、など検討が必要であろう。

- 1) いま筆者の手元にある資料だけでも、『法の科学』日本評論社40号(2009年)、41号(2010年)、42号(2011年)、43号(2012年)、45号(2014年)、46号(2015年)、大村篤志/土井真一 編著『法教育のめざすもの』商事法務(2009年)、『法学セミナー』(特集なぜいま「法教育か」)662号(日本評論社、2010年)、福井県法教育推進協議会編著『法教育のフロンティア』(日本文教出版、2016年)がある。筆者も福岡法教育研究会や法と教育学会に入会し勉強させていただいている。ちなみに、2001年の司法制度改革審議会意見書(<http://www.kantei.go.jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>)の「司法教育の充実」という項目には、「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである以上、今後は司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる」と記されている。
- 2) 法務省：法教育研究会-報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して-新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」(2004年)2頁(www.moj.go.jp/content/000004217.pdf)、土井真一「法教育の基本理念」大村篤志/土井真一 編著『法教育のめざすもの』5頁(商事法務、2009年)、松村剛「法教育の考え方と実践」『法の科学』43号168頁参照(日本評論社、2012年)。
- 3) なお、「公共」における法教育構想という用語は、吉田俊弘「憲法をどう教えるのか」『法学教室』No458(有斐閣、2018年)69頁に記されている。
- 4) 『解説』28頁以下、橋本康弘編著『高校社会「公共」の授業を作る』(明治図書、2018年)17頁以下など参照。
- 5) この対比については、吉田・前掲注3)69頁以下の論致に負っている。
- 6) 吉田氏は、「公共」は、資質・能力を育むための実践的な性格を帯びた科目として誕生したわけであ[る]、とも述べておられる。これは前述の「A公共の扉」で身に付けた公共空間における基本原理などを活用という文言に表れている。
「現代社会」は憲法の基本原理を重視していることに対して、「公共」は、憲法の基本原理を「活用する」「用いる」という「実践的な性格」を重視していることを指摘されている。
ちなみに、この文科省の発想については、内田貴氏が「法学の誕生」(筑摩書房、2018年)408頁以下で述べておられることと、そのままストレートに「実践的な性格」性の問題へと連なっていくのかどうかは関係資料を蒐集・分析し慎重に判断しなければ

ばならない。

参考までに、『法学の誕生』408頁以下を紹介する。下線は筆者である。

内田貴氏は、2007年東京大学を退職後、法務省に移り民法改正作業を担当する「役人の仕事」に就かれた。そこで内田貴氏が経験したのは、学問としての法学への評価の低さと法実務重視の姿勢であり、学問的理由による改正に対しては強い拒絶反応が見られたと述べておられる。さらに内田氏は「この経験は、そもそも現在の日本にとって学問としての法学にはどのような存在理由があるのだろうか、という疑念を私に抱かせた。この疑念は、全く別の機会に私が抱いた同様な疑念と共振し、増幅することになった。それは、民法改正をもその産物の一つとして生み出した司法制度改革を機縁とした疑念である」と記している。

内田氏は、司法制度改革について、次のように記されている。

司法制度改革は、西洋法文化の精神に忠実な人たちが、いくつかの欧米社会をモデルに、新たな法実務のあり方を政策目標として提示しようとした改革だった。社会が透明性の高いルールで規律され、多くの法律家はその運用を見守る、そんな社会の実現を夢み、その時期が来たとしてこの改革を始めた。司法制度改革審議会意見書は、「この国のかたち」という司馬遼太郎の著書のタイトルを借用してその理想を熱く語っている。まさに明治期の先人たちが日本の将来像を描いて改革に取り組んだのと同じ意気込みを持って、新たな社会像を提示しようとしたのである。しかし、著名な法学者のリードで描かれた「この国のかたち」についての理想像は、改革を牽引するだけの支持を

実務界から得ることができず、改革の中核を担うはずの法科大学院制度は行き詰まった。この点での司法制度改革の失敗は、実は、日本の法学の失敗だった。

……二〇世紀後半になって、西洋をモデルとする近代化を終えたとの意識が日本社会の中で暗黙のうちに共有された。それとともに、政府の政策の重点は、社会や法制度の「近代化」から、市場の運営へと移った。このとき、西洋をモデルに、日本社会を近代化するための目標提示の役割を担ってきた日本の法学のひとつの役割が終わりを告げたといえることができる。いきおい、政府の政策形成における経済学のウエイトが高まる。法に関する知見が求められる場合も、学問としての法学より法実務の観点が重視される。

司法制度改革は、これからの時代の法実務と、それに対応できる法学教育を構想したが、これこそ日本の法学が提示しようとした最後の理想だった。しかし、その理想は実務によって拒否された。法学者が現実を批判したり理想を語ったりすることが期待される時代は終わり、確立した法制度の安定的な運用へと国家的関心が移ったのである。

- 7) 我妻民法によれば、契約自由の原則（個人意思の自治）は、私所有権絶対の原則（私有財産権の絶対）、過失責任の原則（自己責任）とともに近代私法の三大原則と呼ばれる（我妻栄『債権各論上巻（民法講義V₁）』（岩波書店、1977年）17頁参照）と述べている。
- 8) さらに、新屋達之「司法改革のイデオロギー－裁判員制度を素材に」『法の科学』35号（日本評論社、2005年）135頁、同「裁判員制度の光と影」『法の科学』36号（日本評論社、2006年）40頁にも接した。

3. マスコミ報道が教育二法の成立に及ぼした影響に関する研究

— 「鏡子ちゃん事件」の語りに着目して—

高橋 潤子

はじめに

近年、教育の語られ方が現実の教育に影響を及ぼすようになってきた。一例をあげると、「酒鬼薔薇事件」にみられた語りと教育改革がそうである。この事件が起きた時、マスコミュニケーション（以下、マスコミ）は事件原因が特定されていない時から、教育には問題があると語った。それに伴って、少年犯罪が「増加」「凶悪化」しているとも述べた（『朝日新聞』1997年6月29日、以下『朝：97.06.29』）。この少年犯罪の「凶悪化」を理由の一つとして、文部省は教育改革を行った（『朝：97.07.11』、「酒鬼薔薇事件」で行われた教育改革に関しては後述する）。だが、統計局のデータ^①を見ても、事件当時、少年の殺人は増加も凶悪化もしていなかった。それにも拘わらず、現実と反する語りがマスコミの報道にみられ、これを根拠の一つとして教育改革が推進された。そこで、本稿は子どもの事件にみられるマスコミの教育に関する語り（以下「マスコミの語り」）が、教育政策決定に影響を及ぼし得るのかを考察する。

小浜は1991年に「何か『学校』に関係のある事件がマスコミを通じて報道されたとする…と私たちは、まず自分の立っているさまざまな立場にしたがって、さまざまな反応を引き起こされる。（中略）私たちは、こうした立場にしたがって、いったい今の学校はどうなっているんだといぶかしんだり、教師は何をしているのかと憤ったり、…他人ごととは思えないと不安に駆られたりする」と述べている。そして、このようなことが起こる原因の一つに「マスコミなどの情報機能が、事件についての虚像を作ってしまう可能性」をあげている（小浜1991, pp. 7-15）。

教育に関する事件や問題が表面化すると「マスコミや時流に敏感な評論家」が「根拠のはっきりしない脅し文句で、われわれの危機意識をあおる」ようになってきたと広田は述べる。そして、たとえ「教育の実態に問題が数多くあるとしても、本当に揺らいでいるのは『教育の語られ方』のほう」で、「おびただしい言説が、事態をいっそう混迷させる機能」を果たすのではないかと指摘する（広田2001, pp. 1-2）。

平田はマスコミが教育問題を大きく取り上げ始めた1980年代半ばより、「『学校教育の病理』」という言葉がマスコミを通じて一般に広がり、いじめや暴力などの少年の非行を、もっぱら学校と教師のせいにする世論が形成されていった」と述べる（平田1999, pp. 6-7）。また、

河上は「校内暴力が下火になってきた80年頃からマスコミが始めた猛烈な学校叩きが、学校の形骸化に拍車をかけ」たという（河上1997, p. 46）。

「酒鬼薔薇事件」で少年が逮捕された翌々日に、文部省が事件に関連して「幼児期からの心の教育」を中教審に諮問すると発表したことを取り上げて、渡部は、現在ではこの事件と「学校教育との関連は、あまりないと考えられている。また、この時点で少年は容疑者にすぎず、具体的な事件への関与の方法、犯行の動機などが、はっきりわかっていなかったことを考えると、性急すぎる発言であったと思われる。さらに、国の教育政策を決定する中央教育審議会の諮問の内容が、ある一人の少年の犯した事件から立案されようとしたこと、その方針が少年逮捕の翌々日には決められ、一ヶ月後には、その時、報道された字句通りに諮問されたのは、かなり異例の事態であった。『青少年の逸脱行動』が『社会化重視の教育政策』を生むことはこれまでもしばしばあったが、この対応の早さは特筆すべきものである」という。そして、対応の早さを招いた理由を「事件そのものが持つ特異性、異常性」、「マスコミや世論の声の強さ」だと語る。また、「どう考えても例外中の例外」であるこの事件をもとに、「国の教育政策の在り方を考えるという方針が、大変妥当性を欠いたもの」と批判している。更に、この事件以降「教育政策担当者は、いぜんからとりたいて考えていた、生徒指導領域における『社会化』『標準化』方向に大きくふみだした教育政策を、立て続けにとれるようになった」と述べている（渡部1999, pp. 74-77）。

「酒鬼薔薇事件」では、マスコミの報道による中学校（加害者の少年が通学する）を非難する「学校バッシング」が起き、学校教育に多大な負の影響を与えたという（岩田1998, 152-161）。そして、このようなマスコミの「学校バッシング」が「心の教育」を推進させたと高橋（高橋2010, pp. 71-74）もいっている。

上記に示した種々の先行研究では、「マスコミの語り」が新たな問題をつくりあげると同時に学校の責任を構築してきたこと、それが1980年代頃から進行し始めたこと、これが1990年代後半には、個々の少年事件とその報道を契機として教育政策が推進され始めたことがいわれている。つまり、「マスコミの語り」が無視できないほどに深刻化してきたのは1990年代後半からということである。

だが、1955年に重松（1955, p. 49）が「不良文化財への対決—教育とマスコミュニケーションの危機の問題

—」の中で、「教師と教科書を『国定』にして、それ以外の一切のコミュニケーションを国策に沿わせたり、しめ出したりすれば、学校教育はほぼ昔どおりにもどる。そうしたほうが『小国民』のためになる父兄も安心すると考えている人たちがいる。少しずつであるが、着々そういう方向にすすめようとする教育政策の動きがある。まず教師をやがては『国家公務員』—政府の思うままに動く役人に仕立て上げるために教育二法や給与法の改悪がおこなわれて、すでに一部の教師たちは『国定』教員になりつつある。教科書を『国定』にしたほうがよいという世論喚起の試験気球は、れいの中曾根案によつてうち上げられた。これも機^{マキ}の熟するのをまつて、まがりなりにも国定のルールにのせてしまうつもりであろう。あとは、教育に対する大衆の声を封じ、教師を親のねがいや声から隔離すること、教育に近接するマス・コミュニケーションだけを教育の場に流通させれば思うツボである」と指摘していることに鑑みると、渡部が1990年代末からの現象だと指摘するマスコミの影響が、少なくとも1950年代頃にはみられたといえよう。

重松が述べるマスコミの影響とは、上記の先行研究でいわれているような、「マスコミの語り」によって教育問題が構築されるという相互作用的なものではなく、「マスコミの語り」を支配層が利用するというものである。そして、このような利用が教育二法（1954年に制定された「教育公務員特例法の一部を改正する法律」）及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の二法律、以下、教育二法）や給与法（一般職職員給与法のこと。教職員給与法は1954年に改定）の時にみられたということである。

既に述べたように、現在、「マスコミの語り」が現実の教育に大きな影響を与えている。1997年の「酒鬼薔薇事件」にみられた教育政策（「心の教育」）が、渡部（1999, p. 77）が指摘するように「倒錯した政策」だったとするならば、子どもの事件にみられる「マスコミの語り」が、教育政策に結びつくまでの経緯を明らかにすることには意義がある。特に、渡部が指摘する45年前に、重松が先の指摘を行っていることに鑑みると、このような教育政策の在り方が常態化していることが考えられる。既に常態化していたからこそ、「酒鬼薔薇事件」では支配層が希求（「正義感や思いやりなどの豊かな人間性や創造性、国際性をはぐくむ」という「心の教育」は、国の発展に貢献していく人間性の教育の一環として、「酒鬼薔薇事件」が起きる以前⁽²⁾より、既に教育改革のプログラムに組み込まれていた⁽³⁾）する「心の教育」が容易に推進されたと考えられる。このように、重松は戦後すぐより現在を見越したような指摘を行っているのではあるが、当時、マスコミで教育がどのように語られ、その語り^{ナラヒ}が教育政策の決定に影響を及ぼしたのか、これに子どもの事件が関係しているかという点については考察をし

ていない。

そこで本稿は、教育二法制定に際し「マスコミの語り」が影響を及ぼしたのかを、当時起きた子どもの事件をもとに検証する。教育二法は、日教組対策として作られた（当時、文部大臣であった大達茂雄（1954, pp. 4-5）は教育二法の狙いの一つを「日教組の動向は極めて強い政治的偏向を示し」、「教職員に対してかたよつた教育を行わせようとして働きかける危険があることは、争うべからざる事実である」と述べている）。現在でも、日教組が教育の政治的中立を犯し（180国会衆議院文部科学委員会6月15日、以下、180国会・衆・文部科学委員会6月15日）教育を「ゆがめ」ている（183国会・参・本会議3月6日）といわれている。そして、その検証もなされないうままに、安倍政権下で教育再生が推し進められてきた（183国会・衆・本会議3月4日）。つまり、日教組の教育が政治的に偏向しているという「マスコミの語り」（『読売新聞』は2012年6月25日に「地方公務員法政治活動への規制強化が要る」という社説を掲載した。そして、一部の教職員組合を政治団体と断定し、逸脱した活動を抑制するために規制強化が必要と述べた）が、現在においても教育政策を行う際の根拠となり得るのである。そのため、本稿では現在の教育の語られ方の問題として教育二法に着目する。

その際、1954年4月19日に起きた「鏡子ちゃん事件」（東京のM小学校の授業中に、鏡子ちゃんという小学生がトイレで殺害された事件、以下「鏡子ちゃん事件」）を題材とし、この事件を伝える「マスコミの語り」が教育二法制定時にどのように作用したのかを、主に国会議事録、『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』を中心に検証する。本稿の意義は、過去の事例を検討することで、「マスコミの語り」を根拠として、支配層の希求する方向で教育政策が行われる現在の在り方に再考を促すことにある。

1. 「鏡子ちゃん事件」とマスコミの報道

1954年4月19日に、東京のM小学校の授業時間中のトイレで、小学2年生の鏡子ちゃんが殺害・暴行されているのが発見された。鏡子ちゃんは「二時間目の絵日記を書きあげたあと」同級生の少女と一緒に運動場に行き、姿が見えなくなった。担任は校内を探したものの、どこにいるかわからなかったため、以前にも無断で家（鏡子ちゃんの父親は『読売新聞』の記者で、学校の前にある会社の寮が自宅であった）に帰ったことがあるので、今度もそうだろうと判断しそのままにしていた。たまたま学校に立ち寄った母親が、鏡子ちゃんがないことを知って大騒ぎとなり、トイレで絞殺されているのを発見した（『産業経済新聞』1954年4月20日、以下『産：54.04.20』）。新聞には、鏡子ちゃんの父親が「学

校側は不誠意だ』（『産：54.04.20』）、「学校を慕う子の気持ち先生に判らぬのか」と「泣いて」語った（『読売新聞』1954年4月20日、以下『読：54.04.20』）ことや、母親が「無責任な学校側」への「不満をぶちまけた」こと等がいわれており（『毎日新聞』1954年4月20日、以

下『毎：54.04.20』）、「無責任な学校側の態度」が父兄から非難され」ていた（『産：54.04.20』）。

以下の図1は、4月19日～5月14日までの「鏡子ちゃん事件」に関する新聞の見出し数をカウントしたものである。

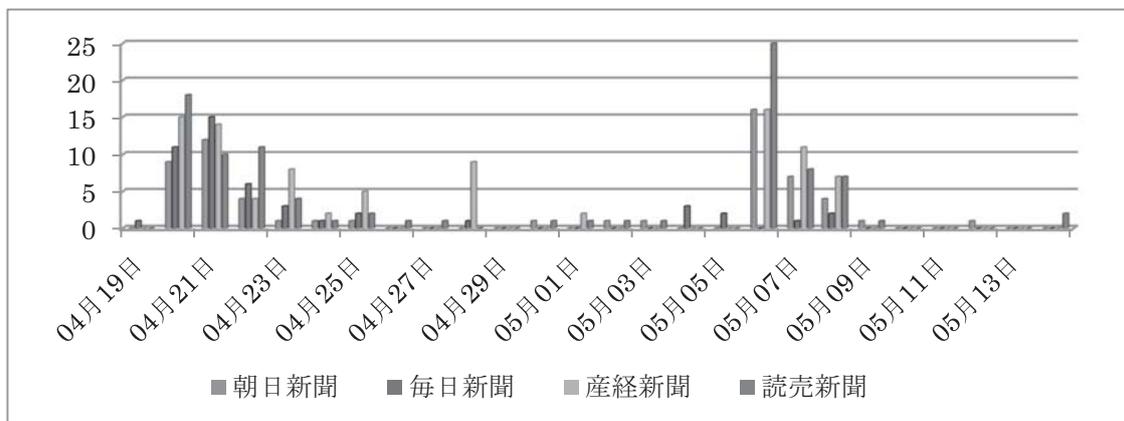


図1 新聞四紙にみられる「鏡子ちゃん事件」の見出し数の推移

この図から、事件報道が長期に亘っていること、事件発生翌日の20日～23日にかけて多くの見出しが用いられていること、犯人が逮捕された5月6日～8日にかけても再び多くの見出しを用いていることが見て取れる。そして事件当初の各紙の記事には、写真（たとえば、校長が弔問に訪れている写真5×6.5cm『毎：54.04.20』、衆議院議員達がM小学校を訪れて担任や校長から話を聞いている写真4.5×5.5cm『産：54.04.21』、鏡子ちゃんの通夜の写真13×10cm『読：54.04.21』）や詳細な校内見取り図（たとえば5×3.5cm『毎：54.04.20』）などが随所に掲載されている。

「鏡子ちゃん事件」の直前に、都内小中学校のトイレ内で猥褻事件が三十数件起きていた（『産：54.04.21』）。また、事件後の5月4日には北海道のT小学校で幸子ちゃんという6歳の少女がトイレに行って刺殺され（以下「幸子ちゃん事件」）、「第二の鏡子ちゃん事件」と騒がれた（『読：54.05.04』）。これらの事件の時は、「鏡子ちゃん事件」とは比較にならない程の報道（都内小中学校のトイレ内で猥褻事件が起きた件については、「鏡子ちゃん事件」の関連記事として報道されただけである。「幸子ちゃん事件」を「第二の鏡子ちゃん事件」と報じた『読売新聞』は、事件発生の5月4日から大凡の結論が出た8日までの間に、5件の見出しを用いただけである）しかなされなかったことから判断して、「鏡子ちゃん事件」の報道量の多さは異例であった（資料1参照）。それにともなって、「マスコミの語り」には教師の無責任さがクローズアップされた。

1954年は、年頭から造船収賄が紙面を賑わしていた（『朝：54.01.08』）。事件が起きた4月19日の夕刊には、造船収賄で左派社会党が「吉田内閣不信任案上程」を翌

20日に計画していること、造船収賄に対する国民の怒りが高まっていることが報道された（『朝：54.04.19』）。更に21日には、犬養法務大臣（以下、犬養法相）が佐藤幹事長逮捕に「指揮権を発動」し、検察と「対立」したことが報じられた（『朝：54.04.21』）。このように、「鏡子ちゃん事件」の前後は政治が緊迫状態にあった。

犬養法相が「指揮権を発動」したことが報じられた日の朝刊一面には、犬養法相が記者会見に臨む大きな写真（たとえば4.8×9.8cm『朝：54.04.21』）が掲載されていた。そして同紙七面には、「鏡子ちゃん事件」で衆議院文部委員会が事件現場のM小学校を調査した時の写真が、犬養法相の写真とほぼ同等の大きさ（たとえば6.2×9.4cm『朝：54.04.21』）で掲載されていた。このように、犬養法相の指揮権発動という極めて「重大事態」（『朝：54.04.21』）が起きた時にも、「鏡子ちゃん事件」は大々的に報じられていた。

このような報道の中には、『読売新聞』の「子供は第二義か」の記事のように「今の子どもは心から教師に愛されていないのではないか。先生は自分を守り、弁明するのが第一義、子どもは忘れられている」と「東京都三鷹市の某小学校の場合」を例に挙げて報ずるものもあった。そして、この記事では「最近の教師は組合活動や研修に熱心なあまり子どもの指導に熱意を欠いているという父兄の声が一部にあることは否定できないようである」と、事件と教師の組合活動が結び付けられていた（『読：54.04.23』）。

この頃、日教組は教育二法に反対する闘争（ハンスト等）を繰り広げていた。そして、この記事が「鏡子ちゃん事件」の記事と隣接して掲載された（『読売新聞』、『朝日新聞』、『毎日新聞』4月21日、5月6日など）。更に、

事件に関連する批判的報道が、旭丘中学事件（京都の旭丘中学校で教師3名が転任を拒否し、京都市教育委員会から懲戒免職とされたことが後に事件に発展した。この事件では、京都教職員組合と京都市教育委員会が対立し互いに授業を行って偏向教育の証拠とされた。19国会・衆・本会議5月12日）で文部次官が「市教委のとした今回の措置を支持」する通達を出した日（同じ紙面でM小学校のPTAが「事件費」を集め、保護者からの「非難の声に区教委から警告」が発せられたことが、「浮かばれない？鏡子ちゃん」の大見出しで報じられていた）まで続いた（『読』：54.05.14』）。だが、事件のあったM小学校に当時勤務していた教師2名の聞き取りを行ったところ、小学校ではほとんど組合活動が行われていなかったことがわかった。また、Y教諭によると鏡子ちゃんの担任は日教組に所属していなかったという（資料2参照）。

2. 「鏡子ちゃん事件」にみられた異例の対応

4月19日にM小学校で鏡子ちゃんが殺害された頃、国会（19国会・参・文部委員会4月19日）で大達茂雄文部大臣（以下、大達文相）は共産党の須藤五郎から「あなたが或る意図を以て教科書を編纂し、認定して、そうして児童に与えておる。それは即ちアメリカ従属的な日本人を造るための意図を以て（中略）日本の文教が今されておるのではないか。これこそ偏向教育じやないか」と厳しく追及されていた。

翌日20日に、「鏡子ちゃん事件」で学校や教師の対応を激しく非難する報道が『読売新聞』の朝刊に掲載されると、同日午前中に行われた衆議院文部委員会で、自由党の長谷川峻議員がこの事件に関する緊急質問を行った。

長谷川は『読売新聞』の記事をもとに、「新聞記事を…拜見しますと、学校に来た七つになるお子さんが、授業時間を済ませたあとで、休み時間とそのあと二時間も教室に姿を現わさなかつた。そして偶然のようにお母さんがその近くを買物に行つたついでに学校を見ると、…同じ二年生の組の生徒が大勢遊んでいるにかかわらず、自分の子供がいないうことからして、学校の先生に注意を促して、それから騒ぎが大きくなつて、屋上から地下室まで探し、それでも見つからず、だれが一番先に見つけたかといえば、結局そのお母さんが便所の中に絞殺されているところの自分の子供を見つけた…。これは私、一殺人事件というような問題でなしに大きな文部行政の問題であり、さらにまた一つの大きな社会問題ではないか、こう考えるのです。ということは、まず問題といたしましては、その担任の先生が四十歳になる婦人の先生であるということであり、（中略）教育経歴においては四十歳なら相当あるだろうと思います。ところ

が二時間以上無断に教室を明けておるお子さんについて何ら関心を払つていなかつたこと、しかもそのお子さんのお母さんから注意されて、初めて騒ぎ出しておるといふこの事例、さらにもう一つは、戦後東京の学校環境が非常に悪くなつておる。…戦災を受けたために、浮浪児がどしどし学校の中に寝とまりしておるところもありますし、あるいはまた便所などは浮浪児が共通に使つておるところも多々ある。こうした学校環境をそのままにしておることが、こういう犯罪事実を起すような結果になつておるのじやないか、こう思うのであります。そこにおいてこの際わが文部委員会といたしまして、この大きな社会問題であるところの鏡子さんの死を通して、わが国の教育者の自覚と申しますか、足りないものがあつたならば、これに足してもらいたいとM小学校の視察を提案した。

この提案に対し、福井勇文部政務次官は何故こういう事件が起きたのか、教師が児童の不在を2時間もなぜ放置していたのか、日頃からどのような指導をしていたのかを、現在、調査中とした上で、この事件を「偶発的なものとして簡単に看過することはできない」と視察を快諾した。このように、自由党議員は事件を「大きな文部行政の問題」、「大きな社会問題」と言いながらも、事件の主な責任は鏡子ちゃんの担任にあると述べていた。そして、文部政務次官もこの考えに同調していた。

日本社会党左派の辻原弘市は、『読売新聞』に報道された文部次官の見解では「ともかく当該教官なり学校管理上の責任を完全に追究するというだけであつて、さらに大きな問題として一もちろんこれは児童管理の問題でありますから、当該教官なり学校の責任に最も重要な点でありますけれども、同時に私は最近の世相から考えますと、現在私が居住しておる付近の学校でも戦災学校の関係から学校建築その他、いろいろな人が学校の中に入りしておる。そういつた面から考えましても、これはやはり全般的な問題としての、現在の社会情勢下における学校管理という問題について、当然文部省としても考えなくちゃならぬ」と指摘した。更に、今回、新聞に報道されたように「最近三十数件にわたつて、いわゆる痴漢、暴漢の横行がひんぴんとして起つておる。これはもちろん学校の子供ばかりではありませんでしたので、形式的には責任がないというお説もありますけれども、ここまでほうつておいたことについては、私はやはり一応の責任を文部省としてもお考えになつていたきたい」と文部省の責任を問うた。

これに対し長谷川は、父親が「『死体が見つかつてから担任の先生になぜ早く探してくれなかつたかと詰め寄つたら、三十何人もいる生徒の中で一人がいなくなつても……というような言葉を漏らした。』さらにまた『校長も、事件が起つてから全然姿を見せず夜の十一時ころになつて弁解にやつて来た。済まぬという一言は聞いて

も始まらないが、それすら一言わず、いきなり校葬にしたいと言う。私はお断りした。』ということも言うているのであります。私は、この不幸を契機として、日本の教育者がほんとうにしつかり自分の教えている子供たちの一切の責任と申しますか、すくすく伸びるような、愛情を持った教育をされるような大きな発展ができたならば、さぞこの父親の気持も生きて来るのじやないか」と、『読売新聞』の記事をもとに教師が子どもたちに責任を持つようにする必要があると訴えた。

このように、事件翌日に行われた衆議院文部委員会では『読売新聞』の記事をもとに「鏡子ちゃん事件」の緊急質問が行われ、M小学校の視察が即決した。そして文部委員達は、衆議院文部委員会終了後の15時よりM小学校に視察に向き（『産：54.04.20』）、「特に浮浪者が自由に出入りできる環境と休憩時間を定めないフリーな授業法を採りあげ学校側に鋭く迫った（『産：54.04.21』）」という。このような調査の結果、文部省は、担任が「授業中に鏡子ちゃんが教室外へ出ることを許した」ことや、鏡子ちゃんがいないうちを知らず「ロクに探してもせず二時間余りも放置した」ことは「学校教育法28条」に違反するとして、教師の再教育を通達した（『産：54.04.25』）。

「鏡子ちゃん事件」の凡そ半月後に、「幸子ちゃん事件」が起きた。この時、「鏡子ちゃん事件」の教訓が生かされなかったとして、更なる教師教育や教育政策の強化が図られてもおかしくはなかった。しかし、「幸子ちゃん事件」では緊急質問も行われず、現地を視察することもなく、新たな教育政策が求められることもなかった。これらのことに鑑みると、「鏡子ちゃん事件」でとられた措置が異例のことであったことがわかる。

3. 教育に関する国民の反応の変化

教育二法が制定される前年の1953年6月20日～7月12日にかけて、内閣府は教育に関する世論調査を行っている⁽⁴⁾。この世論調査では、戦前の教師と比較して現在の教師に不満がある者31%、不満がない者17%、積極的に良いと評価する者30%と、凡そ半数の者が戦後の教師に不満を感じていないという結果が出た。また、戦後の教師に親しみを感じる者が75%と、全体の四分の三が教師に肯定的なイメージを持っていた。その一方で、教師の生活態度が悪くなったと答えた者が15%、組合運動や政治活動をやるのは困ると回答した者が2%、単に悪くなったと答えた者が3%と、約2割の人が教師に対し否定的なイメージを持っていた。この結果に鑑みると、多くの国民は教師に対し肯定的なイメージを持っていたといえよう。

1954年1月19日に、『読売新聞』は全国有権者総数の15000分の1の確率から、3000人の被調査者を無作為抽

出し、「教員組合の政治活動を支持するか」という質問を含む、教育に関する世論調査を行った。その質問の一つに「学校の先生の組合が、再軍備反対とか憲法改正反対などの政治活動をするということについてあなたはごどう思いますか」というものがあった。その結果は、現在行われている位の政治活動ならよいとする者が33%、行き過ぎだとする者が34%、もっとやってよいという者が5%、わからないという者が28%であった。この結果に対し、宗像誠也は「『現在の程度ならよい』と『もっとやってよい』とを加えると『行き過ぎだ』よりかなり高い数字を示すことは、国民の考えが政府の考えと大変違っていることを明らかにしている。どちらが『一方的』か、政府の反省の資とするに足る」と解説していた（『読：54.01.19』）。これらの点から、当初、国民は政府が主張する程、教師の政治活動を行き過ぎだとは考えていなかったと判断される。

『読売新聞』は、「『教育法案』は是非か」という「面接によるアンケート」を、1954年3月に「各界の代表的な人物」23人に行った。その結果は、法案に賛成が7人、反対が14人、わからないが2人であった（『読：54.03.02』）。この結果から、3月上旬にアンケートを受けた人の過半数が、法案に反対していたといえるだろう。

4月末までに、『読売新聞』に教育関係の世論調査等が再び掲載されることはなかったものの、4月12日の朝刊には「教育二法案」に対する動きは「緑風会、改進黨の動向も微妙なため流産となる気配が濃厚」と報じられている。このことから、少なくとも教育二法の動向は、4月中旬頃までは政府側に劣勢に推移していたと思われる（『読：54.04.12』）。

前述したように、鏡子ちゃん事件で担任が「無責任」と激しく批判されたのは、鏡子ちゃんの不在を勝手に家に帰ったためだと判断し、二時間放置したという点にあった。特に、事件が授業中の学校内で起きたために「世の中の母親はどれだけ大きな衝動を受けたかわからなかった」という（19国会・衆・地方行政委員会5月10日）。

「子を持つ世の親達」は「安心して学べる学校、鏡子ちゃんの犠牲を再び繰り返さない環境と施設一と一様にこう訴え、当局の善処を要望」し始めた（『産：54.04.21』）。そして、教師らも「子どもの生活指導は結局教師自身の問題に帰する」と、反省の投書を多く寄せていた（『読：54.04.27』）。

「鏡子ちゃん事件」は「世の親たちに近來にない大きな関心と呼んだが、この関心は先生と児童との問題、教育の方法の問題、学校の設備の問題…さらに進んで政治の問題といつくかの方向へ発展しつつ」あった（『毎：54.04.30』）。そして、「はじめのうち」は「『先生を責める』声」が多かった投書も、「次第に落ちつき、どうすればこのような事件の再発を防げるか。という建設的な意見」（『朝：54.05.02』）になっていったという⁽⁵⁾。

このように、「鏡子ちゃん事件」は「子を持つ世の親達」に大きな衝撃を与え、子供が「安心して学べる学校」を文部当局に求めさせた。教師自身も、子どもの生活指導は教師のやり方次第だと認めていた。このような保護者の要望や、教師の自らの指導に対する反省が、事件対策を「政治」問題にまで発展させたのであろう。この時問題となっていた、教育の「政治」問題とは教育二法の成立である。つまり、事件の再発防止を求める親の声が、結果的に教育二法につながったと思われる。

4. 「緊急質問」後の参議院議員の意見の変容

「鏡子ちゃん事件」の報道が国会の教育二法の審議に影響を及ぼしたか否かを、参議院議員4人の「偏向教育」に関する意見の変化から検討する。まず、日本社会党に所属する岡三郎は、この法案が参議院に移された直後の4月6日に、24の事例（教育二法案提出にあたって、大達文相は偏向教育の証拠として旭丘中学のような事例24件を全国から集めさせた19国会・衆・本会議3月26日）について「全然事例はないとは言えないけれども、文部省の取上げ方が少しきわどかつた」のではないかと述べていた（19国会・参・文部委員会4月6日）。それが証人喚問後の15日になると、24の事例は「根拠薄弱だ」として否定的な意見をとっていた（19国会・参・文部委員会4月15日）。しかし「鏡子ちゃん事件」で「緊急質問」が行われた翌日の21日には「偏向教育の事例の顕著なものが出ていると思う」と「偏向教育」があることを認める発言へと変化した（19国会・参・文部委員会4月21日）。

同じく社会党の相馬助治は4月2日の審議において、この「偏向教育」の根拠として提出された24の事例の資料を読んだ感想を「一、二疑わしきものがあるけれども…何が偏向しているのだからさっぱりわからない」、「でたらめな資料」であるとしていた（19国会・参・文部委員会4月2日）。更に「鏡子ちゃん事件」が起きた当日の19日には「偏向教育にもなっていないほどの事例である」と述べていた（19国会・参・文部委員会4月19日）。それが「緊急質問」後の24日には「山口日記」（山口県教組が作成した小学生用日記、中学生用日記の欄外記事が偏向していると問題になったことが、教育二法提出の発端となった。19国会・衆・本会議3月26日）を取り上げて「私もその一部は甚だ偏向教育の虞れありとして、世人の指弾を受けること当然であるというふうに考えております」と「偏向教育」が一部にはあるという肯定的な発言へと変化した（19国会・参・文部委員会4月24日）。

改進黨の松原一彦は、4月16日に、この事例の中に「如何にも私は愚にもつかんものがあると思う」文部省の「認識を疑うものであります」と「偏向教育」の事例を否定

的に捉えていた（19国会・参・文部委員会4月16日）。19日の審議では「偏向教育」の存在は「認識の差」であると述べていた（19国会・参・文部委員会4月19日）。だが「緊急質問」が行われた翌日の21日になると「確かに偏向がある」「而も極度に偏向した教育が行われておる」と「偏向教育」があるという意見へと変化した（19国会・参・文部委員会4月21日）。

「鏡子ちゃん事件」が起きた日に大達文相を追及していた共産党の須藤五郎は、文部省が提出した事例は「偏向教育」として「問題にすべきほどのものでもない」と4月12日に発言していた（19国会・参・文部委員会4月12日）。19日になると「何の根拠もない、あなたたちの頭の中にこそ偏向教育があると完全に否定していた（19国会・参・文部委員会4月19日）。それが「緊急質問」後の23日になると、「別に偏向ではない」と勢いを弱めた（19国会・参・文部委員会4月23日）。

このように「偏向教育」の事例に対して否定的な意見を取り続けていた参議院議員4人の「偏向教育」についての認識は、「鏡子ちゃん事件」の「緊急質問」を境に変化した。これ以降、参議院議員の発言は法案成立後の実際的な問題（たとえば、過去の処分数、処分の判断基準、教育二法が教師に与える影響力等）へと一変した。そして、審議は4月30日に強硬に打ち切られた（19国会・参・文部委員会4月30日）。

5. 緑風会議員の意見の変容

教育二法の成否の行方は、参議院のキャスティングボートを握る緑風会の出方にあった（前田2002, p. 27）。この頃、緑風会は「是々非々の立場に立つて」いた（19国会・参本会議4月2日）。「鏡子ちゃん事件」が起きる直前まで、緑風会の中には法案に反対する「空気が相当に強く」なりつつあった。そのため政府与党には「焦慮の色」がみえ始めていた（『毎：54.04.12』）。この凡そ半月後に、教育二法に対する緑風会の態度は急激に賛成に傾いた（『朝：54.05.30』）。そのため、「鏡子ちゃん事件」の前後で教育二法に対する緑風会議員の発言の変容があったのかを国会議事録で検討した。

当初、中山福藏は教育基本法のいうところの真理に定義を与えないと、教育二法に対する国民の納得は得られず、これを制定するのは難しいのではないかと述べていた（19国会・参・予算委員会3月9日）。河野謙三は参議院文部委員会（19国会・4月2日）で、大達文相が青少年の思想動向を心配して教育二法を制定しようとしているものの、この根本原因は政治の貧困に尽きると言明していた。そして、「教育の目的を最も阻害」するものが「競輪競馬」のような「賭博行為」で、これに対する文部省の態度はほとんど傍観的だと非難していた。

4月9日に加賀山之雄は、教育二法が本年1月に出さ

れた中央教育審議会答申の中で、「年少者の純白な政治意識に対して、一方的に偏した政治的指導を与える機会を絶無ならしめるように適当な措置を講ずべきである。そうしてこの措置はいかなる反対理由にも優先すべきものであるということが述べられておりますが、…、審議会におきましても、一方において有力な反対意見があつたということであり、必ずしも満場一致の下に法律を制定することが不可欠であるということではなかつた」として、この法案の提出動機を大達文相に尋ねた。そして、戦後民主主義が日本に採り入れられて、非常に「自主のない面がたくさん出て来て」「非常によくなつて来ている面もあると思う」と述べ、「日教組には行き過ぎも多分にあつた」ものの「非常に強い反省」を行っているし、「文教自体に強い関心と熱意を持つている」ことは「疑いない」といっていた。また、法制化によってこの反省が「阻害」されることを心配し、「教育というものは本当の愛情と信頼が本としてなされるべきであるのに、却つてこの法律のために（中略）折角伸びようとしておるものを縮めてしまう」のではないかと危惧した。更に、このような現状は教育基本法の精神が理解されずにきたことに起因するため、教育二法を制定するよりも、教育基本法の精神に則った教育を行うことが先決だといっていた（19国会・参・文部委員会4月9日）。

杉山昌作は、文部大臣や文部省が偏向教育の事例に上げているものの中に、宣誓をした証人が偏向教育ではないと主張しているものがあると指摘し、文部省はもう一度事例をよく調べ、文部省の調査等に誤りがあるなら訂正なり取り消すべきだと述べていた（19国会・参・文部委員会4月15日）。

教育二法については、衆議院で「審議の過程あるいは現地調査において明らかなように、教育基本法第八条第二項に触れる偏向教育が随時随所に行われて」いることが認められ、賛成多数で通過していた（19国会・衆・本会議3月26日）。これに対し、議事録を見る限り、4月15日までの時点で緑風会の議員のいずれもが偏向教育を認める発言をしておらず、どちらかといえば、教育二法の必要性に懐疑的な発言を行っていた。

だが、4月22日に行われた参議院文部委員会（19国会）で、中山福藏は、宇治山田大会で日教組が決定した14項目のスローガン全てが政党の政策で、このような政策ばかりを教師が教壇で教えては大変だから教育二法は必要ではないか、と言い始めた。日教組の宇治山田大会でのスローガンが問題視されたのは、1953年以後のこと（16国会・衆・文部委員会7月7日）で事件後のことではない。そのため、中山が教育二法必要論に傾く契機がこの1カ月半程度の間にあったと判断される。

それまで教育基本法の精神に則った教育を行うことが重要だと主張していた加賀山は、23日の文部委員会で「教壇とか、教育自体というものは非常に、一般の公務員が

行政権を發動するのと違つた意味での一つの強いインフレンスを持つわけでございます。その教育自体について、何かやはり特別の制限は考えておかないと危険な場合が起りはせんか」、と児童・生徒を教育する教師にも特別の制限が必要だと訴え始めた（19国会・参・文部委員会4月23日）。更に、教育二法案の修正案を採択した日（19国会・5月14日）には、教育基本法の精神が十分に理解されず、また、十分に実施されないまま、このような法律が作られることを嘆きながらも、偏向教育が行われていることを認め、これを「このまま放置して」おくことはできないと述べた。

このように、緑風会議員の教育二法案に対する意見は、4月15日～22日までのわずかな間に变化した。特に、中山や加賀山のように、教育二法の制定に対し積極的とはいえなかつた議員が、教育二法に対し強い賛同を示すようになった背景には、その期間に起きた教育界での出来事が影響していると考えられる。議事録を見る限り、この間、教育二法を特段に必要とする有力な新証言が出た訳ではなかつた。そのみならず、教育二法の質疑打ち切り直前、緑風会は政治の汚職等で「腐り切つた吉田内閣に「憤激」していた（19国会・参・本会議4月28日）。このような政治状況の中、短い期間の間にこれほどの発言の変容が緑風会の委員の間に起こった理由は、「鏡子ちゃん事件」以外にみあたらない。

4月30日の参議院文部委員会で、社会党議員らの質疑が「相当」残り、「緑風会、両派社会党、改進黨、無所属クラブ」議員の「いずれも」が内閣総理大臣の教育二法に対する見解を聞きたいと切望していたにも拘わらず、質疑は強硬に打ち切れ教育二法は事実上成立した。この委員会には、理事である加賀山之雄や、委員の杉山昌作・高橋道男も出席していた。しかしながら、この3人の緑風会議員はこの質疑打ち切りを阻止しようとはしなかつた（19国会・参・文部委員会4月30日）。前田（2002, p.27）によるとこの質疑打ち切りは、自由党と関係が悪化していた緑風会の賛成を受けたものである。この質疑打ち切りに出席した杉山は、「鏡子ちゃん事件」が起きる4日前の委員会で、文部省の偏向教育に関する見解をもう一度見直すように求めていた。それに対し、文部省側から明らかな偏向教育の証拠（旭丘中学事件が新聞等で報道され始めたのは1954年5月8日のことである）は示されないままであった。

教育二法の審議が「今週から大詰め段階に入った」と報道されたのが4月26日月曜日のことである。緑風会が教育二法を必要と判断したのは、議員総会に小林日教組委員長、平野全国地方教委会連合会理事等を「別個に招き意見をきいた結果」だという（『産：54.04.26』）。日教組は「鏡子ちゃん事件」直後に「『一職場、一組合員の不注意からこのような事件を起こしたことはまことに申し訳ない』として都教組と連絡して事情を詳細に調査

するとともに、今後このような事件が起こらないよう善処する」と表明していた（『朝：54.04.21』）。その一方で、事件直後の21日には「昼食抜き闘争」などを決定し（『読：54.04.21』）、5月6日木曜日の平日に代表を出して東京三宅坂でテントを張り、教育二法に反対するハンストを行い始めた。そして、これに伴って全国の教職員も6日・7日の平日に昼食抜きの戦術をとった（『朝：54.05.06』）。『読売新聞』はこの闘争に関し「政府がこの法案を提出したのと前後して、日教組の運動があらゆる方面から注目され、批判されてきたのは否定できない」と報道している（『読：54.05.11』）。

前述したように、事件を契機に日教組に所属する教師の中には自らの指導を反省する者もいた上に、教師の事件責任を厳しく問う世論の声も大きかった。それでも尚、教育二法に対する反対闘争をやめようとしないう日教組に対し、批判の目を向けるようになった者も多くいたと考えられる。「教育というものは本当の愛情と信頼が本としてなされるべきである」との考えを持っていた緑風会の加賀山においても、鏡子ちゃんの担任が鏡子ちゃんを捜しもせずに2時間放置し続けたことは、組合活動に熱心な余りに子どもを大切にできなかった証拠と映ったであろう。そして、このような事件が起きて尚、闘争し続ける日教組を「このまま放置して」おくことはできないと考えただろう。これが4月30日に質疑打ち切り動議を行わせる要因となった。

おわりに

本稿は、子どもの事件にみられる「マスコミの語り」が、教育政策決定に影響を及ぼし得るのかを、1954年の教育二法制定時に起きた「鏡子ちゃん事件」を題材に考察した。

「鏡子ちゃん事件」は、参議院での教育二法の審議が政府側に不利な時に起きた。事件後に判明したように、女兒を対象とした猥褻事件等は事件前に多発していたものの、文部省の責任はほとんど問われてこなかった。だが、教育二法が廃案寸前となった4月19日に「鏡子ちゃん事件」が起きると、マスコミは異例の長期報道を行い、教師の子どもに対する愛情が欠如していると批判的に書き立てた。

そして、日教組に所属する教師の愛情のなさが事件の要因であるかのような報道を、マスコミは大々的に行った。これが子を持つ親に衝撃を与え、教師に自らの指導を反省させる要因となった。その結果、国民は子どもが「安心して学べる学校」を文部省に要望し、この要望や関心が「政治」的レベルにまで発展した。

だが、調査の結果では、M小学校での組合活動はほとんど行われておらず、鏡子ちゃんの担任は日教組に所属していなかったこと、教師は事務仕事等も行っていた上

に生徒数も多く余裕がなかったこと、そのため学校に出入りする者をチェックできなかったこと等が判明した（資料2参照）。つまり、組合活動に熱心な余りに、子どもに愛情の持てない教師の事件ではなかった。

一方、教育二法案の根拠となった偏向教育が立証困難となっていた政府側にとって、学校内で児童が殺害され教師がこれを放置していたことは、学校内で組合活動が重視されている、またとない実例となったであろう。1954年5月1日に開かれた19国会参議院法務委員会で、無所属クラブの羽仁五郎が「この間から問題になつていゝ東京市内の小学校で起つた幼児に関する悲惨な事件、あれらについても（中略）政府が国民の口の中に何かを入れて我々を黙らせようと」しているとは非難していることから、政府がこの事件を政治的に利用していたことが読み取れる。この点は、大達文相（「19国会・参・文部・人事・法務連合委員会4月26日」）らが、種々の委員会（19国会・衆・地方行政委員会5月10日、同国会・参・本会議5月12日、同国会・参・本会議5月14日、同国会・参・法務委員会5月15日等）でこの事件を取り上げていたことから判断される。

事件を挟んでわずか数日の間に、それまで偏向教育はないと明言していた革新系議員たちの発言が偏向教育を認めるものへと変化した。そして、是々非々の立場をとり、自由党との関係も悪く、吉田内閣の汚職に「憤激」し、教育二法の必要性に懐疑的な態度をとっていた緑風会の賛同を得て、質疑打ち切り動議がなされたことに鑑みると、質疑打ち切りまでの凡そ半月の間に、緑風会の意向を教育二法に急激に傾かせる出来事があったと判断するのが妥当である。その出来事が「鏡子ちゃん事件」であり、組合活動に熱心な余り子どもに愛情が持てない教師の事件、という「マスコミの語り」である。この「マスコミの語り」と、事件の「善処」を口にしながらも尚、闘争を止めなかった日教組の姿勢とが相俟って偏向教育の証拠となった。これが、日教組対策としての教育二法を制定したい支配層に都合に働いた。すなわち、1954年の教育二法制定時には、1997年の「酒鬼薔薇事件」に類似する「マスコミの語り」が既にあり、これが教育政策決定に影響を与えた。

注

- (1) 少年(14歳-19歳)の殺人検挙数は、戦後最も多かった1951年の443人(対人口1000人比4.2人)に対し74人(対人口1000人比0.77人)と減少していた。また、事件前年の1996年の検挙数は96人であった。総務省統計局「日本の長期統計系列」「第28章司法・警察」「一般刑法犯犯罪少年の罪名、年齢別検挙及び補導人員」<http://www.stat.go.jp/data/chouki/mokuji.htm> 最終アクセス2019年9月2日。

- (2) 少年が逮捕されたのは1997年6月末で、橋本首相が六つの改革でメッセージを出したのが同年5月である。首相官邸「橋本内閣が進める六つの改革～橋本総理からのメッセージ～」<http://www.kantei.go.jp/kaikaku/message.html> 最終アクセス2019年10月3日。
- (3) 首相官邸「橋本内閣『変革と創造』～6つの改革』最終アクセス2019年10月3日。<http://www.kantei.go.jp/jp/kaikaku/pamphlet/p2.html>
- (4) 2012年5月24日に、事件当時小学校に勤務していたY先生に話を聞いた。その時、事件当時、小学校で組合活動がほとんどされていなかったことや、鏡子ちゃんの担任は組合に所属していなかったことを聞いた。
- (4) 内閣府世論調査「教育に関する世論調査」最終アクセス2019年10月3日。
survey.gov-online.go.jp/s28/S28-06-28-02.html
- (5) 当時、朝日新聞の論説委員をしていた伊藤昇(1955, pp. 10-12) は、「鏡子ちゃん事件」では、「新聞の攻撃も、あるいは記事の調子としても全体が、担任教師のだらしなさ、学校経営のルーズさに集中したのである。そしてそこからいきなり、新教育がいけないのじゃないか、ということに結びつけられた。あの場合、学校の置かれている社会環境は少しも問題にされなかった」。このような報道には「相当問題があった」と述べている。

参考文献

- 平田俊博, 1999, 「学校の病理とマスコミの病理」『日本教育』271号, pp. 6-9.
- 広田照幸, 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- 今津孝次郎・樋田大二郎編, 2010, 『続・教育言説をどう読むか』新曜社.
- 伊藤昇, 1955, 「新聞と教育」『新聞研究』第44号, pp. 11-12.
- 岩田信義, 1998, 「神戸・友が丘中学校校長手記 マスコミに言いたいことーあの事件以来、私には笑うことも許されなかった」『文芸春秋』76巻5号, pp. 152-161.
- 河上亮一, 1997, 「マスコミの学校叩きが『悪循環』を生み出した」『the21』14巻10号, pp. 46-47.
- 小浜逸郎, 1992, 『症状としての学校言説』JICC 出版局.
- 前田英昭, 2002, 「教育二法と参議院の『良識』」『駒澤法学』第2巻第1号, pp. 94-54.
- 森田尚人, 2009, 「旭丘中学事件の歴史的検証(下)ー第2部:教育二法案をめぐる国会審議と『事件』の政治問題化ー」『教育学論集』第51巻, pp. 37-111.

- 大達茂雄, 1954, 「教育二法案のねらい」『人事行政』5巻4号, pp. 3-6.
- 重松敬一, 1955, 「不良文化財への対決ー教育とマスコミコミュニケーションの危機の問題」『カリキュラム』78号, pp. 49-51.
- 高橋潤子, 2010, 「『心のノート』導入過程に関する研究」『九州教育学会研究紀要』38巻, pp. 71-78.
- 渡部真, 1999, 「青少年問題が国の教育政策に与える影響について」『犯罪社会学研究』24号, pp. 60-91.

<資料1>

『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』にみられた「鏡子ちゃん事件」と「幸子ちゃん事件」の報道(固有名詞はイニシャルに変えている)

『朝日新聞』

1954年4月20日

「女生徒 便所で絞殺さる」「白昼 文京区M小学校で」「母の話」

「学校側がもっと早く責任をもって探してきてくれたらなんとかなったのではないかと、そればかりが親心として残念です」。

「担任の話」

「3時間目の授業が始まったとき鏡子ちゃんが席にいないことがわかりましたが、鏡子ちゃんの家が近いので忘れものでもとりにいったものだと思っていました」。「鏡子ちゃんが便所へいったことも知りませんでした」。

「PTA 会長の話」

「捜査一課長の話」

4月20日夕刊

「学校の指導方針を追求」「衆院文教委で事件とり上ぐ」「授業中女生徒が殺されたことは未だかつてないことだろう。しかも先生が二時間もこれを放置して、その死体を母親に見つけてもらったことは先生も学校も極めて遺憾なことだと思う。戦後学校の環境が悪くなったが、文部省としてはどういう指導方針をもっているか。この事件を通じて学校や先生はもっと注意してほしい」。自由党議員

「政務次官」

「なぜ学校が2時間も放置しておったか、同校の指導方針については平素どうであったかについていま調査させている。この事件は偶発的なものではなく、環境が悪くなった戦後の学校が生んだ必然的なものであると思う」。

「年少所の犯行か」「M校の女生徒殺し 40校の校長を召集」

4月21日

「生徒は学校で護られているか」「殺された鏡子ちゃんの事件から」

「学校の中で、それもまだ授業のある時間中に、M小学校二年生の鏡子ちゃん（七才）が痴漢に殺されたという十九日真昼の事件はとりわけ子供を学校に出している母親たちには大きなショックにちがひありません。学校にいる間だけはともかく、優しい先生たちのゆきとどいた手に護られていると安心していただけなのに、いくら通り魔の仕業とはいえ、母親たちの心にはなにか不安のシコリが残ります。いまの小学校にはあんなにむごい犯罪を起こさせるようなスキが、どこかにあるのではないだろうか、という疑いです。とくに悪い環境にある小学校の場合は、なおさらのことでしょう。子供は、学校で、本当に護られているのか—母親たちのこの心配をただしなから、都内の小学校をいくつか回ってみました」。

「だれもない受付」「とにかく手が足りないですね」
S小学校長

「公衆便所の代用に」

「学校にスキを作るな」

「外来者の出入り自由自在という点は、先生たちを大いに反省させているようですが」。

「先生だけを責めるな」

「このごろの新教育は、生徒が教室や学校へ気やすく出入りでき、先生もあんまり気にしないのではないか—という父兄の声をときどき聞きます。『それは大変な間違いで、放任どころか、先生たちは大変な注意力、昔の何十倍もの労力が必要になっているのです』 きっぱり“放任説”を否定しています。ただ、いまは新学期が始まったばかりですし、数も多い生徒の全部をしっかり握っているところまでいっていない先生の現状も、考えなければなりません」。

「校外からも愛情を」

「生徒をまもること—学校では、もちろん先生たちにとって神聖なつとめですが、学校外の人たちの、ふだんの注意と愛情もかかすことができないことでしょう」。「学校の悪い環境も、こういった学校外の多くの人たちの愛情で、いくらかずつでも子供を護るよい方向に進んでいくわけでしょう」。

「衆院文教委 鏡子ちゃん殺しを調査」「学童の掌握など」「M校で関係者らに質す」

「鏡子ちゃん（七才）の殺された事件は全国の父兄に異常なショックを与えた」。「文部委員らは『先生が学級毎に適宜に休憩時間を与えるやり方は教育上はよいだろうが、生徒を掌握する点にまづくないか。それが今度の事件にも関係していないか』と追及したのに対し、校長は「よく反省する」と答え、K都教育長は「『授業中の事件だけに何といっても責任はこちらにあり、よく真相

を調査して学校管理の上に努力したい』と述べた。またその席上同校PTA（中略）らがつめかけ、文部委員の一行に向かって口々に」T先生は「生徒をわが子のように可愛がっている。子供たちも先生を本当に慕っている。今度の事件は魔がさしたというほかはない。犯人こそ憎いのであって学校側をあまり責めないでほしい』と涙ながらに訴えた」。

「“誠に申し訳ない”日教組、善処表明」

「1職場、1組合員の不注意からこのような事件を起こしたことはまことに申し訳ない」。

4月21日夕刊

「捜査難航の形 鏡子ちゃん殺し」

4月22日

「手がかりなし 鏡子ちゃん殺し」

4月22日夕刊

「便所に怪しい少年」「鏡子ちゃんの殺された時刻 目撃者現わる」

4月23日

「学校付近の変質者」「鏡子ちゃん殺人事件」「さらに捜査線上へ」

4月24日

「さらに2人の目撃者 鏡子ちゃん事件」

4月25日

「手がかり現れず 鏡子ちゃん殺し」

4月30日夕刊

「数名の容疑者」「鏡子ちゃん殺し 掌紋と血液型つかむ」

5月6日

「鏡子ちゃん殺し捕わる」「肺病で無職の青年」「犯行の一切を自白」「鏡子ちゃん見て悪心」「便所を借りていた坂巻」「戸の間から姿見て」「犯人坂巻が語る」「カメラの前で平然」「記者団に語らぬ坂巻」「当日の足取りに不審」「検挙の端緒 少年時代からの悪癖」

「極刑にしてほしい」「悲しみは消えません」「お姉ちゃんの写真笑ったよ」「“今後も慰霊”担任先生の話「悪かった周囲の環境」「犯人の父の話」「やさしい子だったが」「複雑な犯人の家庭」「家庭の事情と病気で自棄」

「調べた容疑者六百六十七人」「一般の協力感謝」犯人逮捕のI刑事談「聞き込みから追及」「両刑事に賞状」「都教育庁、各学校へ通達」「犯行を参考にした新管理方針」

5月8日

「過失死に傾く」「旭川の幸子ちゃん事件」
「過失ほぼ確認」「幸子ちゃん事件 鑑定のはさみに血液」

『毎日新聞』

1954年4月19日

「小学1年生が怪死」「文京M小の便所内で」

4月20日

「7才の少女を暴行、殺害」「授業中 M小学校の便所で」

「帰宅したかと思った」担任の先生談
「3時間目が始った時に鏡子ちゃんが見えないのに気がつき、みんなに聞いたところ“知らない”というので探してみたが、姿が見えなかった。家が近いので忘れものでも取りに帰ったのだらうと軽く考え、いまにくると思っていた。お昼ごろお母さんがお見えになったとき初めて事の重大なのに驚きました」。

「校長談」

「父兄の間にも学校非難の声」

「父兄の間には2時間も鏡子ちゃんの姿が見えないのに探さなかった学校当局を非難する声が高く、昼間も専門の警備員を置けという意見も出た」。

「“無責任な学校側”嘆く母親」

「生徒が便所に行くといったままいなくなったのに平気で2時間も授業をやっているものでしょうか。しかも鏡子を探し回ったのは私1人だけです。死んだ鏡子の気持ちを思うとくやしくてくやしくて胸が一杯です。と不満をおちまけた」。

4月20日夕刊

「主なき机に花活けて」「M小学校 鏡子ちゃんPTA葬に」

T先生は「休憩時間を待ってインタビューを求めた報道陣に囲まれながら、早くも涙ぐみ『本当に申し訳ないことになってしまいました。鏡子ちゃんにはもちろん世の親御様たちにも何とおわびしてよいか……。せめてほかの子供たちに迷惑がおよばないようにと思って精一杯の気持ちです……』」。

「集団通学を指示」「警視庁が痴漢に備えて」

「衆院文部委で緊急質問」

衆院文部委員会自由党議員はこの事件を取り上げ、「『鏡子ちゃんが行方不明になって二時間もたつのに探さなかったのは教師にも責任はないか』と緊急質問を行った」。これに対し文部政務次官は「なぜ二時間も放置したか、また平常の指導措置はどうなっているか、などを調査させている。このような事件は戦後の学校の環

境などから生まれたもので、偶発ではないと考える」と答えた。

4月21日

「一緒に遊べないのネ 鏡子ちゃんの葬儀 同級生、悲しくお別れ」

「学校内の怪しい外来者追求」 T総監指令

「“休み時間に欠陥”文部委員（衆院）が学校調査 鏡子ちゃん殺し事件」「点検は朝一度だけ」

「こんどの事件は設備の不足というよりも学校管理上の不注意だと思います」。

「新授業制度の是正 近く勧告する」

「鏡子ちゃん事件が教えるもの」

「鏡子ちゃん事件は道義のタイ廃と学校管理の不備などを教えてくれた。学校側も責任を回避しようとする傾きがみうけられるようだ。鏡子ちゃんの家では校葬を拒み、学校からの供物も辞退している。“第2の鏡子ちゃん事件”を起こしてはならない」。

「守衛や出欠点呼の励行」「先生の注意が行き届くよう」「学校管理はどうか」

「今度の事故はわずか38名（定員50名）のクラスで起きた点などから、教師の不注意が問題になっており、教育長でも事情を調査したうえで善処するといっている」。

「一方都教組ではこの事件について文京区支部に調査を命じているが、これも学校管理の不注意という見方が強いようだ」。

「“道徳教育の振興”文部省が強調」

「要するにこの種事故の予防には学校管理の強化と先生の注意が必要だというのが文部省の見解だが、それとからんで天野文相以来の悲願である“道徳教育の振興”の問題が大きく浮かびあがってきた」。

「不良校と対策」「集団通学」「戦前はなかった 文部省管理局長」「金網張りを陳情 江東区第2 K小学校校長」

「監督不行き届き」 評論家U氏談」

「だいたい学校の便所というのはあらゆる点で監督不行き届きだ」。

4月22日

「投書」「鏡子ちゃんの死に思う」

「かわいそうな鏡子ちゃんの死は変質的な凶悪な犯行としては特に珍しいものではないかも知れないが、これが授業中の学校内のできごとであるだけに、その残虐さが、子を持つ親に与えた衝撃は大きく、また当然とりとめえぬ幼い生命であったことが痛切に感じられる。きょう（二十日）も厳戒中の学校では、授業の行われるかわら、早速に補修工事にとりかかっているが、このような外形的、末節的な問題よりも、先生の学童に対する愛情がもう少し深かったらと思うのはいいすぎであろう

か。一たび登校した児童は、先生の全責任であり、その所在を掌握することは、まず第一の措置でなければならぬ。『教室か便所か』これ以外授業中の児童を探すところがあるのだろうか。それとも平素から、成績のよい子は放任された授業を行っていたのであろうか。児童の訓育までが、機械的、職業的にならざるをえないような教育者の立場に深い同情と理解をささげ、あわせて現在の先生の多数がこの愛情を失っておられるとは思われないが、先生の児童に対する愛情を特に訴えたい。

「『便所で若い男を見た』 鏡子ちゃん殺し」「給食係が有力な証言」

「捜査は難航 鏡子ちゃん殺し」

「名ばかりの文化国」「“鏡子ちゃん事件の責任”の所在」

「わが国に八十万人以上あるといわれる精神薄弱者の、少なくとも五分の一を占めるこの興奮性白痴は、ほとんどすべてが、欧米各国に完備しているような種々の保護収容施設がなくて野放しに生活し、家庭や近隣の困惑と被害はじん大なものである。鏡子ちゃん事件がもしもそのような加害者によって発生したのであれば、これは学校や関係者をせめるより先に、文化国とは名のみである日本の社会や政治が、大部分の責任を負わねばならぬ。

「戦後の社会のタイ厄は健康な未成年者にもつよく影響して、このたぐいの異常な性犯罪を起こさせたとかんがえられられるような事例が少なくないのである。それも学校や教育方針の責任とするよりも先に反省せねばならぬもっと大きな問題ではあるまいか」。

4月22日夕刊

「台東区で学校環境の浄化へ」

「区内の世論が、特にこんどの鏡子ちゃん事件で強まったので学校付近の公園を浄化することになった。

「中堅教員の再教育も」「来月から発足の都立教育研究所」

「便所で若い男を見た」「鏡子ちゃん殺し 給食係が有力な証言」

「家庭＝学校の連絡を十分に」「子供を温かい心で守るよう」「鏡子ちゃん事件を機に」

「都教育庁野間指導部長にきく」

「子を持つ父兄に大きな衝撃を与えた鏡子ちゃんの殺害事件をきっかけとして、都教育庁指導部では、二十一日の会議で五月から小、中学校を通じて先生と父兄の指導会を復活。「こんどの事件は学校と家庭が常に連絡をとって、児童の生活を温かい目で見守ってやらねばいけないことを強く教えています」。「担当教官が児童の出欠をただ帳簿につけるだけでは意味がありません。児童がどうして休んでいるのかを常に家庭と連絡してよく知っておくとともに、出欠児童の顔色や動作に注意を払えば、その日の児童の健康状態まで判るものです。親身になって児童をみている熱心な教官の中には、繁雑をいと

わず、しょっ中児童の家庭に行き、一人一人の家庭環境を調べるとともに、児童の習癖や健康状態、さらに児童の持病までわざわざ観察簿につけていた例がありました」。

4月23日

「“外来者に注意”など 文京区校長会で申し合わせ」

「“若い男”の足どりつかめず 鏡子ちゃん殺し」

「少年課も応援 鏡子ちゃん殺し」

4月24日

「さらに目撃者2人 鏡子ちゃん殺し」

4月25日

「某少年の身辺を捜査 鏡子ちゃん殺し 有力容疑者浮ぶ」

「アリバイなど洗う 鏡子ちゃん殺しの容疑者」

4月28日

「学校内部のものも洗う 鏡子ちゃん殺し」

5月4日

「少女校舎内で殺さる？」 旭川市T小「胸に刺傷、便所の帰りに」「4人で出て行った」「申し訳ないことをした」

5月5日

「友だちと衝突し誤って刺さる？」「幸子ちゃん死亡事件」

「家庭訪問で聞き込み」「旭川の幸子ちゃん事件」

5月7日

「鏡子ちゃん殺しの背景」「暗い家庭に育つ 転校、退学、流転の中学時代」

「政治の貧困にも」T女史談

「世相が生んだ犯罪？ 見逃せぬエロ本の影響」

「第2の坂巻を出さぬように」

「酒巻を追って17日間」「両刑事のネバリが実結ぶ」

「都教育庁 学校管理の具体案協議」

「都教育庁では鏡子ちゃん事件の直接の原因となった『便所の戸をしめなかった』ことから今後の学校管理に乘出すことになり、14日の都教育委員会で具体的な対策を協議する」。なお担任のT教師の「処分問題は同日の委員会で決定するが、戒告処分か最悪の場合でほかへ転勤というところの線ではないかといわれている」。

5月8日

「ハサミに多量の血」「幸子ちゃん事件一挙に解決か」

『読売新聞』

1954年4月20日

「白昼・小学校に通り魔」「女児絞殺さる」「浮浪者出入り自由」の本郷M校「母親が最初の発見者」

「このいたいけな犠牲者は、前の授業時間にいたが、次の授業時間には姿を見せなかったのに、担任の先生が不注意にも気づかず・・・」、「おまけにこの学校は管理もルーズで、隣接するM公園に「たむろする浮浪者がわがもの顔に便所を借りに来たり、水をもらいにくるのも放任といった有様だった」。「学校は家庭の延長、先生は親の代理と安心して学校に子供を預けてある親たちには大きなショックを与えずにはおかない事件である」（記事）

「授業時間の惨劇 だれの責任か」「出席点検ダテではない」

「教師が出席をとるのはダテではないはずで、いなければいけないですすぐ探するのが本当だ。学校環境や児童にたいする不断の注意は校長や教師の責任ではないか」。(文部次官談)

「学校管理に大欠陥」

「この不幸を生んだについては学校側の管理に大きな欠陥が認められる。それに先生が授業時間になっても帰って来ない子供がいるのに気がつかないなどは全く先生の不注意だ」。(K教育長)

「昼間の警備は校長に責任」「頭が混乱何も言えぬ」「校長の話」

「学校を慕う子の気持 先生に判らぬのか 泣いて語る父親」

「いなくなってから二時間も先生たちは知らぬ顔で探そうとしなかつた」。「死体が見つかったから担任の先生になぜ早く探してくれなかったか」とつめよったら、三十何人もいる生徒の中で一人がいなくなっても・・・というような言葉をもらした。「校長も、事件が起こってから全然姿を見せず夜の十一時ごろになって弁解にやって来た。すまぬという一言は聞いてもはじまらないが、それすらいわず、いきなり校葬にしたいという。私はお断りした。私たち親子があんなに信頼していた学校がこんな態度では校葬なんかにしてもらっても鏡子自身が喜ぶまい」。「親がどのような気持ちで子供を学校にあずけているかということをよくよく理解してもらいたい」。(父親)

「帰宅したと思った」。担任の話

4月20日夕刊

「鏡子ちゃん殺し・国会でも調査」「文部当局を追及」

「衆院文部委で緊急質問」

「2時間も犯行後鏡子ちゃんを放置したまゝで母親が学校で注意してはじめて探した点と、戦後学校環境が

悪くなり不良などが校内に自由に出没できる。この2点が原因だと私は考える」。(自由党議員)

「なぜ二時間も放置したのか、平常の児童指導の方法がどうだったかはいま調べさせているが、この事件は偶発的なものではなく、戦後の学校のあり方が生んだ必然的なものではないかと考えている」。(政務次官)

「異例の九署合同会議」

「学校当局、とくに教員らの事件捜査に対する態度は極めて非協力的で、本部員がなにか聞こうとしても“知らない”の一点ばり。第一線の刑事たちは『なんにつけても責任を逃れようとする態度がこのような事件をひき起こしたのだ』とふんがいがい」。(記事)

「都教育庁も調査」

担任のT教官、Y校長から「当時の状況と学校管理、環境整備などにつき調査を行っているが、担当教官の不注意管理のズサンな点などについて指摘、処分が行われる模様」。

「小学校に常時パトロール」「警視庁、痴漢の徹底的調査指令」「血のついた紙切れ」

4月21日

「衆院文部委」M校視察

「なぜ捕まらぬ」「婦女子の恐怖・変質者」「警視庁の軽視と飛躍的犯行」

「怪しい14, 5名 鏡子ちゃん殺し追及」

「可愛い回向やお供え物」「あなたの分も勉強します」

「日教組でも調査」

日教組ではM小学校「事件に関しこれが一職場、一組合員の不注意から起きたことを遺憾とし、都教組と連絡のうえ事情を詳細調査することになった」。

4月21日夕刊

「末世の相」

「親や子供の信頼に答えようにも予算はないし、生活の余裕はない。しかも教育二法案などで、先生としての最低の人格さえも無視されようとしている」と先生方の方でもいい分があるかも知れない。ご無理ごもつとも、まことにそのとおりだ、としても—それにしてもやはり先生は子供の信頼に答える以外に答えるものはないはずである。その子供が“先生、助けて先生”と便所の中で救いを求めているのである。この事件はすでにすぎた過去のものではない。いま現に、全国の学校の中で子供たちが叫んでいるのである。“先生、助けて先生”と、これから起きよういくつかの事態を予告して救いを求めている。あの悲痛な父親の言葉をこの際、とくと先生方にかみしめてもらいたいのである」。

「目撃者1人もなし」「鏡子ちゃん殺し捜査難航」「しめやかに葬式」

4月22日

「鏡子ちゃん事件に学ぶもの」

「社会への認識が不足」「悪い環境 政府も真剣に考えよ」 日教組教宣部長

「この悲しいできごととは環境の悪さに加えて教師の不注意によって生じたものだ。つまり先生も父兄も道徳がこゝまで低下していることに考え及ばなかったのが一つの原因になってはいないだろうか。とくに教師は多勢の児童を預かっているのだから教育の面ばかりでなく、児童をとりまく環境や普段の行動にも細心の注意が必要だがこの点、社会に対する研究をしなければならぬと痛切に感じている。しかし教師がいくら努力しても環境が悪くてはなにもならない」。

「環境への不注意は落ち度」 評論家S氏夫人

「この事件で第一に考えさせられたことは、学校を取り巻く環境の悪いことです。新聞によれば、いままでにもずいぶんと怪しい浮浪者など校庭や校内に出入りしていたようですが、こうした点に、いままで学校側でなにも考慮していなかったとしたら、大切な子どもをあずかる学校側として、怠慢でもあるし、少し神経が太すぎたといえます」。「先生方なりPTAの人たちが、学校を取り巻く環境を十分に研究しその環境に応じた対策をたてていなかったことは、大きな落ち度だったと思います」。

「苦しい先生の立場」「政府や父兄の協力で改善へ」
千葉大講師

「私には、どうして二時間も無断で欠席している生徒を、そのまま放っておいたかわからない。いくら自由を尊重する教育だからといって、児童の出欠まで自由であったり、それが『戦後の学校のあり方』であろうはずはないと思うからである。しかし現実こうした事件が起きてみれば自由の尊重が、規律のゆるみ、放任教育に墮落していたといわれても仕方がない」。

「月1回は学校集会をもとう」「先生と家庭の密接な連絡が必要」

「父兄側はPTAは会費集めや、講習会をひらくものぐらいにしか考えていないし、教師の側も、この会合を通じて教育について家庭に協力を求めるという積極的な態度が欠けているように思えます」。

「児童保護に万全を」

「戦後の新教育法として児童の休み時間は各担任教師が随時行うことになっているので一学級だけが休んでいたりは試験などの場合は先に出来た児童だけが1人で校庭で遊んでいることがありがちとなる」。

「教育庁各小学校に通達」「血のついた紙切れ発見 隣接の公園から」「学校を挙げ慰霊」「M校準校葬は取り止め」

4月23日

社説「極悪犯罪から児童を守れ」

「日本ではどうか。子供が粗末にされてはいないか。子供への愛情という人間の基本的感情が失われてはいないだろうか。こんどの事件で学校当局がこの点に欠けるものを示したのは暗い感じを与える。児童の欠席に無関心であったことや、事件直後に学校当局が行った言動はまったく遺憾であり、教育者のみならず子をもつ親としての反省があってほしい。しかしここでわれわれは、一小学校の個々の人々に、その責任を追及しようとするのではない。直接の責任者として現在の焦点は彼らに向けられているが、冷静に考えれば、問題はもっと深いところに根ざしていることがわかるだろう。つまり、この種の犯罪は、敗戦、占領、隷属、という一連の状況によってゆがめられた、いわば“いびつ”の社会の産物であるということだ」。「ことに終戦後いく年もたった今日、いまだに青少年の無軌道な犯罪が、なんら阻止されないのは学校だけでなく父兄も分けあうべき責任であろう。もちろん人間の生命の軽視のような傾向は、根本的には政治力の貧困による。しかし政治力が頼みにならず、児童の幸福をもふくめての国民の将来が約束できぬならば、われわれ自身が広く国民運動をおこすよりないだろう」。

「犠牲になつた鏡子ちゃん」（読者欄）

「当座の問題としては、一般に学校管理がルーズになっているのを厳格にするよりほかに道はないと思う。（中略）今日の学校の多くは囲いも十分でなく、部外者の出入りは自由自在であって、だれが入ってもとがめられることは少ない」。M小学校の場合も、「何も特別な例外ではないであろう。全国学校管理のあり方の問題なのである」。

「痴漢の温床・公衆便所」「500ヵ所が荒れ放題」「手ぬるいお役所の増設、修理工事」

「白昼授業時間中に行われた鏡子ちゃん殺しは子を持つ親たちに大きなショックを与えているが・・・」。

「子供の生活指導」「『鏡子ちゃん事件』の反省」

「“近ごろの教師はなっていない。たるんでいる”“生徒の指導が適切でないし、愛情がない”・・・。授業中、学校の便所で殺された鏡子ちゃん事件をめぐる、父兄の一部からはこのような声がささやかれはじめてきた。子供を安心して学校に任せておけない、こうなったらもう学校教育はおしまいである」。

「愛情欠く？教師」「入り易い学校の便所」「似かよった例」「学校側の怠慢」

「『学校では物をとられてもそのままにしてしまうのか、あるいはぜんぜん知らないのか、ルーズなのにあきれます』と警視庁ではいつている。さらに『学校荒しは、父兄のような顔をして入れば自由に通れるので、学校がいちばん入りやすいといっている。学校当局者が外来者にあまり注意していないので、こんな事件が続発するの

ではないでしょうか。『見なれない人がきたら先生に教えなさい』というような指導も当然必要でしょうがそういう教育もぜんぜんされていないようです』ともいっている」。

「少ない教育予算」

「ところで鏡子ちゃん事件は次の2つのことを教えているといわれる。1つは近辺の浮浪者をはじめ外来者がかなり自由に学校内に入出入りするなど学校管理が不行き届きだったこと、つぎは3時間目からの授業にでていなかった鏡子ちゃんを1時間半も放っておいたという教師の怠慢と指導の不足である。しかし、この場合学校管理の問題はつきつめていくと教育予算の問題に帰する」。

H小の場合

「いずれにしても、子どもらを最後まで守り、第二の鏡子ちゃん事件を未然に防いでくれるものは、やはり教師の愛情と適切な指導にまつ以外にないということになりそうである」。

「子どもは第二義か」

「そして教師が子どものために献身的な努力を傾けているといっても、まだまだ今の子どもは心から教師に愛されていないのではないか。先生は自分を守り、弁明するのが第一義、子どもは忘れられている。鏡子ちゃん事件の校長が夜おそくなって鏡子ちゃん宅を叩門したと鏡子ちゃんの父が抗議しているのも、そのものズバリとはいえないだろうか。またこの教師の指導については次のような父兄のいい分がある。東京都三鷹市の某小学校の場合であるが、教師が研究集会その他の用事で出張する時なども、子どもらは先生が留守にしたことを知らず、一日中自習することが多くこんな時に限って大怪我をするようなケンカが起こるといのである。このような例はまれであろうが、しかし最近の教師は組合活動や研修に熱心なあまり子どもの指導に熱意を欠いているという父兄の声が一部にあることは否定できないようである」。

「母親と密接な連絡を」「教師はサラリーマン化脱せよ」「お茶の水大助教授らの話」

M小学校の事件では「受持ちの教師に対する非難が強いようだが問題はそれだけではない。生徒の間のいろいろの問題を教師がよく知るといことは組織的にやらなければ価値のないことだろう。「こうなると問題はやはり教師の問題ということになりそう。現在、大都市の教師はすっかりサラリーマン化している。とうとうと議論をのべ立てるが時間がくればさっさと帰ってしまうというのがそのいい例だ。もうすこし自分の仕事に熱を入れたらという声が多い。組合運動など外部の問題で席をあけることも必要だが、そのために生徒から遠ざかるようではいい結果をもたらすとはいえないだろう。教師がお互いに信頼を高め、教室の仕事を本職とするという考えに立ちかえるべきだというのが識者のいつわらぬ意見のようである」。

4月24日

「第2、第3の男浮かぶ」「鏡子ちゃん殺し、また目撃者」

「気流 読者の欄」「学童保護に責任を」

「学童はつねに危険にさらされつづけている。しかもいったん、惨事が起こったときには、責任はだれにあるかもわからない。いまの学校関係者や教育当局は、ある意味では現状のPTAもふくめて、あまりにも学童の精神的、肉体的保護に無神経でありすぎる」。M小学校の「惨事について、その両親の悲しみに胸うたれる世の多くの父や母は、抵抗力のよわい学童のもっとも大切な生命の保護に、今こそほんとうのヒューマンイズムにめざめよと、強く教育関係者に訴えずにはいられない」。

4月25日

「ラジオ週評」「政治と教師」

「政局不安以上の衝撃をもって人心を不安におとし入れたのが『鏡子ちゃん事件』である。責任の追及はなおもきびしく、NHK 24日朝の『私達の言葉』では富山の一高校の教師が『環境が悪ければわるいだけ、生徒をまもるに熱意がなければならぬ。責任はやはり校長にある』と厳粛な自己批判（教師仲間としての）を試みて、その責任感の強さにたのもしさを感じさせた。…22日の『ラジオ・スケッチ』と23日の『子供と共に』で鏡子ちゃん事件を扱ったが、前者での父親の発言『これが家庭での出来事だったら、鏡子はきっと親の名を呼んだでしょうが、学校でのことですから、おそらく先生の名を呼んで救いをもとめたことでしょう』というのが、理屈なしに胸を打ったし、後者でのHの「指摘『便所のドアの上下をチョンぎレ』にはじまる実際的な幾つかの建設的意見と、結論としての『校長や担任だけでなく、全教師がチーム・ワークをとって助け合え』とする呼びかけが、現下学校のあり方の虚をつく好言となった。若くては行きとどかぬ女教員かと思えば、老練40歳ともなれば『締出される女教員』（NHK23日“婦人の時間”の録音ルポ）だという」。

4月26日

「16歳少年取調べ」「鏡子ちゃんきのう初七日」

「第148回紙上討論」「性犯罪の横行にどう対処するか」

「残忍な鏡子ちゃん殺しの事件は、世の親達や教育にたずさわる多くの人々に、限らない痛恨と不安を与えた。事件の性格、場所、授業時間などの点からいっても断じて黙過出来ない悲惨事である。学校当局や治安関係者の反省もさることながら、見ようによっては戦後のタイハイした人心や、青少年のアブノーマルな心理＝行動の一つの頂点にあらわれた“社会悪”とみられないこともない」。

4月27日

「便所から掌紋 鏡子ちゃん殺し」

4月30日

「鏡子ちゃん殺しに新事実 さらに目撃者」「容疑者2名浮かぶ」「人相や服装も明確に」

5月1日

「気流 読者の欄」「4月の気流について」

M小学校におこった「鏡子ちゃんの惨劇について、児童は不断に保護されねばならない、教職員の自覚心をのぞむもの、学童の組織化の問題、学校管理のありかたなど、各方面からの哀惜をこめた投書があり、その数は38通をかぞえました。いかにこの事件が一般に衝動をあたえたかが明白です」。

5月2日

「一名検挙、少年を召喚」「鏡子ちゃん殺し、似た男」

5月3日

「容疑の青年なお追及」「鏡子ちゃん殺し、面通しでは否定」

5月4日

「第二の鏡子ちゃん事件」「一年女兒刺殺さる」「北海道授業中、便所に痴漢？」

5月6日

「鏡子ちゃん殺し捕わる」「結核病む変質青年」「昨夕犯行の一切を自供」「ムラムラといたずら」「大声で泣いたので殺した」

「尊い鏡子の死」「私はこれであきらめる」「4年前、同じ学校で問題を起こす」「検挙端緒の聞き込み」「自供どおりにハンカチ発見」「あのハンカチがキメ手とは」「ヒロボンのせいだ」「不敵の笑いで語る酒巻」「母親が悪かったから」「なげいて語る父親」「死んでおわびしたい」「療養所を出たばかり 実母の話」

「青少年犯罪をどうする 座談会」「“悪い大人”に責任」「子供の進む道ふさぐな」「先生の指導力欠く」

「家庭の放任で子供が悪くなるとしたらその途中でだれか子供のためにブレーキをかけるものがいなければならない。教師は何をしているか、学校はどうしているかと言いたくなる。これが大事な問題だと思う。僕は職業から教師の責任がいちばん大きいと思う。今だって昔だって悪い子供はいた。しかし学校が子供の不良化を防ぐ関所の役割を果たしていた。近ごろはその関所が変になってしまった。今の子供に理想がないとか社会秩序の混乱で理想が立てられないとかいうのが、そんなむずかしい哲学的な問題でなしに、もっと親心というか、そういう気

持ちの上でなすべき仕事がたくさんある。ところがこのところ5、6年間というものの、とにかく古い秩序をこわし、新しく建て直すというわけで、新教育のかけ声で相当新しいことをはじめた。たしかに古いものはこわせたけれども、新しいものの仕上げができなかった。そのうちに急にホコ先がにぶってしまった。いま非常に困ることは多くの先生方に一種の指導力、責任感が非常にうすれたことだ。もちろん例外はあります」。

「手のとどこかぬ長欠児」

「先生のあり方が問題になりました。長欠したり、サボったりしている子供が悪くなるのは自然です。ところが生徒のサボっていることを家庭に連絡しない学校が多いようです」。「先生の大部分はご承知のように組合運動に忙しく教育本来の仕事に打ち込めない。そこにブランクがある。教師の責任を問うたのは話の順序で教師の手の中にすら入ってこない子供がいるという点に社会の罪がある。無籍者とでもいうか、家も属する団体もはっきりしないし、責任をもつものも世話をやくものもないのがたくさんある。これが犯罪の温床じゃないかと思います。教師にいわせれば、いくらがんばっても責任感を持って長欠児童がたくさんある。学校に来る生徒はいいが、こない生徒は教師の責任外だというのだ。確かに社会の罪だ。人口が多いせいからもしれぬがだれにも手がとどかない変な層があっちこちにある」。「学校が子供を野放しにしている点を具体的に・・・」。「制度が悪いのです。一例を申せばいまの単位制度、単位さえとればいゝという気持、それから大量生産だから目が届かぬこと。思いきって教師の数と生徒の数のバランスを考えてもらいたい。四年間受持っているでも名前をおぼえられぬほど学生が多すぎる」。

「先生の雑用も多い」

「先生は一生懸命やっている場合が多いんですよ。わたくしどもの住んでいる田舎の先生はほとんど組合員とは名ばかりでただあまりにも雑用が多すぎます。この上に子供の校外指導で全面的にやれという注文をだすのはどうかな？ひどい条件のもとに教師は現在おかれている」。「一般の傾向としては、むかしの先生の方がもっともっと先生らしいと思う」。

「まだ弱い母の発言力」「排撃せよ、悪い文化財」「知られぬ児童相談所」「問題児は良い先生に」

5月7日

「鏡子ちゃん殺しを生んだもの」「放縦な実母へ憎しみ」「複雑な家庭病苦まぎらすヒロボン」「弱い性格、不満の爆発」(学者の批判)

「学校管理」「百校“ハダカ校舎”」「=お座なりの都教委 『訓示』=」「こわれた戸、凶行をさそう」

「教官ら処分か 都教委会で」鏡子ちゃん殺し事件の責任問題について都教育委員会では14日午前11時から開か

れる定例委員会で担任の文京区M小学校T教官、Y校長ら関係者に対して厳重な処分を決定する模様である。

5月8日

「“逆巻”装って学校めぐり」「この目でみた管理の実状」「校庭と公園がごっちゃ」「バタ屋の巣くう小学校」「悪い例」

「“鏡子ちゃん殺し”の犯人はやっとつかまった。心からホッと胸をなでおろす気持である。しかし“第二の坂巻”があらわれないとだれが保証できよう。そこで気になるのは学校管理の問題である。鏡子ちゃんの場合も“子供の力では戸の締まらなかった不完全な便所”が犯行の直接誘因ではないか。都教委では事件の直後『管理の徹底をはかるよう善処されたい』と例によって一片の訓示はしたが、いったいどう改善されているだろうか。いたいけな犠牲を再び繰返さない念願から記者は自ら“犯人坂巻”を装って各学校にモグリ込んでみたがこの目でみたその後の学校管理にはほとんど反省の色さえ発見できなかった。対策の急がれているのはほんの例外にしか過ぎない悲しい実情なのであえて2、3の学校を登場させ世の親心に訴えることにした。「5名の教職員が雑談しているが、手にとるようにみえる浮浪者を別に注意しようとしてもしない。あきれはてて玄関を入るとすぐ左手に便所があった。子供がワイワイ出入りしているので、その群れにまじって中まで入ったが、ここでもだれもとがめようとしなない。「みた目には全部校庭だが実際は学校と公園（桜田公園）が同居している」。校庭と公園の区別はぜんぜんなく、「ナワー本張ってない」。「“バタ屋と浮浪者と同居する学校”」それがS校の「あきれた姿であった」。校長に聞くと、「鏡子ちゃん事件以後教室が泥棒の被害にあたりした。公園との区切りがないので全く危険」なので、「区教委にはいろいろ陳情もしておりますが予算の都合でのびのびになっているようなわけです。せめて警備員でもおきたいと考えていますが、それも予算がなくて・・・」と述べた。記者が「便所に入り、白木のドアを開けたり閉めたり、大いに挙動不審ぶりを発揮してみたがつかまるどころか、すれちがう先生までふりかえりもしない」状況だった。

「物騒な別むね便所」「戦災者と同居の学校もある」「女児に危く魔手」「高学年の半数はいやな思い」

O校の調査「通用門にはベル」「出入り厳重」なN校「よい例」

「同級の男生徒追及」「幸子ちゃん殺し工作バサミに血こん」

<資料2>

「鏡子ちゃん事件」があったM小学校に当時勤務してい

た、Y先生（女性 インタビュー調査）とH先生（男性 アンケート調査）の証言による事件当時のM小学校の様子等（固有名詞はイニシャルに変えている）

Q1：当時の学校の環境はどうでしたか。

Y：昭和22年ごろはまだ終戦間もなく、東京は今のようじゃないですけど、焼け野が原で、学校も木造校舎の学校は、鉄筋コンクリの校舎とありまして、木造校舎の学校は焼けてしまったんでね、M小学校は鉄筋校舎でなんかモデルスクールだったらいいんですね、そこへ、仮に午前中は小学生、午後は中学生っていう風にね、二所帯が校舎を使って勉強してたんですよ。22年頃。それで、先生方も住むおうちが焼けちゃって、とりあえず、住むところがないって方は、学校の特別教室ね、たとえば、理科室とかね、音楽室は使ってなかったけど、理科室とか、それから、お作法室ってのがM小学校には量のお部屋があったんですね、そういう特別教室に先生方の家族が、住んで。そういう時代だったんです。

Q2：敗戦後の教育はどのようなものでしたか。

Y：占領軍の言うとおりに。ですから、そこで教育の内容がもう180度変わりました、私たちが習った勉強と反対のことを今度教えなきゃ。たとえばですね、北方領土、台湾、韓国はみんなここは日本の領土だよって赤で塗って、みんな教えてたのを、今度は逆に、みんな取られてしまったでしょ、占領国、日本は敗戦国ですからね。自分が習ったと反対のことを今度は自分のこども、生徒に教えなきゃならないんでね、ちょっと感情的にね、もう、悲しいやら矛盾でしたね。そいで内容もくるくる、修身なんてものはいらなとか、その頃は道徳っていうんじゃないく何か他の名目でね。やっぱり、教育のその上の方のね、教育委員会っていったかその頃わかりませんが、いろいろもめてね、内容がくるくる変わりましたよ。教育内容が。だから、いろいろ落ち着いたのはやっぱり25年6年頃ですね。それまではもうバタバタバタバタ。

Q3：当時、教師の授業以外の仕事にどのようなものがありましたか。

Y：その時代はね、まだ事務職員なんていませんでした。みんな事務を担当して、給料係の先生なんか給料日になると大変でしたよね。みなさん先生達の計算して。昭和30年代まで栄養士さんなんかなくて、給食係は養護の先生がね、担任持っていないから、そいで女の先生だったから、給食係の主任さんになって、あと

はそのお手伝いをするのでね、献立のカロリーの計算とかそんなのもみんなやらされたんですよ。カロリー計算して、それから仕入れとかね、色々なものを献立に応じて仕入れをしますでしょ、それから支払いもしますでしょ、そういう支払い係とか、献立係とか、給食だけでも2、3人係りがいるとかね。それから、お給料も2、3人の先生で、役所に取りに行ってそれを、昔は振り込みなんてのはないから現金で袋に入れて渡すようにやったりとか。だからね、教育は半分、事務半分、教育の研究もその間にいろいろ指令がきますからね、何の研究しろとかって。だからもうてんやわんや忙しいですよ。

H：定刻ではないが、勤務時間終了後、1時間以上は残っている場合が多かった。私は当時、PTAの役員（会計）もしていたのでその分の仕事は結構、忙しかった。

Q4：生徒は1クラスに何人くらいいましたか。

Y：50人～60人の生徒がいた。

H：事件当時は5年生の担任で41人いた。

Q5：当時の女性教師の置かれた立場は、どのようなものでしたか。

Y：昭和29年には子どもが2人おりましたが、女の職員で結婚して子どもができるとね、早く辞めろっていわないみたいだね、もう態度でしたよ。その頃産休なんてのないんですよ、まだ。組合が出来たのかな？その頃ね。20年代に出来ましたよね。でも、入る人と入らない人と、色々組合でももめたこともあるんですけどね。で、組合のおかげでいろんな、良いこと、組合がつくってくれて、あの時代の組合は政治に顔を出さないで良かったんですよ、いろんな決まりを作ってくれて、産前産後の休暇とか、ああいうのみんな組合がつくってくれて。忘れもしないのはね、長男が生まれた時（1952年1月、後日確認した）ですよ、急性肋膜炎、妊娠肋膜炎って、急に産み月になってね、肋膜炎起こしてね、それで早く、長期欠勤で休ませて頂いたんで、そんな辛くなかったんですよ。産むまで入院して産んで、でも産前産後の休暇ってのがないから、もう、産んでしまえばもう、15日、2週間ぐらいでもう学校に出ましたけどね。産前の休みなんて無いですよ。長男のときなんか、大きなお腹してね、生まれる前日まで出てましたけど、（校長の裁量で休む、休まないが決定していた）女性は働きにくかったですね。もうそれが普通だったんです。だから、辞めた方ずいぶんいますよ。辞めて、また復帰なさったかたもね。

今度は復帰するときは産休補助員とかなんかで、入ってね、それでまた試験を受けなおしたのかしら？私はずーっと続けましたけどね。それで、3番目の子どもが出来た時にはもう、昭和32年にはね、産前産後の休暇がえばってとれたんですよ。

Q6：事件原因と、発見時の様子について教えてください。

Y：理科の勉強で自然の観察っていうね、何か項目で、2年生だったんですよ鏡子ちゃんの担任の受け持っていたのは、で、鏡子ちゃんっていうのは体格が良くてね、2年生でも4年生ぐらいの大きさに見えて、ちょっと可愛いお子さんだったんですよ。だからこう、痴漢の人が目をつけやすかったんじゃないかと思いますね、後からいろいろ、問題になりましたけどね。それで、自然の観察のために校外学習ね、学校の中の木をね、なんか、鏡子ちゃんの担任が説明して、それで授業の時にいなくなっちゃったらしいですね。

学校中先生たちがね、校舎を回って調べたんですよ。鏡子ちゃんがないっていうんでね。それでね、どこにも見当たらないんで、トイレが一つ鍵が閉まっている所があるっていうのを誰か先生が見つけて、それで昔のトイレ、今はどうですかしら、上が空いてるんですよ全部。それで、ドア開けると次のトイレに飛び乗って入れるようになってんですよ。そして、犯人は鏡子ちゃんをトイレへ連れてって、何をしたか、いたずらして首を絞めたかなんか知りませんがね、乗り越えて、隣のトイレから出て行っちゃったんですよ。それで、鍵は閉まっているんです、鏡子ちゃんが入ったトイレが。それでおかしいっていうんで扉をね、壊して開けたら死んでたっていうのが第一発見なんですよ。それから、昔は結構学校によっては、外部の人が出入り平気でしてたんですよ、その当時は。玄関の、門、玄関入ってすぐ右肩がトイレで、左肩が職員室だったんですよ。だから入りやすいですね、外部の人が。勉強した木が、門のところにあっただけなんです。だから、鏡子ちゃんはその時間にトイレにいったのか、何か噂では、その鏡子ちゃんっていうお子さんは自分の家が、まん前（小学校の）が読売新聞社の寮だったんですよ。ちょっと出れば自分の家に行かれるんで、なんか、間にもちよくちよくそういうことがあったっていうことを、鏡子ちゃんの担任が言っただけなんです。だから、そんなに気にもしていなかったっていうことを聞きましたね。

H：必然的なものでなく、加害者（M小学校の卒業生）が偶然、使い知っている便所を利用しようとしてそこで起こった、偶発的な事件と思う。門をはいり眼前

が玄関、そして右斜がトイレ、受付は左斜、用務員室はトイレの右隣の地下。誰が入ってきても気づかずにトイレに直行できた。

Q 7 : 事件発生時の学校の様子と、報道について教えてください。

Y : もうその日はとにかく缶詰みたいに職員が職員室にね、一切しゃべっちゃいけません。新聞記者が来ても、警察が来ても、職員は何もしゃべっちゃいけないって言われましてね、缶詰みたいにね、夜遅くまでね、職員室にね、家に帰れないで閉じ込められてました。犯人がね、学校内のね、誰かがしたっていう疑いがあったんでしょね。たぶんね警察ではね。

鏡子ちゃんのお父さんが新聞記者だから仕方がないねっていうような感じでしたね（『読売新聞』に報道されている内容について）。色々報道されてもね。もう親となればね、殺されちゃったんだからね。親御さんがどういう考えで報道したかね、気をつけなさいっていう意味で報道したのか、残念だからやったのか、ちょっとその辺のね、感情的なことはわからないけど、無理はないなっていうような感じでしたね。

事件は長く報道されました。だから、東京都内の教員だったらあの時代の人達、知らない人ないですよ。鏡子ちゃん事件知ってるっていったら、えー、ありましたねー、大騒ぎしましたね、ぐらいですよ。私の同僚にね、同級生に聞いたんですけどね。あら、その学校に行ったの？なんていわれました、私。みんなが知るほどの報道だったんだなって、今思うとね。テレビがなくね。ラジオの放送と新聞ですからね、情報網といえね。だから、素人の人でも、その当時は子どもを学校にやっていた父兄の人だったら、鏡子ちゃん事件っていったら知ってますよ。そのぐらい広まったってことは事実ですね。

H : とに角、当時の報道のすごさは特別で（テレビのない時代）連日社会面のトップ記事で参った。しばらくの間は、特別の眼で見られたことはあった。

Q 8 : M小学校の教師は、日教組に所属していましたか。

Y : 私は入っていませんでしたね。M小学校の次の学校に行ったら何か無理やりに、強制的に組合に入れられて組合員になっていたけど。私もあんまり関心なかったから、とにかく、授業ほっぽりっぱなしでも、指令がくると行くとかね、学校に、教育に支障をきたすから校長さん、管理職の人は嫌がってたの。奇抜なことをやりだすってんで。M小学校でも次の校長先生になってから、組合に強い人2人ぐらいが授業を放り出して組合活動に行っていた。事件当時の校長先生の時は全然いませんでしたね。それ程組合がそんなに勢力がなかったんだと思いますよ。まだ出来立てで、勧誘している時代だったんじゃないかな。組合員をね。

鏡子ちゃんの担任は入っていません。旦那さんが指導主事だか、なんか、そういう管理職の仕事をしていたらしいのね。だから、もちろん入っていません。

H : 私は東京都に転入したのが昭和25年頃なので、その頃から組合員になったと思う。M小学校は組合に入っているが特に熱心に活動していたわけではない。

Q 9 : 昭和29年に教育二法（教員の政治活動を制限する法律と、教員が児童・生徒に政治的に偏った教育を行うことを禁じる法律）が制定されましたが、これについてM小学校ではどう考えられていましたか。

Y : あんまり組合員がいなかったのかな、M小学校時代は。あんまりその話出ませんでしたね。組合活動もそんなに激しくなかったですよ。堅物な校長さんだったから、きっとあんまり組合には関心もってなかったんじゃない、そういう同僚いませんでしたね。穏やかでした。

H : 元町の一般教員は組合には入っていたが、特に熱心でもなかったので余り関心がなかった。

4. 幼小接続を視座とした保育内容「表現」における音楽表現活動

—大正期の山口県教育会雑誌における学校劇の実践事例に着目して—

松園 聡 美

I. はじめに

平成30年施行の幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質、能力と共に、保育内容の五領域の内容が整理され、保育において目指す方向性として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。以降、幼児教育における学びの成果が小学校においても共有されるための工夫や改善が求められることになり、そのうち、領域「表現」に関わる「豊かな感性と表現」には「心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる」と明記された。幼児期から小学校への移行期において、幼児が感じたことや考えたことを主体的に表現することを通して、感性や表現する力を養うとともに、人との関わりの中で表現することを楽しみ、創造性を養う環境づくりが求められている。

感性と表現に関する領域「表現」の内容(8)において「自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりなどの楽しさを味わう」と示されているように、幼児の音楽的な活動においては、幼児が感じた思いを音や動きによって伝えたり、演じることを通して、感性や表現する力を養うことが求められている。そのうち、総合的な表現活動としての劇遊びは、音、動きによって幼児が主体的に表現する喜びや自信を得る機会となるものである。「豊かな感性と表現」に適する幼児教育における学びを小学校でも共有するためには、幼小接続の視点から、総合的な表現活動である劇遊びをどのようにとらえていけばよいのだろうか。

本研究では、幼小接続における子どもの表現活動のあり方を検討するために、大正期の唱歌劇に着目する。子どもの主体的な表現が目指された大正期には全国各地の小学校において学校劇が盛んに行われた。明治40年以降、唱歌科が必修となったことに伴い、師範学校の附属小学校や私学においては児童が本来持っている遊戯的本能を教育的に利用しようとする考えのもとに、児童の個

性発揚の場として学芸会や唱歌会、学校劇、唱歌劇が盛んに行われた。このうち、唱歌劇は当時の学芸会の出し物として格好の教材となったもので、元々は宝塚少女歌劇から影響を受けて音楽教育の場に登場したものである。学校劇とは大正8年に広島高等師範附属小の理事であった小原國芳が紀元節の催し物として行われた児童劇に対して命名したもので、全国各地の小学校へ急速に広がり、盛んに行われた。

本稿では、大正期の山口県の地方教育会雑誌に掲載された唱歌劇の内容について検討する。明治後期、山口県は自学主義の中心地とされた福岡県に隣接し、県内に自学主義教育が受け入れられるとともに、大正12、13年ごろには県下の教育団体や小学校から約20種もの教育雑誌が発行され、子どもの主体的学習に関わる活発な議論がなされていた。また、地方教育会は県内の教育行政担当者、師範学校や公立小学校の教員、当地の名家などが一体となって県内の教育問題への対応や教育振興を進めるための機関¹で、その発行による県教育会雑誌は、県内の現場教員による論述や実践報告、教育情報の広報など、県下の教育振興の役割を担っており、当時の教育事情を伺い知る貴重な資料である。山口県の教育会雑誌は明治36年4月に『山口県教育会報』として創刊された。その後、戦前、戦後の困難な状況の中での休復刊を経て現在も発行されている²。

大正期には資本主義の発達や第一次世界大戦による社会や国民生活の変化に伴って、教育制度の改編が求められることになり、1917年（大正6年）9月、内閣直属の教育諮問機関である臨時教育会議の設置によって教育制度全般に関する事項が審議され、子どもの自由な活動を重視する教育が行われるようになった。各地で隆盛した学校劇についても、子どもに華美な衣装を着せて劇的な動作を演じさせることに対する批判が高まり、1924年（大正13年）には岡田良平文相による地方長官会議における新教育に対する非難の訓示、所謂「学校劇禁止令」が出され、新教育に基づく教育実践が自粛されるようになった。本研究では、このような大正期の教育政策に関わる影響や教育事情を踏まえ、臨時教育会議設置の前年の

¹ 教育会の活動内容は、教育雑誌の発行、教育懇談会の開催、教授、訓練、管理に関する重要事項の討究、教材の展覧会の開催など、多岐に及んだ。山口県では明治15年に県下の教育に関する諮問、講究のために設立された。

² 明治36年4月より『山口県教育会報』（第1号～第18号）、明治37年1月より大正6年4月までは『防長教育』（第19号～第209号）、同年5月から大正9年3月までは『防長教育時報』（第210号～第244号）、大正9年4月以降は『山口県教育』（第245号～第524号）として昭和19年6月まで出版されたが、その後暫く休刊した。終戦後、昭和22年に『教振』として復刊、翌年再び『山口県教育』に改題し、昭和41年には『教育実践』となり、現在は『山口県教育』として毎月1回発行されている。第80号までは新聞形式で月2回発行されていたが、第81号より雑誌形式となり県内唯一の教育誌として毎月1回発行されるようになった。

1916年（大正5年）から、「学校劇禁止令」訓示後の1925年（大正14年）までの期間を対象に、山口県教育会雑誌に掲載された唱歌劇に関わる内容について、子どもの表現がどのようにとらえられていたのか検討することを目的とする。

Ⅱ. 山口県教育会雑誌における唱歌劇の内容

表1に山口県教育会雑誌における唱歌教育に関する論述の一覧を示している。その中で唱歌劇に関する内容は5本あり、そのうち、実際に教師が脚色、作詞、作曲した学校劇の脚本が2本みられた。玖珂郡秋掛小学校の角清による「教育的創作『唱歌劇、桃太郎』」は全6幕からなり、劇中歌として12曲が掲載されている³。また、山口県師範学校の森山右一による「義人『呉鳳』」は尋常小学校の国語読本教科書に掲載されている「呉鳳」を脚色したものである。これは以前、脚色されていた同作品の音楽と脚本を検討し、再構成したもので、大正12年（1923年）3月の山口県師範学校附属小学校主催の学芸会で初演、同年5月「教育研究大会」で再演し、好評を得たため、本誌に発表したという⁴。対象は尋常小学校

4・5年の男女混合が適するとして、中には独唱1曲、合唱3曲、計4曲の数字譜による劇中歌が掲載されている。

Ⅲ. 山口県教育会雑誌における唱歌劇に関する論述の内容

山口県においては、芸術教育の視点から学校劇は子どもなりの表現であるべきで、人格形成への寄与を願う論がみられる。山口師範学校訓導の木村貞吉は、学校劇が盛んになることは奨励するが、劇の意義を間違ってはならないとし、芸術教育としての児童による表現、児童本来の表現としての劇であるべきと唱えている。児童自らの表現となることを目指し、それまでの知力偏重主義、学力主義を批判し、精神が荒れ果てたところに潤いを与えるのは芸術であり、人格形成を目指すために芸術教育を利用すべきと主張している⁵。

また、木村は唱歌劇が道德教育に対しても効果があるとし、児童の心を動かすものは修身教育ではなく、感情に訴える音楽の力で、唱歌劇は児童の活動的な特性に合っているという。唱歌劇は道德的な意味を暗示すると

表1. 大正期の山口県教育会雑誌における唱歌教育に関わる論述

誌名	発行年	巻号	題名	著者	
防長教育	1916	大正5年	194	国史の歌	山口師範学校 白上貞利 關根益三
			194	唱歌資料 読本と脈絡をとれる新唱歌	岐陽小学校 關 守
			195	国史の歌に表はされたる紀元年数につきて	山口師範学校 白上貞利
			197	唱歌資料 読本と脈絡をとれる新唱歌	岐陽小学校 關 守
			202	動的唱歌教授に就て	豊浦郡小月尋常高等小学校 木村貞吉
山口県教育	1921	大正10年	253	小学校唱歌教授革新の第一歩 = 略譜をやめて本譜にしたい	山口県室積女子師範学校訓導 榎田武男
			261	童謡に就いて	都濃郡須磨尋常高等小学校准訓導心得 浅海 翠
山口県教育	1922	大正11年	266	「童謡」の史的考察	山口県師範学校訓導 森山右一
			274	唱歌劇当面之問題	山口師範学校訓導 木村貞吉
			274	唱歌雑感	下関市養治小学校訓導 角田 新
	1923	大正12年	276	学校劇の行くべき道	下関市養治小学校訓導 角田 新
			276	教育的創作 唱歌劇、桃太郎	玖珂 秋掛校 角 清
			277	続 唱歌雑感	下関市養治小学校訓導 角田 新
			279	学校劇について諸君の意見を求む	山口町中讃井 本澤清一
			281	近代童謡の一面観と童謡参考書	山口県師範学校訓導 森山右一
			283	(学校劇) 義人「呉鳳」	山口県師範学校訓導 森山右一
	1924	大正13年	284	芸術教育より観たる唱歌教授の欠陥	下関市養治小学校訓導 角田 新
			288	本譜教授について	都農郡大華校 福田健作
			289	童謡に現はれたる諸性情と個性教育	熊野賢三
290			唱歌学習研究 (其ノ二)	都農郡大華校 福田健作	
293			唱歌学習研究	都農郡大華校 福田健作	
1925	大正14年	295	唱歌学習研究 (其の五)	都農郡大華校 福田健作	

³ 角清「教育的創作『唱歌劇、桃太郎』」『山口県教育』第276号、大正12年、48-56頁。

⁴ 森山右一「義人『呉鳳』」『山口県教育』第283号、大正12年、33-42頁。

⁵ 木村貞吉「唱歌劇当面之問題」『山口県教育』第274号、大正12年、46-53頁。

ともに修身教育よりも児童の感情に訴える力を持つのである。このような唱歌劇は特に地方の農村地域における社会教化や感情養成、芸術的感情を高めるために有効で、感情や趣味、総合芸術、生活の中で精神を健全に導くために人々の道徳的教化に寄与するという。地方の表現・児童に何らかの考えがもてるような題材を通して、作者の考えが子どもに受け入れられること、子どもの気持ちに沿って思想を与えるものが相応しいと主張している。

また、唱歌劇は音楽表現が主体で、台詞や他の物も補助的なものであるため教育的な価値を忘れることなく、台詞、内容に懲りすぎず、本来の児童の表しとしてとらえるべきという。学校劇も同様で、台詞は補助であり、あくまでも児童本来の表現としての劇表現であるべきという。また理想として、児童が脚本作りも行うべきで、困難ではあるが児童の主体性を重んじるべきと述べている。

また、学校劇の意義はみとめるが、陥りやすい欠点として、「実施方法において面白くない点」が多く、劇の最後には「せつかくのよい考えを根底から覆されるような無残な最期を遂げることがある」ことがあり、読者に演出の方法、舞台装置、服装、脚本の選定についての意見を求めるもの⁶や、内容によっては単なる感傷的になるだけで、本来の教育的な意義が達成されないものがあり、このような傾向は特に教師が陥りやすいと主張している。

学校劇において児童の主体性を重んじるべきとする主張も見られる。下関市養治小学校の角田新は、指導者が劇や音楽についての知識がないため、学校劇の内容が陳腐なものになる可能性を危惧している。子どものための児童劇であるべきで、主体として子ども自体が大事なのである。角田は坪内逍遙による脚本の内容に賛同し、児童劇においては知識や道徳的教訓を入れるべきではなく、子どもの表現としての劇の内容を求めている。劇の内容を教師が十分理解したうえで、台本作成、劇の内容、音楽共に教師の理解の上で実践することが重要ではないかと述べている⁷。

IV. 学校劇における劇中歌 譜例

劇中歌を譜例1～15に示している。いずれも数字譜で書かれたものを五線譜で書き直した。譜例1～12は玖珂郡秋掛小学校の角清による「教育的創作『唱歌劇、桃太郎』」、譜例13～15は山口県師範学校の森山右一による学校劇「義人『呉鳳』」である。譜例の調性は原調で、歌詞も原文通りで示している。

譜例1. 「唱歌劇、桃太郎」より第一幕 第一曲
「爺のうた」

作詞・作曲：角清

フィ サン バア サン ム ツマ ジ イ
チ サン ワ ラ チ ヲ フ ミ シ メ テ
セ イ タ ヲ セ ナ ニ ウ チ ヲ テ タ
ア レ ジ イ サ ン ノ ク サ カ リ ノ
ウ タ ガ ト ホ ク ニ キ ユ エ テ ル

譜例2. 「唱歌劇、桃太郎」より第一幕 第二曲

作詞・作曲：角清

バ サ ン タ ラ イ ニ キ モ ノ イ レ
ヌ キ ヲ チ ド リ ニ ア ヤ ド ツ テ
テ ヌ グ イ カ シー ラ ニ ト ボ トー ポー ト
ウ ラ ノ ヲ ガ ワ ヘ ユ キ マ シ タ

⁶ 本澤清一「学校劇について諸君の意見を求む」『山口県教育』第279号、大正12年、54頁。

⁷ 角田新「学校劇の行くべき道」『山口県教育』第276号、大正12年、43-44頁。

譜例 3. 「唱歌劇、桃太郎」より第二幕 第一曲

作詞・作曲：角 清

モ モヲ ヒ ロ ッ タ オ バ ア サ ン

ヨ ロ コ ビ イ サ ン デ カ ヘ リ ユ ク

譜例 4. 「唱歌劇、桃太郎」より第二幕 第二曲

作詞・作曲：角 清

1. ウントコ ドツ コイ ウントコ ショー ヤレヤレ コノモモ
2. ウントコ ドツ コイ ウントコ ショー アアアア コノモモ

オ モ タイ ナ ウントコ ドツ コイ ウントコ ショ
メ ヅ ラ シ イ ウントコ ドツ コイ ウントコ ショ

譜例 5. 「唱歌劇、桃太郎」より第三幕 第一曲

作詞・作曲：角 清

1. チ イ サ ン ヤー マ ヘ シ バ カ リ ニ
2. ば あ さ ん おー み や も も の み よ
3. お あ ぎ や あー ー と ー で れ ま し た
4. な き も も た ろ う と つ な け り ま ま し し た
5. ひ に ひ に お お き く な ち ゃ こ た お と

バ ア サ ン カ ー ハ ヘ セ ン タ ク ニ
き ー れ ば な ー か か ー あ せ ン タ ク ニ
じ い さ ん ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
も い ま ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー

譜例 6. 「唱歌劇、桃太郎」より第四幕 第一曲

作詞・作曲：角 清

チ イ サ ン バ ア サ ン フ タ リ シ テ

コ シ ラ ヘ ア ゲ タ ー キ ビ ダ ン ゴ

ニ ッ ポ ン イ チ ノ ー オ ベ ン ト ウ

モ ッ テ ー デ カ ケ ル オ ニ ガ シ マ

譜例 7. 「唱歌劇、桃太郎」より
第五幕 第一曲「桃太郎出征ノ途中」

作詞・作曲：角 清

1. イ サ ミ ニ イ サ ン ダ モ モ タ ロ ウ

ヤ マ サ カ コ ー エ テ タ ニ ワ タ イ

オ ニ ガ ー シ マ ヘ ト イ ソ グ ミ チ

イ ー ス ガ イ ッ ピ キ ツ イ テ ク ル

譜例 8. 「唱歌劇、桃太郎」より第五幕 第二曲

作詞・作曲：角 清

ダ ンゴヲ ヒ トツ イ タダイ テ
 ケ ライト ナ ッテ ツ イテ イ ク
 イ ヌノ ア トカラ マ タヒ ト ツ
 オ サ ル ガ イ ッピ キ ヤ ツ テ ク ル

譜例10. 「唱歌劇、桃太郎」より第五幕 第四曲

作詞・作曲：角 清

イ クサ ノ テ ハ ヅ ハ コ ノ ト ホ リ
 タ ガ イ ニ イ - サ ミ イ サ ミ タ チ
 チ ガ - シ マ ハ ト ウ チ ム カ ウ
 イ ヌ サ ル キ - チ ノ イ サ マ シ サ

譜例 9. 「唱歌劇、桃太郎」より第五幕 第三曲

作詞・作曲：角 清

オ ト モ ニ ナ ツ タ イ ヌ サ ル ハ
 ケ - ン カ シ イ デ ツ イ テ イ ク
 ト コ ロ ヘ イ ッピ キ キ ジ サ ン ガ
 ピ ョ ン ピ ョ ン ト ン デ マ - リ マ ス

譜例11. 「唱歌劇、桃太郎」より第五幕 第五曲

作詞・作曲：角 清

ノ - コ エ ヤ マ コ エ タ ニ ワ タ リ
 ハ ル カ ニ ミ ユ ル オ ニ ガ シ マ
 シ ユ - ラ ノ チ - マ タ ハ コ コ ナ ル - カ
 ハ ヤ ク モ キ - タ レ リ オ ニ ガ シ - マ

譜例12. 「唱歌劇、桃太郎」より第六幕 第一曲（合唱）

作詞・作曲：角 清

1. クルマ ニツ ダー タ カラ モノ
2. オサル ギ ア ト オ ス エ ン ヤ ラ ヤ

（囃）キウ ん と こ ど つ こ い う ゃ ん と こ し ょ

イ ヌ ガ ヒ キ ダ ス エ ン ヤ ラ ヤ
キ ジ ガ ツ ナ ヒ ク エ ン ヤ ラ ヤ

う ん と こ ど つ こ い （犬）う ん と こ し ょ
う ん と こ ど つ こ い （囃）う ん と こ し ょ

譜例13. 学校劇「義人『呉鳳』」より
合唱「首がとりたい」

作詞：森山螢水
作曲：日田寛氏

1. バンジン ドーモ ノ オマツリクニ
2. せんねん まーで には とつたかす
3. しーじう よねん は いつがすぎ

クビーヲ ソナーエール ワルイフウ
かぞえて みーれーは じじうい
そなへる くーびーは なくなっ た

ヤメバナラヌト アリーサン ノー ヤクニンゴホーハ
そこまでまいねん ひとーつう つー せなへてすませと
くにがーとりたい ゆるーして とー ばんじんどーもは

いき いー ママ シ タ
き きー ま し た

譜例14. 学校劇「義人『呉鳳』」より 独唱「孫娘の唄」

作詞：森山螢水
選曲：日田寛氏

1. おー お そ ひ こ と お そ ひ こ と い
2. おー お こ わ い こ と お こ わ い こ と い
3. おー お そ い こ と お そ い こ と い

く ら ま れ て て ど も ど れ な いる お
れ あ ま す て い せい も た だ ひ な い お
ち ち い さ ん ー へ ー お ち ち い さ ん ー へ ー み
ち ち い さ ん ー へ ー お ち ち い さ ん ー へ ー み

ち は く な いる の に い ち ち い づー こ
ち は は ふ け ら いる の に い ち ち い づー こ

譜例15. 学校劇「義人『呉鳳』」より
合唱「とはのやみ」

作詞：森山螢水
選曲：日田寛氏

1. あー あ や ま っ た ー あ や ま っ た
2. あー あ や ま っ た ー あ や ま っ た

お ゆ る し く だ さ い こ こ ほ う さ ま
か う と ー し っ た ら こ こ ほ う さ ま

あ あ ど う し ー よ ー う ー ど う し よ う
あ あ ど う し ー よ ー う ー ど う し よ う

われ ら の お ー や の こ ほ う さ ま
われ ら の お く ー に は と は の や み

V. おわりに

大正期の山口県の小学校の教師らは、学校劇を児童の思いを主体的に表現する場としてとらえていた。児童の芸術的な感情を養成する内容を理想とし、児童の道徳的な教化に有益との思いをもとに、教師の自己満足に陥らない、芸術教育にも通じる内容によって自己表現を目指すものであった。一地方の事例ではあるが、地方の教師らの子どもの真の思いの表現の実現に向けた熱意が感じられる。

幼児期から小学校での表現活動への接続の視点から見ると、幼児期の総合表現活動としての劇遊びを小学校での学びへつなげることが重要であると思われる。劇遊びにおいては、幼児が役に応じた動作、話し方の工夫を行い、生活の中にある身近な素材を使ったり、それぞれの幼児が表現すること自体を楽しむ。幼児期の表現活動の中で、自分の気持ちを適切に表現できる方法を選択し、人に伝えることによって表現する意欲を高めることは、小学校における学習意欲の基盤となるのではないかとと思われる。

平成29年10月の教職課程コアカリキュラムの策定により、教員に求められる資質能力として実践力、指導力のある保育者の養成が目指されることになり、保育者養成課程では幼児の表現を支える教材研究、教材作成力をもった保育者の養成が求められている。幼児が十分に思いを表現できる環境づくりに努め、保育者自身も感性を

豊かにし、表現力を高めることを通して、幼児の真の思いに寄り添うことができる。今回の検討は、一地方の小学校の現場教師による唱歌劇論ではあったが、幼小接続の視点から、幼児期の主体的な表現意欲を小学校での学びへつなげていくための教師の姿勢や子どもの主体的な表現に対するとらえ方に何らかの示唆を与えるものではないかと思われる。

参考文献

1. 梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年。
2. 佐々木博『日本演劇教育－学校劇からドラマの教育まで－』晩成書房、2018年。
3. 汐見稔幸・無藤隆監修『保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房、2018年。
4. 冨田博之『日本児童演劇史』東京書籍、1976年。
5. 日本保育学会編『保育学講座3－保育のいとなみ子ども理解の内容・方法』東京大学出版会、2016年。
6. 無藤隆代表・保育教諭養成課程研究会編『幼稚園教諭養成課程をどう構成するか－モデルカリキュラムに基づく提案－』萌林書林、2017年。
7. 文部科学省『幼稚園教育要領解説』2018年3月。
8. 山口県文書館編『山口県政史』1971年。
9. 山口県教育会編『山口県教育史』1986年。

5. 文献解題 大正期の山口県教育会雑誌における唱歌劇論

—地方の現場教師による子どもの音楽表現活動のとりえ方—

松園 聡 美

I. はじめに

本稿は大正期の地方の県教育会雑誌に掲載された唱歌劇および学校劇に関わる論述の解題である。

唱歌劇は、元々、大正期に宝塚少女歌劇の影響を受けて音楽教育の場に登場したもので、各地の小学校の学芸会の出し物として格好の教材となったものである。また、学校劇とは大正8年(1919年)、広島高等師範附属小の理事であった小原國芳によって命名され、唱歌劇と同様に全国各地の小学校で盛んに行われるようになった。しかし、その後、唱歌劇の是非をめぐる同校訓導の山本壽と東京高等師範学校附属小学校訓導の青柳善吾との間で唱歌劇に関する論争¹や、全国各地での学校劇の華やかな衣装や仮装など、子どもによる好ましくない表現の実態について危惧されるようになり、大正13年(1924年)の岡田文相による、所謂「学校劇禁止令」以降、各学校での学校劇は急速に衰えていった²。

本稿では地方教育会発行の教育雑誌に掲載された現場教師による唱歌劇、学校劇に関わる論述を取り上げる。地方教育会は、県内の教育問題への対応や教育振興を進めるため、教育行政担当者、師範学校や公立小学校の教員、当地の名家などが一体となった機関であり、同会発行の県教育会雑誌は、県内の現場教員による論述や実践報告、教育情報の広報など、県下の教育振興の役割を担っていた。山口県の県教育会雑誌は、明治36年(1903年)4月に『山口県教育会報』として創刊され、以降、現場教師の教育論や教育実践の発表の場として機能していた³。今回は、大正期の教育政策に関わる影響や教育事情を踏まえ、臨時教育会議設置の前年の1916年(大正5年)から「学校劇禁止令」訓示後の1925年(大正14年)までの期間を対象に、山口県教育会雑誌に掲載された唱歌劇論を取り上げる。

II. 文献解題

文献1 木村貞吉「唱歌劇当面の問題」

大正12年(1923年)『山口県教育』第274号

近頃、唱歌劇が一つの流行とでもいった形で学校の何かの行事の中に加えられるようになった。すべて我々の企てはそれが一つの試みであるとの意識のもとになされている間は比較的無難であり、また、その人にとってはその人の研究の試練という尊い意義を持つものであるが、これがもしも他から他へと移って一つの流行を為すことになると相当に危険性を伴ってくる。特に、我々の仕事は児童を対象とした教育ということであるから、この流行に巻き込まれるということほど恐ろしいことはないだろう。

一より二へ、二より三へ移り移り、その末に至るころには、とかくそれが流行の姿になって何処でもやるから間違いはあるまい。ここでもやらないと遅れるといったような、誠に漠然とした考えのもとに行われることが多くなりがちである。唱歌劇にしても、この頃の有様は一步誤るとこうしたものにならないだろうか。一面、これが勢い良く広がる影にその勢いが広がるだけ、とかく問題となる有様をみるのはやはり何かを物語るものではないだろうか。

唱歌劇がもたらす教育上の価値については、もはや論議の時ではないが、いかなる点に価値を認めるのか的確に把握しておくことは、我々の企てを誤らない根拠であると思う。私はこうした考えから、唱歌劇の当面の問題として、まずその教育的価値ともいえる部分をとらえることを主眼として、実際上の問題からその陥りやすい悪しき習慣にまで、簡単に言及したつもりである。

これですべてを尽くした意味ではないが、唱歌劇を企画する前にこれだけは少なくとも考えておかなければならないことを挙げた。

芸術教育としての唱歌劇

唱歌劇といえば直ちに芸術教育が背景にあることが普通であり、また私自身も最も大きな根拠であると思う。それならば、芸術が学校教育のどのような点を目的として取り入れられたのか、これを考察することは、直ちに一つの芸術である唱歌劇の教育的目的を見出すことにあると思う。芸術教育の起源や歴史はあまり必要なことで

¹ 吉富効修「大正期の唱歌劇に関する研究(1) - 広島高等師範附属小学校の山本壽と小原國芳による唱歌劇の創始に至る経緯を中心として -」広島大学教育学部教科教育学科音楽教育学教室論集V、1993年、1-16頁。

² 南元子「児童劇・学校劇における岡田文部大臣の訓示・通牒の意味とその影響 - 所謂「学校劇禁止令」(1924)について -」子ども社会研究第12号、2006年、70-84頁。

³ 明治36年4月より『山口県教育会報』(第1号~第18号)、明治37年1月より大正6年4月までは『防長教育』(第19号~第209号)、同年5月から大正9年3月までは『防長教育時報』(第210号~第244号)、大正9年4月以降は『山口県教育』(第245号~第524号)として昭和19年6月まで出版され、戦前、戦後の困難な状況の中での休復刊を経て、現在も発行されている。

ないので省略するとして、直観的に、我が国における芸術教育が最近声を大きくした源と、芸術教育が展望する点を簡単に述べてみたい。

芸術教育は、要するに現代の教育が知力主義であり科学万能に傾いたことに対する反旗であるとみることができる。すなわち、知力主義の教育は円満な人格を作る上に変化させるものである。我々は児童の本性に立ち返ってその本性の平均的な発達と保育によって、児童を円満な人に作り上げなければならないとの主張に他ならない。

我が国の教育が著しく知力偏重の教育であり、最近の物質文明の著しい侵入により、学校教育あるいは国民の生活がますます知的功利的に変化し、いわゆる神経過敏に委縮させられたためにその精神生活が荒れたことは事実である。この荒れ果てた生活に潤いを与えるものが芸術であり、その芸術の本質を基調として変化し、委縮した人生を引き締め直し、かつ、児童を円満な発達として教育界に台頭したのが芸術教育論であったのである。

したがって、芸術教育が展望する第一点は従来の知力偏重の教育を打破して直感的な感情教育を施し、児童の精神生活について平均的な発達をさせる、これより招来する感情を融和して、人の生活に潤いを与え、社会の平和を導こうとすることである。

次に、芸術の世界は科学における種々の規範や因果の理法等を超越し、想像力をもって我々の心を自由の境地に悠遊して活動させるものである。現に、芸術においては創作が成り立つのだが、それゆえ芸術を児童教育に取り入れることは児童の想像力を練磨し、その発達を促進するものである。すなわち、児童の想像力と洞察力の練磨を展望したのである。

さらに、芸術的な色彩を濃厚に浸透することによって、従来、我が国の国民に最も欠如していた芸術的鑑賞力を養い、合わせて芸術尊重の念を高め、趣味の向上を図ろうとするところが第三点である。

これらは、要するに芸術教育の主な目的であり、

1. 直感的に感情を教育しようとする事。
2. 創造的洞察力の練磨し、進展を期すること。
3. 芸術想像力を養い、芸術尊重の念を高め、趣味を向上させようとする事の三点である。

唱歌劇はいわゆる劇の教育的転化、あるいは音楽による身体表現であるといえる。劇は文芸と姿態芸術、および音楽、絵画、芸術で加わる力による総合芸術であると同じで、唱歌劇もこれらの総合された一つの芸術である。ただ、劇においては文芸と姿態表現を主体としているが、唱歌劇は文芸と音楽表現を主体としていることにわずかに差を見るだけである。芸術が学校教育にもつ目的は一つ一つの芸術の総合である。劇を通して等しく考えられることで、さらにこれを唱歌劇についてそのままその教育的価値であると考えことに無理や誤りはな

いと思う。

ここで注意しなければならないことは、芸術教育と同様に称する中に、芸術即教育あるいはヘルバルトの言ったという「教育が立派にできるのは教育者が政治家の真似をするときでもなく、また学者になった時でもなく、また親としての感情を持った時でもない。教育者のする仕事の一つの芸術家の域に迫った時である」という意味の、教育的な芸術を唱える芸術教育論もある。これらは、今、自分が採用した芸術を学校教育の一部に取り入れようとする、いわゆる芸術教育論とはその論点と目的を異にしているものである。その内容やこれらの是非を論ずることは別として、我々は常に知情意のバランスを期待する立場に置いて芸術教育を眺めるとともに、我々が取り入れる芸術は、児童を通じた教育的芸術でなければならない。そして、その芸術は教師と児童の生命交流の一路であって、教育の根底をなすものであることを忘れてはならない。

道徳教育と唱歌劇

芸術のあらわれと、いわゆる道徳の要求との間には相反する部分があることは認めるが、既に唱歌劇は劇の教育的転化あるいは教育的な音楽の姿態化による表現であるために、この両者の衝突はないはずである。しばしば、劇すなわち芝居に対する従来の因習的道德観より、唱歌劇を芝居として学校に用いられることを嫌う人があるが、もしも、実際、その脚本または表現に道徳及び教育と背くものがあるならば、それは監督者である教師の責任であって、決して唱歌劇そのものの性質によるものではなく、むしろ唱歌劇は道徳教育に対しても特殊な効果をもつものであるといいたい。

いわゆる芝居は、多くが道徳的宗教的な因果関係や勸善懲惡的な道徳、あるいは人情の機微を暗示的に教えるような筋書きが多い。近代劇に置いては種々の方向があるが、その筋書きはよいとしてもそれが内容や思想が児童を対象としていないことをその舞台表現が露骨であり、魅惑的であるなど、薄弱な精神生活者である児童の前に出すには教育上最も注意を要するものである。唱歌劇においてはそれらの宗教的道徳的あるいは人情的な題材を探る場合にしても、必ず児童の生活を基調として児童を対象としての脚本で、かなり哀愁的なものを排除してその表現は児童的であり、美的である。換言すれば一つの道徳的暗示の美化であり、しかも、これを音楽的表現を用いて直接的に児童の感情に迫るものである。すなわち、児童に美しく見せて、美しく聞かせて、美の中にその劇の持つ中心思想を握らせようとするものである。全ての児童の精神生活に置いて永続的に強烈に印銘を与えるものは、直ちに児童の感情を動かしたものである。映画が児童にとって強烈に印象付けられるのは、その映画が児童の活動性に適合しているだけの印象ではない。

児童の側にあつてその活動をリズム的に表し、それを児童の感情に直接打ちつける軽快な音楽の力が深い印象を与えるのである。映画から音楽を取り除いたならば真似ようとする好奇心を起すまでの印象もあれほど強くはないと考えられる。

これを要するに、自分が初めに唱歌劇が道徳と反することなく、しかも、特殊な効果を持つといったのは、この道徳暗示の美化と音楽的表現の印象である。拙劣な、枯れ木のような修身教授よりも優れること数々であると思う。

社会教化と唱歌劇

物質文明に眩惑する社会はこれに伴う悪い思潮に刺激を受けてその精神生活は著しく円満ではなく、思想の悪化をきたしている。地方農村に置いてもこの傾向は著しい。しかも、趣味の問題に至れば変わらず、低劣である。農村地方は、むしろ物質文明寄りの悪い思潮により更に低下しつつあるとも見れる。物質文明そのものは社会文化の進展となり、知力啓発の原動となるが、これに伴う悪思潮から受ける影響から救済しなければならない。その救済の方法としては精神生活に潤いを与えることが急務であると考え。宗教でもよい、道徳的指導でもよい、それらもなければならないが、それと共に、感情生活の教育と趣味の向上を図ることが忘れることのできない大きな一面である。この点について、私は唱歌劇を利用することは大きな効果を上げるものであることを信じる。特に我が国の多数を占める地方農村の教育は、その地方小学校の教育の拡張として学校教育に向かって要求されている現状を見て、農村教育において特にその利用を唱導したいのである。

青年団、少女会においても同様で、知力の啓発も大事であり、講演による道徳指導や体力の錬磨も必要だが、それと共に大きな影響をもち、しかも人間生活の大きな平面である感情や趣味教養の問題がにわかに疎かにされている傾向が著しいことを残念に思うのである。

唱歌劇は芸術との関係に置いて述べたように、感情や趣味の教養に著しい関係を持つもので、特にそれが総合芸術であるため、その題材と脚色によってはよく宗教や道徳的の教化の材料ともなり得るのであって、極論すれば、精神生活をよりよく導くための全てが組み込まれているともいえないことはない。更に言えば、知力啓発の暗示ともなりうると思うのである。

唱歌劇が劇的表現であるがゆえに如何なる人にも親しみやすく、近代音楽の理解できない人でも人の目より入る容姿の表現はよくその劇の内容を知らせることができる。ましてはその音楽的表現が易しいものであれば親しみやすく、理解しやすい。唱歌劇が人に及ぼす教育的価値を考察して、適応した題材と脚色と表現とを用いるのであれば、社会教化＝とくに農村で必ず多くの良い結果

を得るのではないかと思うのである。

また、家庭を改良することも今の社会教化の一つの問題であるが、教育的であつて、かつ、一般人に親しみやすいこの唱歌劇が児童を通じ、または直接的に家庭に及ぼす影響も相当に認められると思う。

私は以上の一、二例を述べて社会教化時に農村文化の善導と開発について、忘れてはならない一面と感情と趣味教育の方面に対して唱歌劇の利用を提唱するである。

ではどのように利用するのか、その実際はさらに考察を要することである。

実際上の諸問題

唱歌劇の実演する上では、種々の注意すべき問題をもつ。脚本の問題、舞台装置や体の表現上の問題、音楽の表現の問題など、細かく考えればなかなか多いが、要するに、我々の出発点は児童—そのものになければならない。それらのすべては児童を対象にした児童の表現でなければならない。私は今この根本に立ってきわめて簡単にこれらの諸問題について注意すべき点を述べてみたいと思う。

脚本の問題

劇における脚本はその劇の根本を定めるものである。これは普通劇に置いても唱歌劇に置いても同様であつて、作者の中心思想を美的、総合的に表現したものである。したがつて、一度、全体を通して、脚本を通じて作者の思想をつかみ得るものでなければならない。作者の中心思想をどのような描き方で表現するか、技巧が見る者にどのような印象を与えるのかの岐路となり、その演出に変化を与え、劇としての価値を左右することになるため、脚本はその劇の根本をなすともいえる。

唱歌劇は見る者に何らかの教育的思想を与えようとするものであり、児童には感情的印象、思想的な印象、美的な印象を与えて、他の追求しがたい教育作用による効果を上げることであるため、この脚本については特別に注意をはらわなければならない。たとえそれが序章やエピローグに用いられる小品であつても決してにわかに考えてはならないことである。この意味に置いて、訳本についての注意点を列記してみるならば、

1. 題材は児童に何らかの思想を与えるものでなければならない。
2. 作者の思想はまず児童に受け入れられるようにしなければならない。
3. 作者の思想表現法は文学的であり、快適な美であり、児童の心理の考察に立脚されてなければならない。
4. 表現法は深みを持たなければならない。しかも作者の理想がその奥にあるものがよい。
5. 表現法は地方色を考え合わせる必要がある。

現在は教師が脚本の大部分を作っているが、以上の注意点を総合して、児童そのものから離れられないため、脚本自体も児童自らが相応することが理想である。芸術が展望する想像力の錬磨等から考えても、児童の脚本を創作しなければならない。これはかなり困難なことではあるが、少なくとも教師は理想としてこの方面に指導の方向性を向けなければならないのである。

舞台表現

ここで舞台表現ということは脚本をいかに舞台上に置いて演じるかの問題で、音楽的表現、対活、姿態、表現や衣装などを含む。

作者の思想を脚本として表現した時、それはまだ劇ではない。その脚本を舞台上で演じて初めて劇となる。脚本を劇化して脚本の持つ思想を強烈に印象づけることはこの舞台表現のよることが大である。

1. 唱歌劇は音楽表現を主体としたものであるがゆえに、舞台上における音楽表現は十分に音楽として練られていなければならない。
2. 舞台上における身体の表現は脚本が児童に合わせなければならないのと同じく、児童としての身体表現であり、表情であることが必要である。

この第2項については、脚本の作者やステージマネージャーが相当に頭を練らねばならない問題である。ここで少し敷衍すると、児童としての身体の表現でなければならないということは、あるものを児童として見た場合と、大人として見た場合とではそのものを象徴した身体の表現は異なるはずである。例えば、神というものを表わさなければならない場合、児童と大人とでは考えが異なる。児童は単純である。この場合、単純な児童の考えに基づいて身体の表現方法を指導しなければならない。大人の考えを真似させてはならない。まあ少しは大人の考えで補う必要もあるが、根本は児童による思想、人、物に立脚しなければならないことをいうのである。これと同じ意味で、

3. 衣装は児童らしく単純化しなければならない。

舞台上での身体や表情の表現は総じて、児童らしく単純化されなければならない。このためにはまず登場する児童に対して脚本の持つ思想、これに現れる人、物、などを十分に理解させなければならない。こうして、児童はその思想に共鳴し、その中に入ってその人となり、其の物となって、ここに児童としての人や物があらわれてくる。これを根本として指導しなければならない。この点についても児童に工夫考案させるように向かいたい。児童はその考えは単純であってもそれを象徴して表出する場合、意外なデリケートさを持つことがある。

舞台と舞台装置

舞台すなわち演出の場所はどこでもあってよいもので

あるが、これが教育であるとの意味をもち、また、表面上に著すことに置いて、なるべく教育に適した場所を選ばなければならない。まだ芸術というものに理解持たず、特に劇というものには一種の非教育的先入観をもつ現今においては、この場所が唱歌劇に対する一つの誤解を生じさせることが多いのである。私はこの意味において、学校の唱歌劇はやはり学校に置いてなされるべきと思う。学校に置いて講堂や適当な場所が無い時はやむを得ないが、その場合は他の場所において行う明確な理由をもとに、児童はもちろんのこと、一般の客に対しても説明する必要があると思う。

次に、舞台装置であるが、これも一言にしていえば単純化が必要である。その場所、その時をなるべく単純に象徴することを考えなければならない。単純な装置の中に単純な舞台表現を生かすところに普通劇とは異なる学校劇の特色と組み立ての苦心があるのであり、また、教育上の価値をも認めたいと思うのである。

唱歌劇における舞台装置は主として背景である。その背景も主として絵画である。これらも児童の作品に待つ時、最も教育的で、教師が作るにしても児童の作品に依るとしても、脚本が持つ思想と舞台表現とを透して、いかに単純にその時や場所を表すかを考えなければならない。

唱歌劇の陥りやすい弊害と注意すべき傾向

この題目について述べることは、今まで書いてきたことの裏面を述べることになるが、この問題は唱歌劇の致命的な事柄であり、かつ、近頃その傾向に陥りつつあるものではないかとの懸念があり、ここに項を改め、声を新たにして述べるわけである。

1. 情緒的好事家

唱歌劇は一つの芸術であり、その表現主体が音楽であるがゆえに最も感情生活に大きな刺激を与える。その結果、しばしば、情緒生活の好事家に陥る恐れがある。すなわち自己の感情生活を意識的あるいは遊戯的に楽しむ悪弊に陥りやすいことである。涙を流して悲しむ、その悲しむことが楽しいのであり、喜ぶけれどもその喜ぶことが楽しいのであって、悲しみや喜びはさらに永続性を持たず、ただその時の自己の感情の興奮そのことを楽しむ情緒生活に彷徨するもので、これらの人は、普通、感傷的になりやすいのである。一度この感傷気分にと陥ると脱却することが難しくなる。こうした意味の芸術に夢中になって深入りすると、遂に脱却することが難しくなる。こうした意味の芸術耽美者には、まず普通は、脚本の作者である教師が陥りやすい。このような悪弊に陥った人の題材は、その多くが悲愁的であり、その表現は感傷的で、児童の純真な感情生活を純粋なまま豊富に成長させていこうとすることを忘れ、自己の情緒生活の満足

のために何かを求めてくる傾向が多い。感傷的な表現に対しては児童の感情は最もひかれやすく陥りやすい。特に女兒にはこの傾向が強く、一旦これに陥れば児童は自ら要求して悲愁の中に立つことを楽しむ一種の感情の変化を起こす。そして、作者はこれに気づかず、自分が作った作品が成功したとして、ますます自己の情緒生活を発表し、ついに児童を一種の好事家にさせてしまう。軽快な題材や、ただ児童の興味本位のものは、比較的弊害の浸透度は少ないようだが、感傷的な作品は特別な注意をもってしなければならない。最近こうした材料を好んで取り扱う人が多い傾向があるのではないか。我々は常に自己の感情生活を反省し、児童に対してどこまでも内容的には何らかの思想を獲得させて、感情的にはこれを豊富に純真に育んでいくことに慎重に考慮を巡らせなければならない。

2. 唱歌劇の特質の忘却

唱歌劇を取り扱う前に、我々はその特質を十分把握しなければならない。そうでなければ普通劇と唱歌劇、あるいはいわゆる歌劇と唱歌劇との接近、混同を来す。特にいわゆる歌劇との混同に陥りやすい。その結果は、脚本、舞台表現、舞台装置あるいは紛争を純歌劇に近づかせようと努め、単純化しなければならない事柄を複雑化しようとする傾向になる。近頃、宝塚歌劇団の脚本が公刊されるに至って、この傾向がますます多くなったように思う。

我が国の現在の歌劇—宝塚歌劇のようなもの—は、西洋のそれと少々趣が違っているようで、我が国の現在の歌劇は、まだいわゆる芝居の芝居を簡単な唱歌に変えたにものように留まるようである。しかもそれは芸術を売り物にする一つの興行であり、唱歌劇は音楽表現を主体に成立するもので、台詞は補助であり、他のものも補助である、そして我々は教育のために学校において行う仕事であって、児童を児童に対してなすものである。我々が教育のために用いようとする主点を忘れることにはならないのである。

3. 結び

以上述べたことは極めて簡単で、なお細かい部分にまで論議するところはあると思う、教育的価値にしても児童の劇的本能、芸術的表現の指導など、かなり深く研究すべきものがあり、実際上の問題についても今少し、細かく、見なければならないこともあるが、要するに唱歌劇が教育に及ぼす価値を基準として、児童の清纯、単純さを標準の基準として、児童の内面に深い考慮をもって進めていかなければならないと思う。

さらに、最後に付け加えねばならないことは、唱歌劇を行う時を考えることである。これにとらわれてこれの万能を唱えたり、または大切な唱歌の時間を唱歌劇のた

めに丸潰しにするようなことがないようにしたい。声楽もやりすぎると中毒を起し、刺激も間断なくあれば無感覚になることを知らなければならない。

解説

著者の木村貞吉は山口師範学校の訓導である。木村は唱歌劇における道徳的な教化面における劇の効用性を唱え、音楽表現を主体とした児童本来の思いを表現できる場として学校劇をとらえていた。

また、木村は系統的な学習を基礎とした唱歌教育についても児童の主体的な学習を理想としていた。豊浦郡小月尋常高等小学校在籍時の大正5年(1916年)『防長教育』第222号に発表した「動的唱歌教授に就て」では、教師の範唱を模倣するだけではなく、児童自らが自主的に取り組む「動的な学習」が求められているという。動的取り扱いとは、「耳に入りし音を直ちに口より真似しめずして、之を脳裏に於て咀嚼消化し、而して之を口に表わさしめんとするもの」であり「意識されたる視唱法をなさしむる」ものであった。唱歌教育の本来の価値は、受け身ではなく子どもが意識して歌うことであるとし、読譜力向上の必要性を唱えていた。

文献2 角田 新「学校劇の行くべき道」

大正12年(1923年)『山口県教育』第276号

近頃、坪内逍遙博士が書かれた「家庭用児童劇」の第一集を読んで色々なことを考えさせられた。皆が知るように坪内博士は演劇について特に造詣の深い方で、明治年間から現代へかけての我が国の劇の発達博士の指導に待つことが多かった。ただに純粹の演劇のみならず、民衆本位の聖誕劇なども博士の力によって唱導されるようになったのである。今、博士がさらに児童劇についてその深い造詣を示して下さるのは、児童教育者としての我々にとって大なる福音といわなければならない。

博士は、在来の童話、童話劇などが主として大人の表現であるということをご否定されている。児童劇は子どものために作られ、子どものために演じられるものでありたい。「子どもの頃から」「子ども自らによって」「子ども自身のために」「子どもに関連した題材」などということ、書く時にも演じる時にも考えられてありたいのだと、博士は言っておられる。在来の童話劇には、文学者などの単なる芸術欲の発露として見た方が当然なもの、興行者の都合が主になったもの、修身講話の材料かと思うほど教訓本意になりすぎたもの、依然として桃太郎や金太郎式の陳腐な材料のモノ、外国種そのままの異国情緒に偏った子どもには縁の遠いもの、あるいは脚色が複雑すぎて分かりにくかったり、残忍殺伐であったり、説明や講釈が多かったり、感傷的であったり、かすかな性的連想を起こすような筋立てだったりするものが多いとも言われている。博士は児童劇の要素を簡単、純

朴、無邪気の3つに分けておられる。そして、知識の注入や道徳的教訓などは暗示程度にとどめるというのである。いずれも肯定される事柄である。

「家庭用児童劇」にある博士の書かれたテキストは、博士の児童劇に対する所信を実際的に遺憾なく示された意義のあるものであった。もっとも、博士は家庭への贈り物としてこのようなよい創作をされたのであるが、我々はそうした意義のあるものを参考として学校劇の行くべき道を決めなければならないと思う。

私がここで学校劇というのは、学校の学級会などで行われる劇めいたものを総称しているのである。対話、童話劇、童劇、子ども劇、児童劇、対話唱歌、唱歌劇、童謡劇などと、その名目は種々であろうが、要するに、劇の動作や内容を主にしたものと、唱歌を主にして劇の内容や動作を展開していくものとに分けられると思う。前者にしても後者にしても、現在行われている学校劇は非常に雑駁なものである。それは指導の任に当たる教師が、劇についても音楽についても理解が乏しいから起こる事だと考えられる。基本についていえば劇や音楽について生半端な解釈しか持ち合わせにない台本を作るから起こることである。学校劇は大人向けの劇や純粹の歌劇とは進み行く道が異なっていなければならない。それに、演劇や音楽などを了解していない人達が何の考えもなくその基本を作ると、劇や歌劇の俗悪な所や安っぽい所を真似た点の多いものが出来るのが普通である。そうしたまづい台本が何らの選択もなく、大方の学芸会などで使われているのである。台本を提供する人たちはいうまでもなく、台本を児童に使わせようと考えている教師たちは、劇についても音楽についても意義のある研究をしてほしいものだ。そうして大人向けの演劇と子どもの劇との分岐点を知り、さらに進むべき道を確認と理解していただきたい。

現在では、唱歌劇とか対話唱歌とかいうものは、ほとんど語るに足らないと言っても過言ではあるまい。それらの中には、宝塚の様な劇があるかと思えば、よく場末の劇場などで上演されるような、如何わしい物もある。この方面では「家庭用児童劇」というような子ども本意のよい創作も今のところではないし、またこれに特別努力しようという人もまず無いようである。今の有様であるなら、劇や音楽に悪かぶれしない子どもが台本の方が、色々な欠点があるにしろ、純粹なだけ優れていると考えられるような気さえする。

学校劇は子ども本位であるということは大いに主張しなければならない。したがって、演ずる子ども達も見ると子ども達も共に楽しい境地に置かれなければならない。公演に際し、指導者は子ども以外の外部へ対して、虚栄的な顧慮などは全く考えないようにしなければならないと私は考える。子ども以外の観客は、いわば附属的な第二義的なもので、主客はどこまでも子ども達でなければ

ならない。子ども達が面白く演じ、愉快に見物してくれるれば事足りるのである。

故に、練習の際、子ども以外の観客に対する配慮から、むやみな練習をするのは意義ないことである。つまらない学校の運動会前の様に、正課の授業を止めてまで練習することは絶対避けたいことである。

その他、舞台背景や衣装などの問題があるが、始めからおぼつかない言い方を想定して書き出した為、このあたりで尻切れトンボになろう。子どもの劇について興味を持たれる方は是非、坪内博士の「家庭用児童劇」を読んでほしい。

解説

著者の角田新は下関市養治小学校の教師である。『赤い鳥』にも自作の童話を投稿しており、大正7年（1918年）12月発行の『赤い鳥』第一巻第六号には、入選創作童話として「鼠のお餅」が、大正9年（1920年）発行の第五巻第一号には「耳の橋」が掲載されている。教育会雑誌においてもこの論述の他に「唱歌雑感」「続唱歌雑感」「芸術教育より観たる唱歌教授の欠陥」など、唱歌教育に関わる論述を多く投稿している。

角田も木村と同様に、学校劇が子どもの思いの表現の場であるべきで、演者である子どもと観客としての子どものそれぞれが楽しめる場となることを望んでいた。坪内逍遥による子どものための子どもによって演じられる劇を理想とし、学校劇は子ども主体の活動であり、教師の虚栄心によるものではなく、教師の導きにより優れた作品を鑑賞し、心から感じたことを歌うことで子どもの美的な創造力を高めることができるという。児童の創作を通して、児童の心中に潜む美的な創造力を引き出す教師の役割に言及していた。

Ⅲ. おわりに

大正期の山口県の教師らは子どもの主体的な思いの表現の場として学校劇をとらえていた。また、子ども主体の表現を実現するために、児童の内にある思いを引き出す教師の指導や関わり方にも言及していた。教師の虚栄心ではなく、子どもの主体性にもとづく劇表現を真剣に願う地方教師の思いが伝わってくる。大正新教育の流れのなかで、地方の教師らはそれぞれの目の前の子ども達の表現について、各自の理想をもとに、日々、指導にあたっていた様子が伺われた。

参考文献

1. 佐々木博『日本演劇教育—学校劇からドラマの教育まで—』晩成書房、2018年。
2. 梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、

2007年。

3. 富田博之『日本児童演劇史』東京書籍、1976年。
4. 山口県文書館編『山口県政史』、1971年。
5. 山口県教育会編『山口県教育史』、1986年。

6. 高校における運動部活動を通しての生徒の成長—芦原空手の場合—

和田 徹也

本稿は、筆者が教鞭をとっている福岡大学附属大濠高等学校で、空手道同好会の顧問をしているなかで、日本の文化としての空手道の素晴らしさをどのくらい部活動生に伝えることができたのか、エッセイ風に書こうと思う。まず、筆者が現在においても修行している新国際空手道連盟芦原会館の理念を正確に記す。次に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年 スポーツ庁）10頁以下「運動部活動での指導のガイドライン」に基づいて、本校の空手道同好会の指導上の立場を明確にする。最後に、空手道同好会所属の生徒たちにアンケートを採った内容により、具体的にどう成長したのか、アンケートに記された生徒たちの文言を記し、本校空手道同好会のレーゾンデートルを述べたいと思う。また本稿は芦原空手の広報ではないことをはっきり申し述べておく（いわゆる、「間に合ってます」）。ちなみに、筆者は、新国際空手道連盟芦原会館福岡支部長、同会館九州北地区統括責任者であり、同会館には本稿掲載に同意を頂いている。また、文脈に応じて芦原空手とサバキという語を同義の言葉として用いている。

一 空手の素晴らしさを追究しよう

筆者は、下記の新国際空手道連盟芦原会館 初代館長芦原英幸氏の空手に対する理念を支持し、部活動生を指導している。この理念は筆者が還暦を迎えた今にも生涯武道として精進を積む源泉でもある。

『実戦！芦原カラテ3 基礎編』（講談社、1990年）184頁から引用する。下線は筆者。

- より安全に
- より正しく（フォーム、バランス）
- より早く（スピードアップ）
- より力強く（パワーアップ）
- より高く（ハイテクニック）
- 自分自身にチャレンジ

この目標をいつも心において、私は空手を追求してきた。……

空手には無限の可能性がある。相手と対して、一瞬のスキを見せることが、即、負けにつながり、相手の一瞬のスキを逃さないことが、即、勝利につながる。スキを作らないための、スピーディーで滑らかな動き。スキを一瞬にして見極める鋭い感覚。そして、その緊張感に耐えられる強い精神力。スポーツとしての体力、技術養成と同時に、倒すか、倒されるか、という武道の精神力養成の二つを、空手は備えている。……

一見、矛盾と思われるかもしれないが、相手を傷つけないためには、相手をどう倒せば傷ついてしまうのかを知る必要がある。

る。私が指導する空手も、相手を倒すためのテクニクではあるが、同時に相手の身を気づかうテクニクでもある。安全で有利なポジションに立ち、自分が優勢な形をとれば、それ以上痛めつける必要はない。しかし、相手が、さばかれてしまったことに気づかなければ、無駄な抵抗もするだろうし、あえて倒さなければならなくなる。さばかれた人が、さばかれた状態から、これ以上攻撃されたら大変なことになる、と理解できなければ、結局、空手は倒すための道具にすぎなくなってしまう。倒せることを知って、倒さない、という自制心と、倒されることを知って、倒される前に負けを認める謙虚な心、これが空手の武道としての精神である。空手を学ぶ人すべてがこのことを理解してくれば、空手の稽古で大げがをするなどという恥ずかしいことは起きないはずだ。

顧問である筆者は、上述したとりわけ下線部の文言に沿って、指導しているため「空手の稽古で大げがをするなどという恥ずかしいこと」は発生しておらず、部活動生の半数は女子生徒であることを鑑みれば、初代館長芦原英幸氏に恥じる指導は行っていない証左になると思う。

二 文科省やスポーツ庁のスタンス

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（以下、ガイドライン）掲載の「運動部活動での指導のガイドライン」2. 生徒にとってのスポーツの意義には、以下の文言が記されている。

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

また、「運動部活動での指導ガイドライン」3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等についてという項目の中で、「学校教育の一環として行われる運動部活動は、……生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます」という箇所では

下の文言が記されている。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確信、努力による達成感、充実感をもたらす。

この引用したガイドラインは平成25年5月に発表されたものであるが、筆者は内容的には前述『実戦！芦原カラテ3 基礎編』184頁（講談社、1990年）の文言内容と径庭はないものと認識している。

前述のように本稿は、芦原会館の広報活動の一環ではないが、文科省のスタンスと本校部活動との有機的連関性があるため、芦原会館道場訓も記しておく（芦原英幸『空手に燃え、空手に生きる』（講談社、昭和63年）24頁）。前掲書『基礎編』（講談社、1990年）184頁と、この道場訓によって本校の空手道同好会の指導上の立場がさらに明確になると思う。

- 礼節を忘れない事
- 努力、精進を怠らないこと
- 心技の向上を図ること
- チャレンジの精神を持ち続ける事
- 常に反省を忘れない事
- より正しい空手の道を全うする事

三 運動部活動生徒の芦原カラテをめぐる人としての成長

これについては、筆者の思い込みを排除するため、生徒たちにアンケートを取ってみた。

対象者は、芦原空手の理念や技術がある程度身分かっている（アンケートの質問項目に答えられる程度）生徒である。今の時点で引退している3年生については、芦原会館の昇給審査を受け、いわゆる色帯（8級～4級）取得者4名（男子2名、女子2名）の生徒、2年生は全員白帯（無級）であるが6名（男子3名、女子3名）、そして本校同好会発足以来（平成8年）、初めての女子部長である卒業生、計11名である。

アンケートの質問項目（実証的に生徒の成長を知るためにアンケートの回答はそのまま引用する。下線は筆者）

- ※質問項目の下記（i）～（xi）は、順次（i）から（v）までは色帯（8級～4級）、あとは白帯（無級）。
- ※生徒の回答の中に、サバキという言葉があるので定義を記す。

サバキとは、今までの空手の、殴り合っただけの強い方が勝つというイメージから、より合理的にトレーニングをして全身の機能を高めたものが勝つという空手に変えるために生まれた、芦原カラテ独自の「空手」のことである。より安全に、打たれずに

打つ、倒されずに倒すための動き方でもある（前掲書『基礎編』（講談社、1990年）140頁）。

①始めたきっかけは？

- （i）元々武道に興味があり、その中でも空手をしてみたかったから。
- （ii）空手に興味があったから。
- （iii）強くなりたかったから。
- （iv）護身として空手道を習得したいと思ったから。
- （v）兄弟が他流派の空手を習っており、元々興味があったから。
- （vi）護身術としての空手を学ぶため。
- （vii）護身術を身に付け、いざというときに自分を守るため。
- （viii）空手に興味があり、体を鍛えたかったから。
- （ix）以前から武道の中で最も興味のある空手を選んだ。
- （x）自分を変えようと思って。
- （xi）体力をつけるため。

②部活動の中で、自ら課した課題は？

- （i）サバキの技術と下級生に教えるための、分かりやすい指導の仕方
- （ii）サバキの習得
- （iii）様々な攻撃に対するサバキ
- （iv）前蹴上げの練習
- （v）部活動と受験勉強の両立
- （vi）基本稽古
- （vii）文武両道
- （viii）技術面では特に回し蹴り
- （ix）芦原空手特有の捌きの習得
- （x）相手を素早く制圧する事
- （xi）腰の回転運動

③何故その課題に取り組もうと思ったのか？

- （i）初めて楽しいと思えたスポーツだったため。また部長に選任して頂いたため。
- （ii）サバキは芦原空手独自のものであるから、身に付けるべきだと思ったから。
- （iii）相手の攻撃がきたときよけることしかしたことがなかったから（この生徒は他流の黒帯である由一筆者）。
- （iv）正しく蹴れなかったから。
- （v）部活動を続けながらも東京大学に合格した先輩の話聞き、自分もそのようになりたいと思ったから。
- （vi）基礎ができていなければ上達しないと思ったから。
- （vii）一生に一度の高校生活で、勉強だけでなく様々なことに取り組みたいと思ったから

- (viii) 技術面で自分が一番できないものだったから。またインパクトの位置を理解していなかったため。
- (ix) 普通の空手とは違う芦原空手は、護身術にも有効であり実践的なのでぜひ習得したいと思ったから。
- (x) 力で劣る所を技術で補うため。
- (xi) 空手の技術において必須の技術であるから。

④その課題をどのように解決しようとしたか？

- (i) 指導の仕方に関しては、初心者にどう教えたら分かりやすいか自分が一年生だった頃を思い出し、鏡の前でフォームを確認したり、指導時の声の大きさに注意した。
- (ii) 基本の動きをまず身に付けるべきだと考え基本稽古・移動稽古、型を真剣に学んだ。
- (iii) 体に慣れさせるため何度も反復練習した。
- (iv) くせをなくして正しく正確に身につけるために、芦原会館のDVDを何度も見ながら練習を繰り返した。
- (v) 塾に通っているため、部活のない日はほぼ塾に行き自習するようになった。
- (vi) 稽古中に先生のご指導をよく聞き、出来ないところを練習した。
- (vii) 部活動のない曜日に効率よく勉強している。
- (viii) 先生や先輩を注意深く観察し、自分と比べた。
- (ix) 相手がどう動くかを考え行動した。また芦原会館DVDを参考にした。
- (x) 相手を捌いた後で自分の次の行動をしやすい所に誘導する事を意識する。
- (xi) 稽古中にとにかく意識した。

⑤なぜその解決方法を選んだのか？

- (i) 私が一年生だった頃の部長は声も大きく、動きや教え方も丁寧だったため。
- (ii) 「基本ができていないのに、サバキができるわけがない」という先生の言葉で技術を得るためには近道はないと思ったから。
- (iii) 考えて対処するのでは、間に合わないことが多かったから。
- (iv) はじめに正しい動きがあまり分からないまま練習を続けていたために妙な癖がついてしまったので、きちんと手本を見て分析することが必要だと思ったから。
- (v) 同好会であることもあって稽古は週2～3回なので自分の時間を作りやすいと思ったから。
- (vi) まず自分のダメなところを理解しなければいけないと思ったから。
- (vii) メリハリのある生活をし、より勉強に集中でき

ると思ったから。

- (viii) 模範例を見て真似し、何回も体にしみこませることが最適だと思ったから。
- (ix) 理想の動きを見たり、相手を想定したりすることで、より実践的に戦えるから。
- (x) 自分では最善と思うから。
- (xi) それをする他に上達することはないと感じたから。

⑥行動した結果・効果はどうだったか？

- (i) 部活を引退した後、後輩からメッセージを贈られたが、そこに分かりやすい指導だったと書いてもらった。
- (ii) 少しずつではあるが、相手の攻撃を捌けるようになった。
- (iii) 相手の最初の一発目の攻撃は受けることができたようになった。
- (iv) 正しく身に付けることができた。その動作を日常でしてしまうほど体にしみつき、好きになった。
- (v) 校内模試でもそれなりの順位を保つことができた。
- (vi) 少しずつ技術を上達させることができた。
- (vii) 空手の技術を身に付けると同時に、成績も維持できた。
- (viii) 少しずつ腰の回転軌道のイメージが体にしみついた。45度角で脚が出せるようになった。
- (ix) まだまだ未熟であるが、以前よりは動けるようになった。
- (x) まだ技術が全然足りていない。
- (xi) 腰のキレが増した。

⑦この部活動から何を学び、どんな影響を受けたか？

- (i) 先生や先輩方、後輩たちと関わることで上下関係やその中の礼儀を学んだ。また日本の伝統文化である空手を国外へも発信していきたいと思うようになった。
- (ii) 少し練習したからといってすぐに出来るようになるわけではない。これは何事も同じことで、すぐに結果をだそうとするのではなく、少しずつでも結果に近づけるように努力することが大切だと考えるようになった。
- (iii) 精神力と忍耐力が自分には欠けていることを学び部活を通して少しずつその力が鍛えられたと思う。
- (iv) 日々、基本稽古や移動稽古に加えてサバキの稽古をしてきて身体を鍛え、精神的にも強くなり、自信がついた。さらにもしものためにも、護身が身についたのでよかった。

- (v) 芦原空手は他流派とは違い、相手を上手く捌いて倒すというサバキの存在があるということを知った。いかにして効率よく相手を倒すことができるのかということが分かってきたように思う。
- (vi) 他の部活動では出来ないようなこと（サバキによる護身や芦原会館の昇級・昇段審査会－筆者）が体験できた。また、部活のない日には他の学校行事にも積極的に参加することができた。
- (vii) 他では学べないような技術を習得することができ、体育祭や文化祭の企画、校外の活動などに参加する時間もできた。
- (viii) 芦原空手は相手を崩すこと（バランスを崩す意－筆者）が基本であり、腰の回転機能が大事であること。また、ハードな稽古を通して少し自分にきびしくなった。短時間での勉強の集中度

が上がった。

- (ix) 礼節と武道の心得を学び、日常生活でも礼儀正しさと謙虚さを心掛けるようにしている。
- (x) 部活動を通して積極的になった。
- (xi) いかに相手から自分の身を守るのか、いかに「暴力」から避けるのかを学んだ。

以上要するに、上記の下線部分が生徒の成長した内容を示す、芦原空手を通しての本校の生徒の生の声である。芦原空手は、「体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む」稽古を行わないと、サバキは身につかないし、特に実戦を想定したスパーリングでは大怪我をする空手であるので、我が空手道同好会はいわゆる安全配慮義務を怠らず稽古に励んでいる。